

教育委員会制度と分権改革に関する調査研究 — 都道府県・市町村教育長の意識調査報告 —

STUDY ON BOARD OF EDUCATION UNDER REFORM OF DECENTRALIZATION
— Report about questionnaire-survey on superintendents' response
to reform of decentralization —

小川正人
藤森宏明
青木栄一

はじめに

本稿は、地方分権推進委員会勧告や中教審答申を踏まえて動き出した地方教育行政改革に関する基礎的調査研究の一端である。前述の勧告や答申にもとづく教育行政改革に関係する主要な法令改正が1999年の通常国会で審議され、予定通り法令改正が実現した場合には、2000年4月から新しい法制度の下で地方の教育行政や学校の改革が取り組まれていくことになる。本稿は、そうした地方における教育行政や学校の改革に先立ち、今回の中教審答申で提言されているさまざまな改革提案について、これからの地方教育行政改革を推進していく要に位置している都道府県と市町村の教育長がどのように評価しいかなる課題意識をもっているのかをアンケート調査で探ったものである。アンケート調査は、「教育委員会制度と分権改革に関するアンケート調査」と称し、設問内容は、Ⅰ．フェイスシート、Ⅱ．教育長の人事・任用、Ⅲ．教育委員の選任等、Ⅳ．現行の国と地方の教育行政制度への評価、Ⅴ．中教審答申の提言に対する評価、である（調査票は巻末に添付している）。調査票は、都道府県教育長用と市町村教育長用の二種類を作成し、都道府県教育長については悉皆調査、市町村教育長については政令市・中核市が悉皆、その他の市町村が無作為抽出をおこない全体で1040市町村を調査した。回収率は都道府県が72.3% (34/47)、市町村が68% (703/1040) であり、市町村の規模別内訳は以下のようなものである（全回収数703であるが、規模別では700となっているのは3つが無回答であった）。

【市町村】	人口規模	回収市町村
1.	1,000人未満	13 (1.9%)
2.	1,000人以上～ 3,000人未満	51 (7.3%)
3.	3,000人以上～ 5,000人未満	79 (11.3%)
4.	5,000人以上～ 8,000人未満	128 (18.3%)
5.	8,000人以上～ 15,000人未満	151 (21.6%)
6.	15,000人以上～ 30,000人未満	99 (14.1%)
7.	30,000人以上～ 50,000人未満	51 (7.3%)
8.	50,000人以上～100,000人未満	50 (7.1%)
9.	100,000人以上～300,000人未満	45 (6.4%)
10.	300,000人以上～500,000人未満	24 (3.4%)
11.	500,000人以上	9 (1.3%)
	(標準偏差 14.896)	合計 700 (100%)

以下、設問項目に従って、Ⅰ．フェイスシート、Ⅱ．教育長の人事・任用、Ⅲ．教育委員の選任等、Ⅳ．現行の国と地方の教育行政制度への評価、Ⅴ．中教審答申の提言に対する評価、の順にアンケート調査内容を集計、分析していく（Ⅰ．Ⅱ．Ⅲは藤森、Ⅳは青木、はじめに、Ⅴ、おわりに、を小川が分担している）。

なお、本調査は、平成10年度文部省科研費（平成10年～平成13年 研究題名「地方分権改革下における地方の教育行政改革の取り組みとその規定要因に関する調査研究」研究代表者 小川正人）の交付により実施されたものである。

1. フェイスシート

1-1 フェイスシートの概要

ここでは、アンケート調査に回答した教育委員会教育長の属性並びに当該教育委員会の活動状況・当該自治体の人口規模・財政力指数を紹介する。

(1) 性別・年齢構成

性別に関しては表1によると、都道府県・市町村を問わず大部分の教育長は男性である。また、年齢構成については表2によると、市町村教育長は60歳以上の教育長が約8割なのに対し、都道府県教育長は55～59歳で7割以上を占めている。

表1 性別

F 1	市 町 村	都 道 府 県
1. 男	699(99.4%)	34(100%)
2. 女	4(0.6%)	0(0.0%)
合計	703(100%)	34(100%)

表2 年齢

F 2	市 町 村	都 道 府 県
1. 40歳未満	1(0.1%)	0(0.0%)
2. 40～44歳	3(0.4%)	0(0.0%)
3. 45～49歳	4(0.6%)	1(2.9%)
4. 50～55歳	23(3.3%)	0(0.0%)
5. 55～59歳	113(16.1%)	25(73.5%)
6. 60～64歳	251(35.8%)	8(23.5%)
7. 65歳以上	307(43.7%)	0(0.0%)
合計	702(100%)	34(100%)

(2) 教職・教育行政・一般行政の経験の有無と直前の職歴

教職経験については、市町村は約7割が「あり」と回答しているのに対し、都道府県は半々である点が特徴的である(表3参照)。

表3 教職経験

F 3	市 町 村	都 道 府 県
1. あり	482(68.6%)	16(47.1%)
2. なし	221(31.4%)	18(52.9%)
合計	703(100%)	34(100%)

教育行政経験に関しては市町村は教職経験の有無の項目とその傾向を同じくしているが、都道府県は約8割が「あり」と回答している(表4参照)。

表4 教育行政経験

F 4	市 町 村	都 道 府 県
1. あり	476(67.9%)	27(79.4%)
2. なし	225(32.1%)	7(20.6%)
合計	701(100%)	34(100%)

また、一般行政経験については、市町村・都道府県ともに教職経験と逆転した関係にある(表5参照)。

表5 一般行政経験

F 5	市 町 村	都 道 府 県
1. あり	222(31.6%)	20(58.8%)
2. なし	480(68.4%)	14(41.2%)
合計	702(100%)	34(100%)

直前の職歴については、市町村は6割以上が教育関係の職であったのに対し、都道府県は地方公務員であったものが半数近くを占めている(表6参照)。

表6 直前の職歴

F 7	市 町 村	都 道 府 県
1. 教育長	27(3.9%)	0(0.0%)
2. 教職員	333(47.6%)	10(29.4%)
3. 教育委員会関係職員	88(12.6%)	8(23.5%)
4. 3以外の地方公務員	164(23.4%)	15(44.1%)
5. 国家公務員	2(0.3%)	1(2.9%)
6. その他	86(12.3%)	0(0.0%)
合計	700(100%)	34(100%)

(3) 教育長としての在任期間

在任期間については、市町村と都道府県で明確な違いが見られた。市町村の場合はまばらに散らばっており、8年以上(2期以上)教育長を務めているものが15%近くも存在するのに対し、都道府県は、6割近くが2年以内であり2期目に入っていると思われる5年以上のものがほとんど存在しなかった(表7参照)。

表7 教育長としての在任期間

F 6	市 町 村	都 道 府 県
1. 1年	101(15.0%)	13(38.2%)
2. 2年	125(18.6%)	10(29.4%)
3. 3年	105(15.6%)	6(17.6%)
4. 4年	71(10.5%)	3(8.8%)
5. 5年	54(8.0%)	0(0.0%)
6. 6年	79(11.7%)	1(2.9%)
7. 7年	42(6.2%)	1(2.9%)
8. 8年以上	96(14.3%)	0(0.0%)
合計	673(100%)	34(100%)

(4) 当該自治体への在住期間

当該自治体への在住期間に関しては、市町村・都道府県いずれの場合も40年以上在住しているものが多数を占め、地元志向が強いことがわかる（表8参照）。

表8 当該自治体への在住期間

F 8	市 町 村	都 道 府 県
1. 1～4年間	28(4.0%)	1(3.0%)
2. 5～10年間	33(4.7%)	0(0.0%)
3. 11～20年間	17(2.4%)	2(6.1%)
4. 21～30年間	31(4.4%)	3(9.1%)
5. 31～40年間	62(8.9%)	0(0.0%)
6. 41～50年間	67(9.6%)	4(12.1%)
7. 51～60年間	180(25.8%)	21(63.6%)
8. 61年以上	223(31.9%)	0(0.0%)
9. 他自治体から通勤 または0年	58(8.3%)	2(6.1%)
合 計	699(100%)	33(100%)

(5) 週当たり勤務時間

週当たりの勤務時間については、市町村・都道府県いずれの教育長も大部分が「40時間」と回答した。これは労働基準法に定められている労働時間であり、実際の勤務時間であるかは定かではない。我々としては、実質的な労働時間についての質問をしたつもりだったが、どうやらその意図を汲み取っていただけなかったようである。しかしながら、46時間以上と回答している教育長も約1割おり、多忙な活動をしている教育長もまた存在することが窺える（表9参照）。

表9 週当たり勤務時間

F 9	市 町 村	都 道 府 県
1. 39時間以下	76(10.9%)	0(0.0%)
2. 40時間	508(73.1%)	30(88.2%)
3. 41～45時間	33(4.7%)	1(2.9%)
4. 46時間以上	78(11.2%)	3(8.8%)
合 計	695(100%)	34(100%)

(6) 教育委員会の組織・活動内容について

次に、教育委員会の組織と活動内容についての調査結果をまとめる。まず教育委員数については今回調査した自治体の大部分は5人制を取っていることがわかる（表10参照）。

表10 教育委員数（都道府県はすべて5人制）

F 10	市 町 村
1. 教育委員5人制	688(97.9%)
2. 教育委員3人制	15(2.1%)
合 計	703(100%)

教育委員の研修回数（年ごと）については、都道府県に比べ市町村の方が研修を多く行っていることがわかる（表11参照）。

表11 教育委員の研修回数（回／年）

F 11-イ(F 10-イ)	市 町 村	都 道 府 県
1. 0回	6(0.9%)	9(28.1%)
2. 1～3回	443(63.6%)	17(53.1%)
3. 4～6回	194(27.9%)	4(12.5%)
4. 7～9回	21(3.0%)	0(0.0%)
5. 10～12回	21(3.0%)	1(3.1%)
6. 13～15回	7(1.0%)	1(3.1%)
7. 16回以上	4(0.6%)	0(0.0%)
合 計	696(100%)	32(100%)

また、一回平均の研修期間は、市町村・都道府県いずれも1日・2日と回答した者が多いが、約15%の市町村は3日以上行っている（表12参照）。

表12 教育委員の研修期間（日／回）

F 11-ロ(F 10-ロ)	市 町 村	都 道 府 県
1. 0日	4(0.6%)	3(12.0%)
2. 1日	357(52.4%)	10(40.0%)
3. 2日	208(30.5%)	10(40.0%)
4. 3日	47(6.9%)	1(4.0%)
5. 4日	25(3.7%)	1(4.0%)
6. 5～7日	32(4.7%)	0(0.0%)
7. 8日以上	8(1.2%)	0(0.0%)
合 計	681(100%)	25(100%)

教育委員会の会議には定例会・臨時会・教育委員協議会などが存在する。定例会については、市町村・都道府県いずれの場合も「12～15回」が最も多く、月に一回ほど開催していることがわかる。平均的には都道府県の方がその回数は多い（表13参照）。

表13 定例会回数(回/年)

F12-イ(F11-イ)	市町村	都道府県
1. 0回	4(0.6%)	0(0.0%)
2. 1~5回	51(7.4%)	0(0.0%)
3. 6~10回	120(17.4%)	0(0.0%)
4. 11回	22(3.2%)	1(2.9%)
5. 12~15回	490(70.9%)	26(76.5%)
6. 16~19回	1(0.1%)	1(2.9%)
7. 20~23回	1(0.1%)	3(8.8%)
8. 24~25回	2(0.3%)	3(8.8%)
合計	691(100%)	34(100%)

臨時会については、市町村・都道府県いずれも「2~5回」が最も多いが、「5回以下」が、約8割を占め、全体的にもその傾向は類似している(表14参照)。

表14 臨時会回数(回/年)

F12-ロ(F11-ロ)	市町村	都道府県
1. 0回	47(7.1%)	4(12.5%)
2. 1回	139(21.0%)	5(15.6%)
3. 2~5回	432(65.3%)	17(53.1%)
4. 6~9回	25(3.8%)	3(9.4%)
5. 10~12回	14(2.1%)	2(6.3%)
6. 13回以上	5(0.8%)	1(3.1%)
合計	662(100%)	32(100%)

教育委員会協議会等回数については、全く開催しない自治体が市町村・都道府県ともに約3割存在する一方で、市町村の場合は2~5回というところが最も多い。都道府県の場合は10回以上開催しているところも約3割存在し、都道府県といえどもその多様性が窺える。

表15 教育委員協議会等回数(回/年)

F12-ハ(F11-ハ)	市町村	都道府県
1. 0回	173(30.3%)	11(34.4%)
2. 1回	84(14.7%)	6(18.8%)
3. 2回~5回	240(42.0%)	3(9.4%)
4. 6回~9回	27(4.7%)	1(3.1%)
5. 10回~13回	39(6.8%)	5(15.6%)
6. 14回~17回	5(0.9%)	3(9.4%)
7. 18回~21回	2(0.4%)	2(6.3%)
8. 22回~25回	0(0.0%)	0(0.0%)
9. 26回以上	1(0.2%)	1(3.1%)
合計	571(100%)	32(100%)

事務局本務職員数については、市町村は「4~9人」「10~17人」で約6割を占めているものの散らばりが大

きい。紙面の関係上省略するがこれは常識的には、人口規模との関係上このようになっているのであろう。都道府県についても、「200~299人」を頂点に、だんだんその数を減らしていることから、同様のことが予想される。

表16-1 事務局本務職員数(市町村)

F13	市町村
1. 0~3人	63(9.1%)
2. 4~9人	261(37.7%)
3. 10~17人	161(23.2%)
4. 18~20人	21(3.0%)
5. 21~29人	42(6.1%)
6. 30~39人	34(4.9%)
7. 40~49人	16(2.3%)
8. 50~59人	14(2.0%)
9. 60~69人	10(1.4%)
10. 70~79人	8(1.2%)
11. 80~89人	7(1.0%)
13. 90~99人	9(1.3%)
13. 100~149人	15(2.2%)
14. 150~199人	5(0.7%)
15. 200~299人	6(0.9%)
16. 300人以上	21(3.0%)
合計	693(100%)

表16-2 事務局本務職員数(都道府県)

F12	都道府県
1. 200~299人	11(32.4%)
2. 300~399人	8(23.5%)
3. 400~499人	5(14.7%)
4. 500~599人	3(8.8%)
6. 600~699人	2(5.9%)
6. 700~799人	1(2.9%)
7. 800~899人	0(0.0%)
8. 900~999人	1(2.9%)
9. 1000人以上	3(8.8%)
合計	34(100%)

次に市町村における指導主事の有無については、今回の調査では、「配置している」と回答した自治体は4割弱にとどまった(都道府県はすべて配置されている)。

表17 指導主事について

F 14	市 町 村
1. 配置している	273(38.9%)
2. 配置していない	429(61.1%)
合 計	702(100%)

(7) 自治体の人口規模とその財政力

この度調査した自治体の人口規模、一般会計にしめる教育費割合、財政力指数（3年間の平均）は以下の通りである（表18～表20参照）。

表18-1 自治体の人口規模（市町村）

F 15	市 町 村
1. 1,000人未満	13(1.9%)
2. 1,000人以上～3,000人未満	51(7.3%)
3. 3,000人以上～5,000人未満	79(11.3%)
4. 5,000人以上～8,000人未満	128(18.3%)
5. 8,000人以上～15,000人未満	151(21.6%)
6. 15,000人以上～30,000人未満	99(14.1%)
7. 30,000人以上～50,000人未満	51(7.3%)
8. 50,000人以上～100,000人未満	50(7.1%)
9. 100,000人以上～300,000人未満	45(6.4%)
10. 300,000人以上～500,000人未満	24(3.4%)
11. 500,000人以上	9(1.3%)
合 計	700(100%)

表18-2 自治体の人口規模（都道府県）

F 13	都 道 府 県
1. 100万人未満	5(14.7%)
2. 100万人以上～200万人未満	15(44.1%)
3. 200万人以上～300万人未満	6(17.6%)
4. 300万人以上～400万人未満	1(2.9%)
5. 400万人以上～500万人未満	1(2.9%)
6. 500万人以上～600万人未満	3(8.8%)
7. 600万人以上	3(8.8%)
合 計	34(100%)

表19 一般会計に占める教育費割合

F 16	市 町 村	都道府県
1. 7%未満	72(10.5%)	0(0.0%)
2. 7%以上～10%未満	196(28.7%)	0(0.0%)
3. 10%以上～13%未満	182(26.6%)	1(2.9%)
4. 13%以上～16%未満	98(14.3%)	0(0.0%)
5. 16%以上～19%未満	53(7.7%)	3(8.8%)
6. 19%以上～21%未満	20(2.9%)	9(26.5%)
7. 21%以上	63(9.2%)	21(61.8%)
合 計	684(100%)	34(100%)

表20 財政力指数の3年間の平均

F 17	市 町 村	都道府県
1. 0.1未満	16(2.5%)	0(0.0%)
2. 0.1以上～0.2未満	149(23.5%)	0(0.0%)
3. 0.2以上～0.3未満	122(19.3%)	9(26.5%)
4. 0.3以上～0.4未満	80(12.6%)	6(17.6%)
5. 0.4以上～0.5未満	65(10.3%)	7(20.6%)
6. 0.5以上～0.6未満	51(8.1%)	6(17.6%)
7. 0.6以上～0.7未満	43(6.8%)	1(2.9%)
8. 0.7以上～0.8未満	31(4.9%)	3(8.8%)
9. 0.8以上～0.9未満	16(2.5%)	0(0.0%)
10. 0.9以上～1.0未満	25(3.9%)	1(2.9%)
11. 1.0以上	35(5.5%)	1(2.9%)
合 計	633(100%)	34(100%)

この中で、特に注目すべきこととして、「一般会計に占める教育費割合」に関しては、市町村に比べ都道府県が高い割合を示していることがあげられる。また、「財政力指数の3年間の平均」に関しては、都道府県に比べ市町村間の格差が大きいことが窺える。

1-2 フェイスシート同士のクロス

次に、フェイスシート同士の関係を分析した。ここでは、その中でもとりわけ特徴的であったものを紹介していく。

(1) 教育長の属性について

まず、年齢と教職・教育行政・一般行政の経験については、以下のようになった。

表21 年齢と教職経験の有無

F 3 - 1 教職経験あり

F 3 - 2 教職経験なし

市町村	F3-1	F3-2	合計
1. 40歳未満	1(0.1%)	0(0.0%)	1(0.1%)
2. 40～44歳	0(0.0%)	3(0.4%)	3(0.4%)
3. 45～49歳	0(0.0%)	4(0.6%)	4(0.6%)
4. 50～54歳	2(0.3%)	21(3.0%)	23(3.3%)
5. 55～59歳	32(4.6%)	81(11.5%)	113(16.1%)
6. 60～64歳	170(24.2%)	81(11.5%)	251(35.8%)
7. 65歳以上	277(39.5%)	30(4.3%)	307(43.7%)
合計	482(68.7%)	220(31.3%)	702(100%)
都道府県	F3-1	F3-2	合計
1. 40歳未満	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
2. 40～44歳	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
3. 45～49歳	0(0.0%)	1(2.9%)	1(2.9%)
4. 50～55歳	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
5. 55～59歳	12(35.3%)	13(38.2%)	25(73.5%)
6. 60～64歳	4(11.8%)	4(11.8%)	8(23.5%)
7. 65歳以上	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	16(47.1%)	18(52.9%)	34(100%)

都道府県については、明確な違いが見られなかったものの、市町村については、「教職経験あり」の方が高齢である。なお、教育行政の経験と年齢については、特徴的な傾向は見られなかった。

表23 人口規模と教職経験のクロス

F 3 - 1 教職経験あり

F 3 - 2 教職経験なし

市町村	F3-1	F3-2	合計
1. 1,000人未満	1(0.1%)	12(1.7%)	13(1.9%)
2. 1,000人以上～3,000人未満	23(3.3%)	28(4.0%)	51(7.3%)
3. 3,000人以上～ 5,000人未満	40(5.7%)	39(5.6%)	79(11.3%)
4. 5,000人以上～ 8,000人未満	74(10.6%)	54(7.7%)	128(18.3%)
5. 8,000人以上～ 15,000人未満	113(16.2%)	37(5.3%)	150(21.5%)
6. 15,000人以上～ 30,000人未満	80(11.4%)	19(2.7%)	99(14.2%)
7. 30,000人以上～ 50,000人未満	38(5.4%)	13(1.9%)	51(7.3%)
8. 50,000人以上～100,000人未満	46(6.6%)	4(0.6%)	50(7.2%)
9. 100,000人以上～300,000人未満	41(5.9%)	4(0.6%)	45(6.4%)
10. 300,000人以上～500,000人未満	19(2.7%)	5(0.7%)	24(3.4%)
11. 500,000人以上	3(0.4%)	6(0.9%)	9(1.3%)
合計	478(68.4%)	221(31.6%)	699(100.0%)

表22 年齢と一般行政経験の有無

F 5 - 1 一般行政経験あり

F 5 - 2 一般行政経験なし

市町村	F5-1	F5-2	合計
1. 40歳未満	0(0.0%)	1(0.1%)	1(0.1%)
2. 40～44歳	0(0.0%)	3(0.4%)	3(0.4%)
3. 45～49歳	3(0.4%)	1(0.1%)	4(0.6%)
4. 50～55歳	21(3.0%)	2(0.3%)	23(3.3%)
5. 55～59歳	78(11.1%)	34(4.9%)	112(16.0%)
6. 60～64歳	81(11.6%)	170(24.3%)	251(35.8%)
7. 65歳以上	38(5.4%)	269(38.4%)	307(43.8%)
合計	221(31.5%)	480(68.5%)	701(100%)
都道府県	F5-1	F5-2	合計
1. 40歳未満	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
2. 40～44歳	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
3. 45～49歳	1(2.9%)	0(0.0%)	1(2.9%)
4. 50～55歳	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
5. 55～59歳	15(44.1%)	10(29.4%)	25(73.5%)
6. 60～64歳	4(11.8%)	4(11.8%)	8(23.5%)
7. 65歳以上	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	20(58.8%)	14(41.2%)	34(100%)

こちらも都道府県に関しては明確な違いは見られなかったものの、市町村に関しては、「一般行政の経験あり」と回答したの方が、年齢が若い。このことから、教職経験と一般行政の経験は基本的にどちらか一方しか経験していないことが予想される。

次に、人口規模と教職経験・一般行政経験の有無をクロスするとそれは以下の通りとなった。

市町村教育委員会の場合、人口規模の小さいところほど、「教職経験あり」「なし」は半々であり、人口規模の大き

いところほど、「教職経験あり」が多いことがわかる。なお、都道府県の場合は明確な違いは見られなかった。

表24 人口規模と一般行政経験のクロス

F 5 - 1 一般行政経験あり
F 5 - 2 一般行政経験なし

市 町 村	F5-1	F5-2	合 計
1. 1,000人未満	9(1.3%)	4(0.6%)	13(1.9%)
2. 1,000人以上～3,000人未満	28(4.0%)	23(3.3%)	51(7.3%)
3. 3,000人以上～5,000人未満	36(5.2%)	43(6.2%)	79(11.3%)
4. 5,000人以上～8,000人未満	46(6.6%)	82(11.7%)	128(18.3%)
5. 8,000人以上～15,000人未満	43(6.2%)	107(15.3%)	150(21.5%)
6. 15,000人以上～30,000人未満	22(3.2%)	77(11.0%)	99(14.2%)
7. 30,000人以上～50,000人未満	14(2.0%)	37(5.3%)	51(7.3%)
8. 50,000人以上～100,000人未満	5(0.7%)	45(6.4%)	50(7.2%)
9. 100,000人以上～300,000人未満	7(1.0%)	38(5.4%)	45(6.4%)
10. 300,000人以上～500,000人未満	5(0.7%)	19(2.7%)	24(3.4%)
11. 500,000人以上	6(0.9%)	2(0.3%)	8(1.1%)
合 計	221(31.7%)	477(68.3%)	698(100.0%)

単純集計で、教職経験の有無と一般行政経験の有無が対照の関係（どちらか一方しか経験していない）であったことを推測したが、それをより裏付ける傾向が見られる。すなわち、人口規模の大きい自治体ほど一般行政の経験のない教育長が多く、人口規模の少ない（とりわけ3000人未満）自治体では半々である。また、例外的に人口規模50万以上では一般行政経験者が多い。なお、都道

府県については教職経験と同様、明確な傾向は見られなかった。

こんどは、財政力指数と教育長の「教職経験の有無」についてのクロスを示すことにする（一般行政経験の有無とのクロスについては一般行政経験と教職経験とが対照の関係にあるので省略させていただく）。

表25 教職経験の有無と財政力指数

F 3 - 1 教職経験あり
F 3 - 2 教職経験なし

市 町 村	F3-1	F3-2	合 計
1. 0.1未満	5(0.8%)	14(2.2%)	19(3.0%)
2. 0.1以上～0.2未満	71(11.2%)	74(11.7%)	145(22.9%)
3. 0.2以上～0.3未満	80(12.7%)	42(6.6%)	122(19.3%)
4. 0.3以上～0.4未満	61(9.7%)	19(3.0%)	80(12.7%)
5. 0.4以上～0.5未満	50(7.9%)	15(2.4%)	65(10.3%)
6. 0.5以上～0.6未満	46(7.3%)	5(0.8%)	51(8.1%)
7. 0.6以上～0.7未満	32(5.1%)	11(1.7%)	43(6.8%)
8. 0.7以上～0.8未満	22(3.5%)	9(1.4%)	31(4.9%)
9. 0.8以上～0.9未満	12(1.9%)	4(0.6%)	16(2.5%)
10. 0.9以上～1.0未満	24(3.8%)	1(0.2%)	25(4.0%)
11. 1.0以上	29(4.6%)	6(0.9%)	35(5.5%)
合 計	432(68.4%)	200(31.6%)	632(100.0%)

財政力指数と教職経験についての関係については、財政力指数0.1のあたりで教育長の教職経験との関係に何らかの影響を及ぼしていることが予想される結果がでた。

都道府県に関しては財政力指数の自治体間格差が市町村よりあまりないので省略した。

(2) 人口規模・財政力指数と指導主事の有無について

次に、人口規模・財政力指数と指導主事の有無の関係については以下の通りである。

表26-1 人口規模と指導主事の有無

F14-1 指導主事を配置している

F14-2 指導主事を配置していない

市 町 村	F14-1	F14-2	合 計
1. 1,000人未満	0(0.0%)	13(1.9%)	13(1.9%)
2. 1,000人以上～3,000人未満	8(1.1%)	43(6.2%)	51(7.3%)
3. 3,000人以上～5,000人未満	14(2.0%)	65(9.3%)	79(11.3%)
4. 5,000人以上～8,000人未満	30(4.3%)	98(14.0%)	128(18.3%)
5. 8,000人以上～15,000人未満	34(4.9%)	116(16.6%)	150(21.5%)
6. 15,000人以上～30,000人未満	35(5.0%)	63(9.0%)	98(14.0%)
7. 30,000人以上～50,000人未満	36(5.2%)	15(2.1%)	51(7.3%)
8. 50,000人以上～100,000人未満	41(5.9%)	9(1.3%)	50(7.2%)
9. 100,000人以上～300,000人未満	40(5.7%)	5(0.7%)	45(6.4%)
10. 300,000人以上～500,000人未満	24(3.4%)	0(0.0%)	24(3.4%)
11. 500,000人以上	9(1.3%)	0(0.0%)	9(1.3%)
合 計	271(38.8%)	427(61.2%)	698(100.0%)

まず、人口規模と指導主事の有無については、人口規模が小さい自治体ほど指導主事を配置していないところが多く、30,000人を超えたあたりから指導主事を配置している自治体が多いことがわかる。これだけだと、自治

表26-2 財政力指数と指導主事の有無

F14-1 指導主事を配置している

F14-2 指導主事を配置していない

市 町 村	F14-1	F14-2	合 計
1. 0.1未満	3(0.5%)	16(2.5%)	19(3.0%)
2. 0.1以上～0.2未満	31(4.9%)	115(18.2%)	146(23.1%)
3. 0.2以上～0.3未満	26(4.1%)	96(15.2%)	122(19.3%)
4. 0.3以上～0.4未満	26(4.1%)	53(8.4%)	79(12.5%)
5. 0.4以上～0.5未満	23(3.6%)	42(6.6%)	65(10.3%)
6. 0.5以上～0.6未満	24(3.8%)	27(4.3%)	51(8.1%)
7. 0.6以上～0.7未満	28(4.4%)	15(2.4%)	43(6.8%)
8. 0.7以上～0.8未満	27(4.3%)	4(0.6%)	31(4.9%)
9. 0.8以上～0.9未満	13(2.1%)	3(0.5%)	16(2.5%)
10. 0.9以上～1.0未満	25(4.0%)	0(0.0%)	25(4.0%)
11. 1.0以上	30(4.7%)	5(0.8%)	35(5.5%)
合 計	256(40.5%)	376(59.5%)	632(100.0%)

上記の表より、財政力指数の低い自治体ほど指導主事を配置していないということがわかる。よって、指導主事が配置されていないというのは、多様な教育行政システムの一つのかたちというよりは、単に財政力の欠如か

体の規模によって、指導主事が必要かどうかという議論を提起するにすぎないことになるかもしれない。そこで次に、財政力指数と指導主事の有無、及び人口規模と財政力指数の関係を示した(表26-2参照)。

ら生じるものであり、教育行政の条件整備という点で問題を起こしている可能性がある。

(文責 藤森 宏明)

II. 教育長の人事・任用

中教審答申には、「教育委員会においてその権限に属するすべての事務を執行する職務と責任を担い中核的役割を果たす教育長には、これにふさわしい資質能力が必要であり、政治的に中立で、教育に関し専門的識見を持ち、教育行政に練達した人材を確保することが必要である。」と記されている。これは別に真新しいことではなく、戦後から教育行政学研究者によって一貫して主張されていたことでもあった。また、教育長が実際職務を遂行するにあたって必要とされる資質も具体的にはそれほど明らかにはされてこなかった。そこで今回の調査では、教育長の人事・任用資格制度・必要とされる資質・任務遂行に必要な任期等を回答していただいた。

2-1 単純集計

(1) 「Q1. 教育長の人事はできるだけ首長部局人事から切り離すべきであると思われませんか。」に対する教育長の回答は以下の通りとなった(表27参照)。この問いにおけるねらいは、教育長職における専門性を保つには、一般行政から人事を独立させた方がよいと考えているか否かということであった。回答は市町村全体の約半数が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」であったのに対し、都道府県については賛否ほぼ同数であった。また、市町村・都道府県いずれの場合も「どちらともいえない」という回答が最も多く、単純な問題ではないことが窺える。

表27 教育長の人事はできるだけ首長部局人事から切り離すべき

Q1	市町村	都道府県
1. そう思う	181(25.8%)	2(6.1%)
2. どちらかといえばそう思う	149(21.3%)	4(12.1%)
3. どちらともいえない	209(29.8%)	19(57.6%)
4. どちらかといえばそうは思わない	50(7.1%)	5(15.2%)
5. そう思わない	107(15.3%)	3(9.1%)
6. わからない	5(0.7%)	0(0.0%)
合計	701(100%)	33(100%)

(2) 「Q2. 教育長の任用資格制度を再設すべきであると思われませんか。」に対しては、以下の通りである(表28参照)。この問いの趣旨は、教育長の専門性は任用資格制を再設することにより、その専門性が強化されるかどうかを教育長自身がどう考えているかということにある。市町村についていえば、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の方が「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した者を若干上回っているものの、都道府県は「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した者が6割以上を示している。

表28 教育長の任用資格制度を再設すべき

Q2	市町村	都道府県
1. そう思う	130(18.6%)	1(3.0%)
2. どちらかといえばそう思う	134(19.2%)	1(3.0%)
3. どちらともいえない	200(28.7%)	7(21.2%)
4. どちらかといえばそうは思わない	57(8.2%)	5(15.2%)
5. そう思わない	169(24.2%)	17(51.5%)
6. わからない	8(1.1%)	2(6.1%)
合計	698(100%)	33(100%)

(3) 「Q3. 教育長の任務遂行にあたっての必要な資質は何だと思われませんか。」について次のような項目を設け(表29参照)、1位から4位までを順位つけてもらった。これらの項目は、理念から導かれる教育長の資質を考慮して設けたものである。紙面の都合上、順位の掲載は1位のもの、1位=4点、2位=3点、3位=2点、4位=1点として、回答をまとめたものの2つとした。

表29 教育長の任務遂行にあたっての必要な資質とは

1. 意見をとりまとめる能力
2. 教育に関する専門知識
3. 行政に関する専門知識
4. 予算折衝等の政治的・行政的手腕
5. 首長との連携
6. 教育者としての手腕
7. 企画立案能力
8. その他

表29-1 (1位)

Q 3-1	市町村	都道府県
1. 意見をとりまとめる能力	71(10.1%)	8(24.2%)
2. 教育に関する専門知識	334(47.4%)	6(18.2%)
3. 行政に関する専門知識	53(7.5%)	7(21.2%)
4. 予算折衝等の政治的・行政的手腕	17(2.4%)	3(9.1%)
5. 首長との連携	40(5.7%)	0(0.0%)
6. 教育者としての手腕	146(20.7%)	5(15.2%)
7. 企画立案能力	39(5.5%)	2(6.1%)
8. その他	4(0.6%)	2(6.1%)
合計	704(100%)	33(100%)

表29-2 (1位=4点、2位=3点、…4位=1点としてまとめたもの)

Q 3	市町村	都道府県
1. 意見をとりまとめる能力	704	51
2. 教育に関する専門知識	1912	64
3. 行政に関する専門知識	1039	65
4. 予算折衝等の政治的・行政的手腕	637	42
5. 首長との連携	944	31
6. 教育者としての手腕	1061	31
7. 企画立案能力	709	36
8. その他	29	10

表29-1より、市町村においては、「教育に関する専門知識」「教育者としての手腕」が多く、両方あわせて約7割近くを占めているのに対し、都道府県のそれは約3割強である。また、都道府県に関しては、「意見をとりまとめる能力」「行政に関する専門知識」が上位を占めた。これらのことから、市町村教育長と都道府県教育長では求められる能力が異なっている可能性が窺える。

また、順位を点数付けすることで、より重要な項目がピックアップされるわけだが、これによると(表29-2)、市町村では、「教育に関する専門知識」がトップとなり、「行政に関する専門知識」「首長との連携」「教育者としての手腕」がそれに続くが、都道府県は、「教育に関する専門知識」「行政に関する専門知識」が「意見をとりまとめる能力」を上回る。都道府県の場合、最も重要なのは、「意見をとりまとめる能力」と回答した者が最も多かったものの、表29-2から、「教育に関する専門知識」「行政に関する専門知識」がもっとも重要とはいえないもののそれなりに重要な資質であると考えられていることがわかる。

(4) 「Q4-A. 貴自治体において教育長としての任務を遂行するにあたり、望ましいと思われる在職年数があるとお考えですか。」については、以下のようなになった(表30参照)。数値は均衡しているものの、市町村と都道府県ではほぼ逆転した値を示した。「望ましい在職年数というものはない」と回答したものは、就任する教育長によって異なる個人的な能力・資質を考慮したのであろうか、それとも現行制度下では任務が遂行できないと考えたのであろうか。この辺りについては、ヒアリング調査等で確かめる必要がある。

表30-1 教育長の在職年数について

1. 望ましい在職年数があると思う
2. 望ましい在職年数というものはない

Q 4-A	市町村	都道府県
1	405(57.6%)	14(41.2%)
2	298(42.4%)	20(58.8%)
合計	703(100%)	34(100%)

次に、「望ましい在職年数があると思う」と回答した教育長がどのくらいの在職年数を想定しているかを、質問したところ、以下のような回答を得た(表30-2参照)。

表30-2 望ましい教育長の在職年数

(Q4-Aで「1」と回答したもののみ)

Q 4-B	市町村	都道府県
1. 1~3年	7(1.7%)	6(50.0%)
2. 4年(1期)	74(18.2%)	6(50.0%)
3. 4~8年	71(17.5%)	0(0.0%)
4. 8年(2期)	223(54.9%)	0(0.0%)
5. 8~12年	18(4.4%)	0(0.0%)
6. 12年以上	13(3.2%)	0(0.0%)
合計	406(100%)	12(100%)

ここでは、市町村と都道府県で明確な違いが見られた。都道府県においては、1期以上在職年数を必要と考えている教育長は皆無であったのに対し、市町村は8割近くが1期以上と回答し、中でも「2期」と回答したものは、54.9%にも及んだ。このことから、市町村教育長と都道府県教育長は、その職務内容に違いがあることが窺える。

2-2 クロス集計

次にQ1~Q4についてのクロスを試みた。紙面の都合上、クロスは教職経験の有無・人口規模とQ1~Q4の関係及び、Q同士の関係について分析した。

(1) Q1について

いるのに対し、教職経験未経験者は比較的「どちらかといえはそうは思わない」「そうは思わない」と回答したものが多。これらの傾向はおそらく教育長の職務内容との関係からこのように考えるのであろう。

(イ) Q1と教職経験の有無の関係

「Q1」と「教職経験の有無」のクロスは以下のようになった(表31参照)。このことから、教職経験者は教育長の人事は首長人事から切り離すべきであると考えて

表31 Q1と教職経験のクロス

Q1. 教育長の人事はできるだけ首長人事から切り離すべきであると思われますか。

F3-1 教職経験あり

F3-2 教職経験なし

市 町 村	F3-1	F3-2	合 計
Q1-1. そう思う	135(19.3%)	46(6.6%)	181(25.9%)
Q1-2. どちらかといえはそう思う	110(15.7%)	39(5.6%)	149(21.3%)
Q1-3. どちらともいえない	144(20.6%)	65(9.3%)	209(29.9%)
Q1-4. どちらかといえはそうは思わない	27(3.9%)	23(3.3%)	50(7.1%)
Q1-5. そう思わない	62(8.9%)	44(6.3%)	106(15.1%)
Q1-6. わからない	2(0.3%)	3(0.4%)	5(0.7%)
合 計	480(68.6%)	220(31.4%)	700(100%)

(2) Q2について

験者は教育長の任用資格制度を再設すべきと考えているものが比較的多い。これに対し、教職未経験者は否定的な回答が多かった。これも(1)と同様、自らの職務内容と関連があるように思われる(表32参照)。

(イ) Q2と教職経験のクロス

次に、Q2と教職経験の有無をクロスさせたところ、Q1以上に違いがはっきり見られた。すなわち、教職経験者は教育長の任用資格制度を再設すべきであると思われ

表32 Q2と教職経験とのクロス

Q2. 教育長の任用資格制度を再設すべきであると思われますか。

F3-1 教職経験あり

F3-2 教職経験なし

市 町 村	F3-1	F3-2	合 計
Q2-1. そう思う	103(14.8%)	27(3.9%)	130(18.7%)
Q2-2. どちらかといえはそう思う	105(15.1%)	29(4.2%)	134(19.2%)
Q2-3. どちらともいえない	133(19.1%)	66(9.5%)	199(28.6%)
Q2-4. どちらかといえはそうは思わない	35(5.0%)	22(3.2%)	57(8.2%)
Q2-5. そう思わない	99(14.2%)	70(10.0%)	169(24.2%)
Q2-6. わからない	3(0.4%)	5(0.7%)	8(1.1%)
合 計	478(68.6%)	219(31.4%)	697(100%)

(イ) Q2と人口規模とのクロス

人口規模が50万人以上の自治体の教育長は、任用資格制度に対して否定的であることが伺える(表33参照)。

次に、Q2と人口規模とをクロスさせたところ基本的には人口規模別によつての違いはみられなかったものの、

表33 Q 2 と人口規模とのクロス

市 町 村	Q2-1	Q2-2	Q2-3	Q2-4	Q2-5	Q2-6	合 計
1. 1,000人未満	1(0.1%)	2(0.3%)	6(0.9%)	1(0.1%)	3(0.4%)	0(0.0%)	13(1.9%)
2. 1,000人以上～							
3,000人未満	11(1.6%)	5(0.7%)	19(2.7%)	2(0.3%)	12(1.7%)	1(0.1%)	50(7.2%)
3. 3,000人以上～							
5,000人未満	15(2.2%)	14(2.0%)	22(3.2%)	6(0.9%)	21(3.0%)	1(0.1%)	79(11.4%)
4. 5,000人以上～							
8,000人未満	27(3.9%)	28(4.0%)	30(4.3%)	9(1.3%)	32(4.6%)	2(0.3%)	128(18.4%)
5. 8,000人以上～							
15,000人未満	28(4.0%)	25(3.6%)	49(7.1%)	11(1.6%)	35(5.0%)	0(0.0%)	148(21.3%)
6. 15,000人以上～							
30,000人未満	17(2.4%)	20(2.9%)	28(4.0%)	10(1.4%)	22(3.2%)	1(0.1%)	98(14.1%)
7. 30,000人以上～							
50,000人未満	9(1.3%)	11(1.6%)	11(1.6%)	7(1.0%)	12(1.7%)	1(0.1%)	51(7.3%)
8. 50,000人以上～							
100,000人未満	11(1.6%)	13(1.9%)	12(1.7%)	4(0.6%)	8(1.2%)	1(0.1%)	49(7.1%)
9. 100,000人以上～							
300,000人未満	6(0.9%)	11(1.6%)	10(1.4%)	5(0.7%)	13(1.9%)	0(0.0%)	45(6.5%)
10. 300,000人以上～							
500,000人未満	4(0.6%)	4(0.6%)	9(1.3%)	0(0.0%)	6(0.9%)	1(0.1%)	24(3.5%)
11. 500,000人以上	1(0.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	2(0.3%)	4(0.6%)	0(0.0%)	9(1.3%)
合 計	130(18.7%)	134(19.3%)	197(28.4%)	57(8.2%)	168(24.2%)	8(1.2%)	694(100%)

(2) Q 3 について

次に、Q 3 (1位)と教職経験とのクロス分析を行ったところ、市町村に関しては、教職経験者は半分以上のものが「教育に関する専門知識」と回答したのに対し、教職未経験者は、「教育に関する専門知識」「教育者とし

ての手腕」がほぼ半々となった。また、都道府県については、教職経験者は「教育に関する専門知識」「教育者としての手腕」を重視しているのに対し、教職未経験者は、「意見をまとめる能力」「行政に関する専門知識」を重視している。

表34 Q 3 (1位)と教職経験の有無とのクロス

Q 3. 教育長の任務遂行にあたっての必要な資質は何だと思われますか。(1位)

F 3 - 1 教職経験あり

F 3 - 2 教職経験なし

市 町 村	F3-1	F3-2	合 計
1. 意見をとりまとめる能力	28(4.0%)	42(6.0%)	70(10.0%)
2. 教育に関する専門知識	279(39.7%)	55(7.8%)	334(47.5%)
3. 行政に関する専門知識	24(3.4%)	29(4.1%)	53(7.5%)
4. 予算折衝等の政治的・行政的手腕	10(1.4%)	7(1.0%)	17(2.4%)
5. 首長との連携	24(3.4%)	16(2.3%)	40(5.7%)
6. 教育者としての手腕	95(13.5%)	51(7.3%)	146(20.8%)
7. 企画立案能力	21(3.0%)	18(2.6%)	39(5.5%)
8. その他	1(0.1%)	3(0.4%)	4(0.6%)
合 計	482(68.6%)	221(31.4%)	703(100%)

都道府県	F3-1	F3-2	合計
1. 意見をとりまとめる能力	3(9.1%)	5(15.2%)	8(24.2%)
2. 教育に関する専門知識	4(12.1%)	2(6.1%)	6(18.2%)
3. 行政に関する専門知識	2(6.1%)	5(15.2%)	7(21.2%)
4. 予算折衝等の政治的・行政的手腕	1(3.0%)	2(6.1%)	3(9.1%)
5. 首長との連携	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
6. 教育者としての手腕	4(12.1%)	1(3.0%)	5(15.2%)
7. 企画立案能力	1(3.0%)	1(3.0%)	2(6.1%)
8. その他	0(0.0%)	2(6.1%)	2(6.1%)
合計	15(45.5%)	18(54.5%)	33(100%)

(3) Q4について

今回は、Q4と教職経験の有無とのクロス分析を行った(表35参照)。その結果、市町村に関しては教職経験

者は「ある」と回答したものが多数存在したのに対し、教職未経験者は半々の回答を示した。一方で、都道府県に関しては、明確な違いは見られなかった。

表35 Q4と教職経験の有無とのクロス

Q4-A. 貴自治体において教育長としての任務を遂行するにあたり、望ましいと思われる在職年数があるとお考えですか。

F3-1 教職経験あり

F3-2 教職経験なし

市町村	Q4-A-1(ある)	Q4-A-2(ない)	合計
F3-1	303(43.2%)	179(25.5%)	482(68.7%)
F3-2	102(14.5%)	118(16.8%)	220(31.3%)
合計	405(57.7%)	297(42.3%)	702(100%)

都道府県	Q4-A-1(ある)	Q4-A-2(ない)	合計
F3-1	6(17.6%)	10(29.4%)	16(47.1%)
F3-2	8(23.5%)	10(29.4%)	18(52.9%)
合計	14(41.2%)	20(58.8%)	34(100%)

(文責 藤森 宏明)

III. 教育委員の選任等

ここでは教育委員に必要とされる資質を教育長に回答してもらうとともに、より円滑に教育委員会がその理念に沿った機能を発揮するために、教育委員がいかなる手段で選任されるべきかという点について、教育長がどのように考えているかを調査した。

3-1 単純集計

(1) 教育委員の職務遂行に必要な資質とは

教育委員会の理念の中に、専門家である教育長と、素

人でありかつ住民を代表している教育委員との調和が重要であるということが掲げられているが、実際にはどのような教育委員の資質を教育長が求めているかをここでは調査した。

「Q5-A. 教育委員の職務遂行に教育的見地から意見を述べられるといったような教育に関する専門性は必要だと思われますか。」「Q5-B. 教育委員の職務遂行の資質に幅広い知識に明るいとといったようなゼネラリストとしての識見が必要だと思われますか。」という問いを設けたところ、以下のような回答を得た(表36参照)。

表36-1 教育委員に教育に関する専門性は必要

Q 5-A	市町村	都道府県
1. そう思う	221(31.4%)	4(11.8%)
2. どちらかといえばそ う思う	243(34.5%)	7(20.6%)
3. どちらともいえない	131(18.6%)	12(35.3%)
4. どちらかといえばそ うは思わない	56(8.0%)	7(20.6%)
5. そう思わない	53(7.5%)	4(11.8%)
6. わからない	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	704(100%)	34(100%)

表36-2 教育委員にゼネラリストとしての識見は必要

Q 5-B	市町村	都道府県
1. そう思う	361(51.3%)	19(55.9%)
2. どちらかといえばそ う思う	270(38.4%)	13(38.2%)
3. どちらともいえない	50(7.1%)	1(2.9%)
4. どちらかといえばそ うは思わない	12(1.7%)	1(2.9%)
5. そう思わない	11(1.6%)	0(0.0%)
6. わからない	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	704(100%)	34(100%)

Q 5-Bについては、教育委員会の理念に沿った質問であったため、市町村・都道府県いずれもほとんどのものが「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を回答したことがわかる。しかし、表36-1から、市町村に関しては教育的見地から意見を求められるような教育委員が必要と回答しているものが6割以上も存在することから、市町村教育委員には、教育に関する学識も必要である可能性があると考えている教育長も多数存在することがわかる。

次に、これら二つのいずれが重要かという問い「Q 5-C. 上記A. Bの質問のうち、より必要と思われるのはどちらでしょうか。」を設けたところ、以下のような回答を得た(表37参照)。

表37 教育的専門性とゼネラリストとしての識見と
それが重要か

1. 教育的な見地から意見を述べられるといったような教育に関する専門性
2. ゼネラリストとしての識見
3. どちらともいえない
4. 分からない

Q 5-C	市町村	都道府県
1	227(32.3%)	2(5.9%)
2	387(55.1%)	25(73.5%)
3	87(12.4%)	7(20.6%)
4	1(0.1%)	0(0.0%)
合 計	702(100%)	34(100%)

市町村・都道府県いずれの場合も「ゼネラリストとしての識見」の方を重要視していることがわかる反面、市町村に関しては「教育に関する専門性」の方を必要と考えているものが約3割も存在している。これは、教育長における教育に関する専門性を補填する教育委員というものの必要性を感じている市町村教育長が存在することの意味するものであろうか。それとも、教育的見地に関しては教育長と教育委員で、その専門性が逆転している自治体が存在するのであろうか。

(2) 教育委員の研修について

「Q 6. 貴教育委員会における現在の教育委員の研修は不十分で、その内容を抜本的に改善すべきであるとお考えでしょうか。」という問いを設けたところ、以下のような回答を得た(表38参照)。この問いにおけるねらいは、教育委員会会議がその機能を十分に発揮するためには、教育委員に研修を行った方がよいかどうかということ問うものである。

表38 教育委員の研修を改善する必要性について

Q 6	市町村	都道府県
1. そう思う	123(17.5%)	2(6.1%)
2. どちらかといえばそ う思う	300(42.6%)	6(18.2%)
3. どちらともいえない	144(20.5%)	7(21.2%)
4. どちらかといえばそ うは思わない	57(8.1%)	7(21.2%)
5. そう思わない	80(11.4%)	11(33.3%)
6. わからない	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	704(100%)	33(100%)

市町村に関しては、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答したものが、約6割を占め、必要性を感じている教育長が多いことが窺える。逆に都道府県に関しては、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答したもので過半数を越えている。このことは、都道府県の方が教育委員の人材に恵まれているということの意味するものであろうか、それとも研修ではあまり効果が期待できないと考えているのであろうか、あるいは

市町村と都道府県では教育委員に求められる資質が異なることを意味する指標の一つということなのであろうか。

(3) 教育委員会会議の形骸化について

一部の教育行政学研究者は教育委員会会議が形骸化しているということを指摘している。形骸化といってもその中身は多様であるように思われるが、ここでは、形骸化かどうかを示す指標の一つとして、「Q7. 貴教育委員会の会議は議論が活発に行われていると思われませんか。」という問いを設けたところ、以下のような回答を得た(表39参照)。

表39 教育委員会会議は活発に行われている

Q7	市町村	都道府県
1. そう思う	156(22.2%)	16(47.1%)
2. どちらかといえばそう思う	269(38.2%)	16(47.1%)
3. どちらともいえない	170(24.1%)	1(2.9%)
4. どちらかといえばそうは思わない	75(10.7%)	1(2.9%)
5. そう思わない	34(4.8%)	0(0.0%)
6. わからない	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	704(100%)	34(100%)

表39を見る限り、大部分の教育委員会は活発に議論が行われているようであり、議論の停滞という意味での形骸化という要素は見あたらないということが窺える。

(4) 教育委員の選任方法について

ここでは「Q8-イ. 中教審答申では教育委員選任の在り方をもっと工夫するよう提言がなされていますが、教育委員の選任方法に関して公選制・準公選制、住民推薦制をどのように評価しますか。」という問いを設けた。この問いのねらいは、その地域にふさわしい教育委員の選任方法として、今日の任命制に代わるものとしては「公選制」「準公選制」「住民推薦制」等が考えられるため、これらについての評価を問うことにある(表40参照)。

表40教育委員の選任方法について

Q8-A-イ	市町村	都道府県
1. 高く評価する	55(7.9%)	0(0.0%)
2. まあまあ評価する	121(17.4%)	2(6.1%)
3. あまり評価しない	342(49.1%)	19(57.6%)
4. まったく評価しない	128(18.4%)	9(27.3%)
5. わからない	50(7.2%)	3(9.1%)
合計	696(100%)	33(100%)

準公選制

Q8-A-ロ	市町村	都道府県
1. 高く評価する	44(6.3%)	0(0.0%)
2. まあまあ評価する	234(33.6%)	5(15.2%)
3. あまり評価しない	274(39.3%)	17(51.5%)
4. まったく評価しない	93(13.3%)	7(21.2%)
5. わからない	52(7.5%)	4(12.1%)
合計	697(100%)	33(100%)

住民推薦制

Q8-A-ハ	市町村	都道府県
1. 高く評価する	43(6.2%)	0(0.0%)
2. まあまあ評価する	155(22.3%)	2(6.1%)
3. あまり評価しない	274(39.5%)	17(51.5%)
4. まったく評価しない	144(20.7%)	7(21.2%)
5. わからない	78(11.2%)	7(21.2%)
合計	694(100%)	33(100%)

基本的には住民自身の直接選抜の要素は公選制>準公選制>住民推薦制という順で強まると思われる。しかし、表40の結果はいずれの選任方法もあまり評価されていない。強いていえば準公選制を市町村が若干評価している程度である。このことは、今日以上に住民代表としての要素を強める必要がないと考えているのか、それとも政治的中立性というものを重視しているということの一つの証であり、住民代表としての要素は重要ではあるものの、この選任方法では、そのことを担保できないと考えているのであろうか。この辺りについては、今後の課題とするところである。

また、このQ8のねらいは、「住民の代表としての教育委員の在り方」を教育長がどのようにとらえているかを把握することもあった。そこで、「Q8-ロ. 上記のような選任方法の採用で直接的に住民の意思を取り入れることによって教育委員の職務に対する責任感が増すと思われませんか。」という問いをしたところ、以下のような回答を得た。

表41 Q 8 - Aのような制度は教育委員の責任感を高めるか

Q 8 - B	市 町 村	都道府県
1. そう思う	117(16.9%)	0(0.0%)
2. どちらかといえばそ う思う	197(28.4%)	8(24.2%)
3. どちらともいえない	247(35.6%)	16(48.5%)
4. どちらかといえばそ うは思わない	40(5.8%)	3(9.1%)
5. そう思わない	81(11.7%)	5(15.2%)
6. わからない	12(1.7%)	1(3.0%)
合 計	694(100%)	33(100%)

市町村・都道府県いずれも「どちらともいえない」が最も多い。これは、「住民により直接的に選任される」ということが、教育における政治性を強め、その結果政争の具としての要素の方が強まるという懸念をしているのであろうか。こういった点については定かではない。しかしながら、市町村の方は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」で半数近くを占めていることから、市町村教委では一定程度の責任感が増すと考えている教育長も多いようである。

(5) 教育委員会の適正な設置単位について

教育委員会がその機能を十分に発揮するためにはどの程度の規模がふさわしいかということがこれまでも論議されてきた。そこで「Q 9 - A. 現行制度下で教育委員会活動を円滑に行うにあたって適正な人口規模が存在すると思われますか。」という質問を設けたところ、以下のような回答を得た(表42参照)。

表42 教育委員会の適正規模の存在有無

1. 適正な人口規模が存在する。
2. 適正な人口規模など存在せず、どのような人口規模であっても関係者の努力次第で円滑に行うことができる。
3. わからない

Q 9 - A	市 町 村	都道府県
1	154(21.9%)	9(26.5%)
2	475(67.5%)	19(55.9%)
3	75(10.7%)	6(17.6%)
合 計	704(100%)	34(100%)

表42から、関係者の努力さえあればどのような人口規模であっても円滑に行うことができると考えているものが多いことが窺える。しかしながら、現状の規模を不満

と捉えている教育長も存在することが予想されたため、「1. 適正な人口規模が存在する」と回答したものに、どのくらいの人口規模が適当であるかを質問したところ以下のような回答を得た(表43参照)。

表43 教育委員会の適正な人口規模 (Q 9 - Aで「1」と回答したもののみ)

Q 9 - B	市 町 村	都道府県
1. 1,000人未満	1(0.6%)	0(0.0%)
2. 1,000人以上～ 3,000人未満	0(0.0%)	0(0.0%)
3. 3,000人以上～ 5,000人未満	0(0.0%)	0(0.0%)
4. 5,000人以上～ 8,000人未満	2(1.3%)	0(0.0%)
5. 8,000人以上～ 15,000人未満	29(18.2%)	3(33.3%)
6. 15,000人以上～ 30,000人未満	27(17.0%)	0(0.0%)
7. 30,000人以上～ 50,000人未満	23(14.5%)	1(11.1%)
8. 50,000人以上～ 100,000人未満	34(21.4%)	1(11.1%)
9. 100,000人以上～ 300,000人未満	36(22.6%)	4(44.4%)
10. 300,000人以上～ 500,000人未満	7(4.4%)	0(0.0%)
11. 500,000人以上	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	159(100%)	9(100%)

この表によると、市町村についてはかなりのばらつきが見られるが、8000人以上～30万人未満の間にかたまっていることがわかる。都道府県については、8000人以上～15000人未満と回答したものと、10万人以上～30万人未満と回答したものに分かれた。しかしながら回答数が少ないため、これだけでは何ともいえない。

3-2 クロスによる分析

本節は、基本的にクロスして有意と思われる傾向をあまり見いだせなかった。しかしながらわずかだが傾向を見いだせたものがあるのでここではそれを紹介しよう。

(1) Q 5と人口規模との関係

Q 5 - C (教育委員の資質として、教育に関する専門性とゼネラリストとしての識見といずれが重要か) と人

口規模に関する市町村のクロスは以下の通りである（表44参照）。

表44 教育委員の資質としていずれが重要か

1. 教育的な見地から意見を述べられるといったような教育に関する専門性
2. ゼネラリストとしての識見
3. どちらともいえない
4. 分からない

市 町 村	Q5-C-1	Q5-C-2	Q5-C-3	Q5-C-4	合 計
1. 1,000人未満	5(0.7%)	5(0.7%)	3(0.4%)	0(0.0%)	13(1.9%)
2. 1,000人以上～3,000人未満	19(2.7%)	25(3.6%)	7(1.0%)	0(0.0%)	51(7.3%)
3. 3,000人以上～5,000人未満	29(4.2%)	37(5.3%)	12(1.7%)	1(0.1%)	79(11.3%)
4. 5,000人以上～8,000人未満	43(6.2%)	64(9.2%)	19(2.7%)	0(0.0%)	126(18.1%)
5. 8,000人以上～15,000人未満	60(8.6%)	73(10.5%)	18(2.6%)	0(0.0%)	151(21.6%)
6. 15,000人以上～30,000人未満	27(3.9%)	61(8.7%)	11(1.6%)	0(0.0%)	99(14.2%)
7. 30,000人以上～50,000人未満	17(2.4%)	30(4.3%)	4(0.6%)	0(0.0%)	51(7.3%)
8. 50,000人以上～100,000人未満	15(2.1%)	32(4.6%)	3(0.4%)	0(0.0%)	50(7.2%)
9. 100,000人以上～300,000人未満	8(1.1%)	32(4.6%)	5(0.7%)	0(0.0%)	45(6.4%)
10. 300,000人以上～500,000人未満	3(0.4%)	18(2.6%)	3(0.4%)	0(0.0%)	24(3.4%)
11. 500,000人以上	0(0.0%)	7(1.0%)	2(0.3%)	0(0.0%)	9(1.3%)
合 計	226(32.4%)	384(55.0%)	87(12.5%)	1(0.1%)	698(100%)

表44から人口規模が15,000人未満のあたりまでは比較的均衡しているものの、それ以上の人口規模では、ゼネラリストとしての識見が求められるようである。単純集計では都道府県において、ゼネラリストとしての識見を重

視するところが大多数を占めていたことを勘案すると、人口規模が大きくなればなるほど、ゼネラリストとしての資質がより求められるということが予想される。

(文責 藤森 宏明)

IV 現行の国と地方の教育行政制度への評価

教育行政における国と地方の関係について質問した。質問は現行制度についての現状認識と改革課題についての評価の二つに大別した。これは近時進められている地方分権改革が本格化する前に現行制度の実態を把握すること、現行制度下で実務に携わっている教育長の課題意識を明らかにしておくことを目的としている。以下、1で教育行政制度の集権性・縦割り性、2で教育行政の多様性の是非、3で財政制度、4で人事交流、5で通達・通知、指導助言についての集計結果を分析する。分析にあたっては、単純集計、フェイスシートと回答のクロス分析、回答同士のクロス分析をおこなう。なお、「1 そう思う」、「2 どちらかといえばそう思う」を「肯定回答」とし、「4 どちらかといえばそうは思わない」、「5 思わない」を「否定回答」として、全体の傾向を把握することを目的とする。今回は統計的な検定は行わず、今後の調査研究に対して示唆的な知見を導くことを目的として

いる。なお、表番号の横のSは市町村データ、Tは都道府県データであることを示している。

1 教育行政制度の構造—集権性・縦割り性について

中教審答申では、教育行政制度をこれまでよりも分権化することが提言されている。答申の認識では、現在の教育行政制度は地方の多様性を抑制し、地方の裁量を発揮しづらいものであるとされている。しかし、そもそも教育行政を進めるに当たっては全国的に大きな格差の無いように心がけることが必要ではないだろうか。そうした意識が制度に反映されているため、現在のような制度が形作られているのではないだろうか。また教育行政はほかの行政領域と比べて縦割り性が強いといわれるが実際にはどのように認識されているのだろうか。

1-1 単純集計

Q10 (表1参照)では教育行政を進める上で多様性を重視するのかそれとも均一なサービスを提供するのが重要かを質問した。この質問は教育行政の制度理念をどのように意識しているかを問うものである。市町村では肯定回答が5割を越えており、多様性よりは均一性を指向しているといえる。判断留保が2割ある。都道府県では評価は相半ばしている。強いていえば否定回答が4割近くあることから、都道府県は多様性に傾いているといえ、市町村と都道府県では傾向が一致していないことがわかる。判断留保が4割近くある。

表1

Q10. 一般的に言えば、教育行政を進める上で、地方は多様性を発揮するよりも全国的に大きな格差の無いように均一なサービスを提供することを心がけることが必要だと思われませんか。

	市町村	都道府県
1. そう思う	157(22.3%)	0(0.0%)
2. どちらかといえばそう思う	217(30.8%)	8(25.0%)
3. どちらともいえない	151(21.4%)	12(37.5%)
4. どちらかといえばそう は思わない	119(16.9%)	10(31.3%)
5. 思わない	58(8.2%)	2(6.3%)
6. わからない	2(0.3%)	0(0.0%)
合計	704(100%)	32(100%)

Q11 (表2参照)では教育行政の国と地方の関係における縦割り性について質問した。この質問は教育行政の構造をどのように認識しているかを問うものである。市町村では肯定回答が7割近くあったが、否定回答は1割に満たない。都道府県では肯定回答が4割にとどまり、評価を留保するものも4割あった。否定回答は1割に満たない。この留保は教育行政と他の領域との差がないという認識を示していると考えられる。市町村・都道府県で評価が異なっていることが含意しているのは、市町村と都道府県との間で縦割り構造が強く意識されているということである。以上のことから、他の行政領域と比べた場合の評価は異なるものの、市町村・都道府県を通じて、教育行政は縦割りであることが認識されていることが示されている。

表2

Q11. 文部省と地方教育委員会との関係は各省庁と首長

部局との関係に比べて縦割り性が強いと思われませんか。

	市町村	都道府県
1. そう思う	206(29.3%)	6(18.2%)
2. どちらかといえばそう思う	275(39.1%)	8(24.2%)
3. どちらともいえない	129(18.3%)	14(42.4%)
4. どちらかといえばそう は思わない	52(7.4%)	1(3.0%)
5. 思わない	28(4.0%)	2(6.1%)
6. わからない	14(2.0%)	2(6.1%)
合計	704(100%)	33(100%)

Q12 (表3参照)ではナショナルミニマムを確保するために集権的な仕組みが必要かどうかを質問した。この質問はナショナルミニマムの確保は所与の目標として設定しており、その確保のために何らかの集権的仕組みの必要性を問うものである。市町村では肯定回答が5割を越えており、そのうち「1」と回答したものが1割を越えている。都道府県では肯定回答が6割を越えているものの、市町村とは異なり「1」と回答したものは1県だけである。

表3

Q12. 教育行政のしくみは集権的だといわれることがありますが、教育(行政)のナショナルミニマムを確保するためには必要であると思われませんか。

	市町村	都道府県
1. そう思う	87(12.4%)	1(3.1%)
2. どちらかといえばそう思う	315(44.7%)	20(62.5%)
3. どちらともいえない	179(25.4%)	9(28.1%)
4. どちらかといえばそう は思わない	70(9.9%)	1(3.1%)
5. 思わない	37(5.3%)	1(3.1%)
6. わからない	16(2.3%)	0(0.0%)
合計	704(100%)	32(100%)

Q13 (表4参照)では集権的仕組みである機関委任事務や負担金が有効に機能しているかどうかを質問した。この質問は現時点における集権的制度の有効性をどのように認識しているかを問うものである。市町村では3割以上が肯定回答をしている一方で否定回答も2割以上あった。それよりも「どちらともいえない」と回答しているものが最も多い点が注目される。都道府県では肯定回答が4割であり、否定回答は1割であった。両者を通じて集権的な機能を認めるものの、厳格な運用等の問題を意識するため、否定回答や判断留保をしたものと考えられる。

表 4

Q13. 機関委任事務や負担金は全国均一にサービスを提供するために有効に機能していると思われますか。

	市 町 村	都道府県
1. そう思う	40(5.7%)	4(11.8%)
2. どちらかといえばそう思う	219(31.1%)	12(35.3%)
3. どちらともいえない	257(36.5%)	14(41.2%)
4. どちらかといえばそう は思わない	94(13.4%)	4(11.8%)
5. 思わない	63(8.9%)	0(0.0%)
6. わからない	31(4.4%)	0(0.0%)
合 計	704(100%)	34(100%)

Q14 (表 5 参照) ではナショナルミニマムを確保するための方策として、国は基準を設定するだけでよいかを質問した。この質問は機関委任事務や負担金と比べてより分権的な仕組みでもよいかを問うものである。市町村では 4 割以上が肯定回答をしている。都道府県では肯定回答が 5 割近くある。

表 5

Q14. 教育（行政）のナショナルミニマムを確保するためには機関委任事務や負担金を通じてではなく、国は基準を設定するだけでよいと思われますか。

	市 町 村	都道府県
1. そう思う	92(13.1%)	4(12.1%)
2. どちらかといえばそう思う	204(29.0%)	12(36.4%)
3. どちらともいえない	219(31.2%)	9(27.3%)

表 6 - S

	Q12-1	Q12-2	Q12-3	Q12-4	Q12-5	Q12-6	合 計
Q10-1	48(6.8%)	51(7.2%)	39(5.5%)	6(0.9%)	9(1.3%)	4(0.6%)	157(22.3%)
Q10-2	15(2.1%)	142(20.2%)	36(5.1%)	14(2.0%)	6(0.9%)	4(0.6%)	217(30.8%)
Q10-3	11(1.6%)	60(8.5%)	65(9.2%)	10(1.4%)	2(0.3%)	3(0.4%)	151(21.4%)
Q10-4	11(1.6%)	40(5.7%)	25(3.6%)	34(4.8%)	6(0.9%)	3(0.4%)	119(16.9%)
Q10-5	2(0.3%)	22(3.1%)	14(2.0%)	6(0.9%)	14(2.0%)	0(0.0%)	58(8.2%)
Q10-6	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(0.3%)	2(0.3%)
合 計	87(12.4%)	315(44.7%)	179(25.4%)	70(9.9%)	37(5.3%)	16(2.3%)	704(100%)

4. どちらかといえばそう は思わない	90(12.8%)	3(9.1%)
5. 思わない	59(8.4%)	5(15.2%)
6. わからない	39(5.5%)	0(0.0%)
合 計	703(100%)	33(100%)

1-2 クロス分析

教育長が教育行政を進めるに当たって、地方の役割と全体の構造をどのようにするべきと考えているかを検討するため、Q10とQ12をクロスした（表 6 参照）。市町村では地方は大きな格差を生じさせることなく行政を進めるべきであり、そのためにはある程度の集権的な仕組みも必要であると考えていることがわかる。また、Q12で「1」と回答しているもののほとんどがQ10で「1」と回答していることから、集権的構造をまず認めた上で地方の役割を限定するという認識が窺える。都道府県では、Q10で判断を留保した回答のうち半数以上がQ12では肯定回答をしている。このことが象徴するようにナショナルミニマムを確保するために集権的な構造は容認されるものの、それ以上の「上積み」分をどのようにするかは各地方の裁量に従うべきであるという意識が窺える。

Q11とQ13をクロスして、現行の教育行政制度の特質をどのように認識しているかをみた（表 7 参照）。本調査ではQ13を集権構造の指標としている。Q11の縦割り構造を意識する回答が多く、Q13との関連もないように思われる。

表 6 - T

	Q12-1	Q12-2	Q12-3	Q12-4	Q12-5	Q12-6	合 計
Q10-1	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
Q10-2	0(0.0%)	7(21.9%)	1(3.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	8(25.0%)
Q10-3	11(3.1%)	6(18.8%)	5(15.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	12(37.5%)
Q10-4	0(0.0%)	6(18.8%)	2(6.3%)	1(3.1%)	1(3.1%)	0(0.0%)	10(31.3%)
Q10-5	0(0.0%)	1(3.1%)	1(3.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(6.3%)
Q10-6	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	1(3.1%)	20(62.5%)	9(28.1%)	1(3.1%)	1(3.1%)	0(0.0%)	32(100%)

表 7 - S

	Q13-1	Q13-2	Q13-3	Q13-4	Q13-5	Q13-6	合 計
Q11-1	16(2.3%)	49(7.0%)	69(9.8%)	30(4.3%)	32(4.5%)	10(1.4%)	206(29.3%)
Q11-2	9(1.3%)	95(13.5%)	113(16.1%)	38(5.4%)	13(1.8%)	7(1.0%)	275(39.1%)
Q11-3	7(1.0%)	38(5.4%)	50(7.1%)	18(2.6%)	6(0.9%)	10(1.4%)	129(18.3%)
Q11-4	2(0.3%)	23(3.3%)	15(2.1%)	7(1.0%)	4(0.6%)	1(0.1%)	52(7.4%)
Q11-5	5(0.7%)	8(1.1%)	6(0.9%)	1(0.1%)	8(1.1%)	0(0.0%)	28(4.0%)
Q11-6	1(0.1%)	6(0.9%)	4(0.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)	3(0.4%)	14(0.2%)
合 計	40(5.7%)	219(31.1%)	257(36.5%)	94(13.4%)	63(8.9%)	31(4.4%)	704(100%)

表 7 - T

	Q13-1	Q13-2	Q13-3	Q13-4	Q13-5	Q13-6	合 計
Q11-1	0(0.0%)	4(12.1%)	1(3.0%)	1(3.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	6(18.2%)
Q11-2	2(6.1%)	3(9.1%)	3(9.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	8(24.2%)
Q11-3	0(0.0%)	4(12.1%)	7(21.2%)	3(9.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	14(42.4%)
Q11-4	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.0%)
Q11-5	0(0.0%)	1(3.0%)	1(0.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(6.1%)
Q11-6	1(3.0%)	0(0.0%)	1(0.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(6.1%)
合 計	3(9.1%)	12(36.4%)	14(42.4%)	4(12.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	33(100%)

Q12とQ13をクロスして、教育行政の集権性についての認識を分析した(表8参照)。市町村と都道府県を通じて以下のような傾向である。Q12で肯定回答している回答がQ13では判断を留保しているものが多い。これは

集権的な仕組みは必要であるが、それが機関委任事務や負担金でよいかは判断しかねることを示していると考えられる。

表 8 - S

	Q13-1	Q13-2	Q13-3	Q13-4	Q13-5	Q13-6	合 計
Q12-1	17(2.4%)	33(4.7%)	16(2.3%)	5(0.7%)	11(1.6%)	5(0.7%)	87(12.4%)
Q12-2	9(1.3%)	116(16.5%)	125(17.8%)	42(6.0%)	14(2.0%)	9(1.3%)	315(44.7%)
Q12-3	6(0.9%)	46(6.5%)	79(11.2%)	24(3.4%)	15(2.1%)	9(1.3%)	179(25.4%)
Q12-4	1(0.1%)	16(2.3%)	26(3.7%)	18(2.6%)	7(1.0%)	2(0.3%)	70(9.9%)
Q12-5	6(0.9%)	7(1.0%)	6(0.9%)	2(0.3%)	14(2.0%)	2(0.3%)	37(5.3%)
Q12-6	1(0.1%)	1(0.1%)	5(0.7%)	3(0.4%)	2(0.3%)	4(0.6%)	16(2.3%)
合 計	40(5.7%)	219(31.1%)	257(36.5%)	94(13.4%)	63(8.9%)	31(4.4%)	704(100%)

表8-T

	Q13-1	Q13-2	Q13-3	Q13-4	Q13-5	Q13-6	合計
Q12-1	1(3.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.1%)
Q12-2	1(3.1%)	9(28.1%)	7(21.9%)	3(9.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	20(62.5%)
Q12-3	0(0.0%)	2(6.3%)	6(18.8%)	1(3.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	9(28.1%)
Q12-4	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.1%)
Q12-5	1(3.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.1%)
Q12-6	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	3(9.4%)	11(34.4%)	14(43.8%)	4(12.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	32(100%)

同様の目的でQ12とQ14をクロスしてみた(表9参照)。Q12で集権的仕組みを肯定していてもQ14で基準設定を肯定しているものが否定回答よりも多く見受けられる。つまり、集権的仕組み自体は肯定するものの、具体的な中身として基準設定程度のことを肯定するという傾向が

ある。またQ12で肯定回答している回答がQ14では判断を留保しているものが、都道府県で特に多い。このことから集権的仕組みとしては、機関委任事務や負担金制度が十全に機能していないという認識が窺える。

表9-S

	Q14-1	Q14-2	Q14-3	Q14-4	Q14-5	Q14-6	合計
Q12-1	14(2.0%)	24(3.4%)	18(2.6%)	11(1.6%)	16(2.3%)	4(0.6%)	87(12.4%)
Q12-2	32(4.6%)	99(14.1%)	108(15.4%)	47(6.7%)	17(2.4%)	11(1.6%)	314(44.7%)
Q12-3	20(2.8%)	45(6.4%)	72(10.2%)	19(2.7%)	12(1.7%)	11(1.6%)	179(25.5%)
Q12-4	12(1.7%)	26(3.7%)	14(2.0%)	13(1.8%)	4(0.6%)	1(0.1%)	70(10.0%)
Q12-5	14(2.0%)	9(1.3%)	4(0.6%)	0(0.0%)	8(1.1%)	2(0.3%)	37(5.3%)
Q12-6	0(0.0%)	1(0.1%)	3(0.4%)	0(0.0%)	2(0.3%)	10(1.4%)	16(2.3%)
合計	92(13.1%)	204(29.0%)	219(31.2%)	90(12.8%)	59(8.4%)	39(5.5%)	703(100%)

表9-T

	Q14-1	Q14-2	Q14-3	Q14-4	Q14-5	Q14-6	合計
Q12-1	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.1%)	0(0.0%)	1(3.1%)
Q12-2	3(9.4%)	5(15.6%)	9(28.1%)	3(9.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	20(62.5%)
Q12-3	1(3.1%)	6(18.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(6.3%)	0(0.0%)	9(28.1%)
Q12-4	0(0.0%)	1(3.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.1%)
Q12-5	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.1%)	0(0.0%)	1(3.1%)
Q12-6	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	4(12.5%)	12(37.5%)	9(28.1%)	3(9.4%)	4(12.5%)	0(0.0%)	32(100%)

Q13とQ14をクロスして、ナショナルミニマム確保のための仕組みとして現行制度がよいのか、基準設定だけでよいのかについて検討してみた(表10参照)。市町村と都道府県を通じて機関委任事務や負担金制度をQ13で肯定している回答のうち3分の1がQ14で基準設定を肯定しており、さらに3分の1が判断を留保している(機関委任事務や負担金制度を肯定しきれない)。このこと

から大枠では集権的な仕組みを肯定するものの、その仕組みの具体的な姿については、判断しかねるということがわかる。機関委任事務や負担金制度が最良の制度ではないようである。

表10-S

	Q14-1	Q14-2	Q14-3	Q14-4	Q14-5	Q14-6	合 計
Q13-1	7(1.0%)	8(1.1%)	8(1.1%)	5(0.7%)	9(1.3%)	2(0.3%)	39(5.5%)
Q13-2	24(3.4%)	69(9.8%)	70(10.0%)	38(5.4%)	11(1.6%)	7(1.0%)	219(31.2%)
Q13-3	24(3.4%)	76(10.8%)	113(16.1%)	25(3.6%)	10(1.4%)	9(1.3%)	257(36.6%)
Q13-4	17(2.4%)	31(4.4%)	16(2.3%)	16(2.3%)	9(1.3%)	5(0.7%)	94(13.4%)
Q13-5	19(2.7%)	14(2.0%)	8(1.1%)	2(0.3%)	17(2.4%)	3(0.4%)	63(9.0%)
Q13-6	1(0.1%)	6(0.9%)	4(0.6%)	4(0.6%)	3(0.4%)	13(1.8%)	31(4.4%)
合 計	92(13.1%)	204(29.0%)	219(31.2%)	90(12.8%)	59(8.4%)	39(5.5%)	703(100%)

表10-T

	Q14-1	Q14-2	Q14-3	Q14-4	Q14-5	Q14-6	合 計
Q13-1	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.0%)	0(0.0%)	2(6.1%)	0(0.0%)	3(9.1%)
Q13-2	1(3.0%)	3(9.1%)	4(12.1%)	2(6.1%)	2(6.1%)	0(0.0%)	12(36.4%)
Q13-3	3(9.1%)	5(15.2%)	4(12.1%)	1(3.0%)	1(3.0%)	0(0.0%)	14(42.4%)
Q13-4	0(0.0%)	4(12.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4(12.1%)
Q13-5	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
Q13-6	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	4(12.1%)	12(36.4%)	9(27.3%)	3(9.1%)	5(15.2%)	0(0.0%)	33(100%)

Q13とQ21をクロスすると、市町村・都道府県を通じてQ13で判断留保・否定回答している回答でもQ21では肯定回答をしていることがわかる（表11参照）。ここか

ら、制度自体の影響に比べて、実施過程を通じて直接影響を及ぼす通達・通知の影響が認知されていることがわかる。

表11-S

	Q21-1	Q21-2	Q21-3	Q21-4	Q21-5	Q21-6	合 計
Q13-1	26(3.7%)	10(1.4%)	3(0.4%)	0(0.0%)	1(0.1%)	0(0.0%)	40(5.7%)
Q13-2	96(13.6%)	96(13.6%)	15(2.1%)	9(1.3%)	3(0.4%)	0(0.0%)	219(31.1%)
Q13-3	91(12.9%)	121(17.2%)	39(5.5%)	5(0.7%)	1(0.1%)	0(0.0%)	257(36.5%)
Q13-4	37(5.3%)	47(6.7%)	7(1.0%)	3(0.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	94(13.4%)
Q13-5	36(5.1%)	15(2.1%)	10(1.4%)	2(0.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)	63(8.9%)
Q13-6	8(1.1%)	15(2.1%)	5(0.7%)	1(0.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	31(4.4%)
合 計	294(41.8%)	304(43.2%)	79(11.2%)	20(2.8%)	6(0.9%)	1(0.1%)	704(100%)

表11-T

	Q21-1	Q21-2	Q21-3	Q21-4	Q21-5	Q21-6	合 計
Q13-1	2(5.9%)	2(5.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4(11.8%)
Q13-2	8(23.5%)	4(11.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	12(35.3%)
Q13-3	6(17.6%)	7(20.6%)	1(2.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	14(41.2%)
Q13-4	0(0.0%)	4(11.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4(11.8%)
Q13-5	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
Q13-6	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	16(47.1%)	17(50.0%)	1(2.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	34(100%)

1-3 小結

教育行政の国と地方の関係の現状認識については、集権的な仕組みにより全国均一の行政サービスが提供されていること、文部省と教育委員会の縦割り構造が他の行政領域と比べても強いということが明らかになった。教育長は教育行政では地方の多様性を追求するよりは全国的に均一的な行政サービスを行うことを重視していることがわかる。ただナショナルミニマムの確保方策としては、必ずしもきわめて集権的なものではなくてもよいと考えている。そして現行の集権的な仕組みとくらべて、より分権的な仕組みでもよいと考えている。

2 教育行政の多様性の是非

教育行政を進めるに当たっては、全国的に大きな格差の無いように配慮することが求められている。しかしながら、たとえば、これまでは非常に厳格な形で学級編制基準が運用されてきた。そのため、中教審では地方の自主的な制度運用を提言している。では、具体的には多様性が認められる行政段階はどこなのだろうか、またどういう側面で多様性が容認されるのだろうか。

2-1 単純集計

Q15、16ではそれぞれ各行政段階別で教育サービスが多様性をもって良いかどうかを質問した。

Q15（表12参照）では教職員一人あたりの児童生徒数の側面から、それが都道府県（Q15-A）ごと、市町村（Q15-B）ごと、学校（Q15-C）ごとに異なってもよいかどうかを質問した。この質問での教職員一人あたり児童生徒数は、数値化可能な教育条件整備の達成度を示す指標として用いているので、必ずしも児童生徒数それだけを含意しているのではない。市町村の回答をみると、いずれの回答でも肯定回答が5割を越えていない。また、都道府県、市町村、学校と段階が下がるにつれて肯定回答が少なくなる。つまり都道府県ごとには教育条件に格差があってもよいとするものでも、市町村ごとに格差があることや学校ごとに格差があることを容認できないということが示されている。都道府県ではQ15について、肯定回答と否定回答が相半ばしている。段階別の傾向も見いだせない。

表12

市町村	Q15-A	Q15-B	Q15-C
1. そう思う	160(22.8%)	131(18.6%)	122(17.4%)
2. どちらかといえば そう思う	154(21.9%)	128(18.2%)	113(16.1%)
3. どちらともいえない	83(11.8%)	79(11.2%)	92(13.1%)
4. どちらかといえば そうは思わない	123(17.5%)	134(19.1%)	128(18.3%)
5. 思わない	180(25.6%)	229(32.6%)	243(34.7%)
6. わからない	3(0.4%)	2(0.3%)	3(0.4%)
合計	703(100%)	703(100%)	701(100%)

都道府県	Q15-A	Q15-B	Q15-C
1. そう思う	6(17.6%)	6(17.6%)	7(21.2%)
2. どちらかといえば そう思う	7(20.6%)	7(20.6%)	5(15.2%)
3. どちらともいえない	6(17.6%)	6(17.6%)	7(21.2%)
4. どちらかといえば そうは思わない	8(23.5%)	7(20.6%)	6(18.2%)
5. 思わない	7(20.6%)	8(23.5%)	8(24.2%)
6. わからない	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	34(100%)	34(100%)	33(100%)

Q16（表13参照）では教育内容の側面から質問した。Q15と同様に、都道府県ごと（Q16-A）、市町村ごと（Q16-B）、学校ごと（Q16-C）に教育内容が異なってもよいかを質問した。この質問での教育内容とは、カリキュラム等を代表する数値化できない指標として設定している。都道府県ごとに教育内容が異なるということは、都道府県内では均一のカリキュラムが組まれていることを示している。同様に市町村ごとに教育内容が異なるということはある市町村の学校についてはおおむね同様のカリキュラムが組まれていることを示している。結果は、Q15と同様に段階が下がるにつれて肯定回答が少なくなる。ただ、その少なくなる傾向がQ15に比べて緩やかであり、いずれの段階でも肯定回答が5割以上か、少なくとも5割近くを示している。都道府県については、肯定回答が6割を越えている。否定回答が1割程度と市町村に比べて少ない点が注目される。

表13

市町村	Q16-A	Q16-B	Q16-C
1. そう思う	150(21.3%)	122(17.3%)	110(15.6%)
2. どちらかといえば そう思う	248(35.2%)	233(33.1%)	238(33.8%)
3. どちらともいえない	109(15.5%)	112(15.9%)	118(16.8%)
4. どちらかといえば そうは思わない	91(12.9%)	107(15.2%)	95(13.5%)
5. 思わない	104(14.8%)	130(18.5%)	143(20.3%)

6. わからない 2(0.3%) 0(0.0%) 0(0.0%)
 合計 704(100%) 704(100%) 704(100%)

2-2 クロス分析

都道府県	Q16-A	Q16-B	Q16-C
1. そう思う	7(21.2%)	6(18.2%)	6(18.2%)
2. どちらかといえば そう思う	13(39.4%)	14(42.4%)	15(45.5%)
3. どちらともいえない	10(30.3%)	9(27.3%)	9(27.3%)
4. どちらかといえば そうは思わない	2(6.1%)	2(6.1%)	2(6.1%)
5. 思わない	1(3.0%)	2(6.1%)	1(3.0%)
6. わからない	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	33(100%)	33(100%)	33(100%)

フェイスシートと設問をクロス分析して、興味ある結果が出たものがつぎのものである。Q15-Cと市町村の人口規模（F15）をクロス分析した（表14参照）。結果は、市町村の人口規模が大きくなるほど学校ごとの教育条件の格差を容認しない傾向となっている。これは市町村内の学校数が多いため格差問題が現実問題と認識され、かつ市町村内で問題となることを意識しているためと考えられる。

表14

	Q15-C-1	Q15-C-2	Q15-C-3	Q15-C-4	Q15-C-5	Q15-C-6	合計
F15-1	4(0.6%)	3(0.4%)	1(0.1%)	2(0.3%)	3(0.4%)	0(0.0%)	13(1.9%)
F15-2	15(2.2%)	11(1.6%)	5(0.7%)	5(0.7%)	14(2.0%)	1(0.1%)	51(7.3%)
F15-3	22(3.2%)	15(2.2%)	7(1.0%)	14(2.0%)	21(3.0%)	0(0.0%)	79(11.3%)
F15-4	34(4.9%)	12(1.7%)	17(2.4%)	17(2.4%)	46(6.6%)	1(0.1%)	127(18.2%)
F15-5	23(3.3%)	29(4.2%)	26(3.7%)	21(3.0%)	52(7.5%)	0(0.0%)	151(21.7%)
F15-6	11(1.6%)	15(2.2%)	13(1.9%)	22(3.2%)	38(5.5%)	0(0.0%)	99(14.2%)
F15-7	6(0.9%)	8(1.1%)	2(0.3%)	13(1.9%)	20(2.9%)	0(0.0%)	49(7.0%)
F15-8	5(0.7%)	3(0.4%)	9(1.3%)	14(2.0%)	19(2.7%)	0(0.0%)	50(7.2%)
F15-9	1(0.1%)	8(1.1%)	7(1.0%)	12(1.7%)	17(2.4%)	0(0.0%)	45(6.5%)
F15-10	1(0.1%)	4(0.6%)	4(0.6%)	4(0.6%)	10(1.4%)	1(0.1%)	24(3.4%)
F15-11	0(0.0%)	2(0.3%)	1(0.1%)	4(0.6%)	2(0.3%)	0(0.0%)	9(1.3%)
合計	122(17.5%)	110(15.8%)	92(13.2%)	128(18.4%)	242(34.7%)	3(0.4%)	697(100%)

F3とQ15, 16をクロスした（表15参照）。教職の経験の有無によって、数値化できる要素の多様化についての評価が分かれる。教職経験があるものは、その多様化

を嫌い、教職経験がないものはその多様化を肯定する。逆に、教育内容については教職経験のある方が肯定する度合いがより強い。

表15-S-1

	Q15-A-1	Q15-A-2	Q15-A-3	Q15-A-4	Q15-A-5	Q15-A-6	合計
F3-1	93(13.2%)	100(14.2%)	59(8.4%)	90(12.8%)	137(19.5%)	2(0.3%)	481(68.5%)
F3-2	67(9.5%)	54(7.7%)	23(3.3%)	33(4.7%)	43(6.1%)	1(0.1%)	221(31.5%)
合計	160(22.8%)	154(21.9%)	82(11.7%)	123(17.5%)	180(25.6%)	3(0.4%)	702(100%)

表15-S-2

	Q15-B-1	Q15-B-2	Q15-B-3	Q15-B-4	Q15-B-5	Q15-B-6	合計
F3-1	69(9.8%)	83(11.8%)	55(7.8%)	100(14.2%)	173(24.6%)	1(0.1%)	481(68.5%)
F3-2	62(8.8%)	45(6.4%)	23(3.3%)	34(4.8%)	56(8.0%)	1(0.1%)	221(31.5%)
合計	131(18.7%)	128(18.2%)	78(11.1%)	134(19.1%)	229(32.6%)	2(0.3%)	702(100%)

表15-S-3

	Q15-C-1	Q15-C-2	Q15-C-3	Q15-C-4	Q15-C-5	Q15-C-6	合 計
F 3-1	68(9.7%)	74(10.6%)	61(8.7%)	96(13.7%)	179(25.6%)	1(0.1%)	479(68.4%)
F 3-2	53(7.6%)	39(5.6%)	31(4.4%)	32(4.6%)	64(9.1%)	2(0.3%)	221(31.6%)
合 計	121(17.3%)	128(18.2%)	78(11.1%)	134(19.1%)	229(32.6%)	2(0.3%)	702(100%)

表15-T-1

	Q16-A-1	Q16-A-2	Q16-A-3	Q16-A-4	Q16-A-5	Q16-A-6	合 計
F 3-1	93(13.2%)	165(23.5%)	76(10.8%)	72(10.2%)	75(10.7%)	1(0.1%)	482(68.6%)
F 3-2	57(8.1%)	83(11.8%)	32(4.6%)	19(2.7%)	29(4.1%)	1(0.1%)	221(31.4%)
合 計	150(21.3%)	248(35.3%)	108(15.4%)	91(12.9%)	104(14.8%)	2(0.3%)	703(100%)

表15-T-2

	Q16-B-1	Q16-B-2	Q16-B-3	Q16-B-4	Q16-B-5	Q16-B-6	合 計
F 3-1	76(10.8%)	158(22.5%)	75(10.7%)	81(11.5%)	92(13.1%)	0(0.0%)	482(68.6%)
F 3-2	46(6.5%)	74(10.5%)	37(5.3%)	26(3.7%)	38(5.4%)	0(0.0%)	221(31.4%)
合 計	122(17.4%)	232(33.0%)	112(15.9%)	107(15.2%)	130(18.5%)	0(0.0%)	703(100%)

表15-T-3

	Q16-C-1	Q16-C-2	Q16-C-3	Q16-C-4	Q16-C-5	Q16-C-6	合 計
F 3-1	73(10.4%)	166(23.6%)	72(10.2%)	73(10.4%)	98(13.9%)	0(0.0%)	482(68.6%)
F 3-2	36(5.1%)	72(10.2%)	46(6.5%)	22(3.1%)	45(6.4%)	0(0.0%)	221(31.4%)
合 計	109(15.5%)	238(33.9%)	118(16.8%)	95(13.5%)	143(20.3%)	0(0.0%)	703(100%)

Q15とQ16のA、B、Cをそれぞれクロスしてみる(表16参照)とQ15で肯定回答するとQ16でも肯定回答をすることがわかる。逆にQ15で否定回答してもQ16で否定回答をすることは限らない。つまり、数値化可能な条件で否定回答をしても教育条件についても肯定するものがあるということである。これらのことから、児童生徒

数のように数値で表すことのできる要素について多様性を認める市町村は教育内容についても多様性を認めることがわかる。逆に言えば、数値化できる要素の多様性は心理的に障害が高いといえる。これは市町村でも都道府県でも同様である。ただ、都道府県についてはQ15で否定回答したもののうち、Q16で判断留保するものも多い。

表16-S-1

	Q16-A-1	Q16-A-2	Q16-A-3	Q16-A-4	Q16-A-5	Q16-A-6	合 計
Q15-A-1	75(10.7%)	47(6.7%)	14(2.0%)	10(1.4%)	13(1.8%)	1(0.1%)	160(22.8%)
Q15-A-2	31(4.4%)	78(11.1%)	23(3.3%)	9(1.3%)	13(1.8%)	0(0.0%)	154(21.9%)
Q15-A-3	11(1.6%)	33(4.7%)	24(3.4%)	9(1.3%)	5(0.7%)	1(0.1%)	83(11.8%)
Q15-A-4	8(1.1%)	40(5.7%)	24(3.4%)	41(5.8%)	10(1.4%)	0(0.0%)	123(17.5%)
Q15-A-5	25(3.6%)	48(6.8%)	24(3.4%)	21(3.0%)	62(8.8%)	0(0.0%)	180(25.6%)
Q15-A-6	0(0.0%)	2(0.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(0.1%)	0(0.0%)	3(0.4%)
合 計	150(21.3%)	248(35.3%)	109(15.5%)	90(12.8%)	104(14.8%)	2(0.3%)	703(100%)

表16-S-2

	Q16-B-1	Q16-B-2	Q16-B-3	Q16-B-4	Q16-B-5	Q16-B-6	合 計
Q15-B-1	62(8.8%)	33(4.7%)	12(1.7%)	11(1.6%)	13(1.8%)	0(0.0%)	131(18.6%)
Q15-B-2	21(3.0%)	69(9.8%)	21(3.0%)	9(1.3%)	8(1.1%)	0(0.0%)	128(18.2%)
Q15-B-3	6(0.9%)	27(3.8%)	32(4.6%)	7(1.0%)	7(1.0%)	0(0.0%)	79(11.2%)
Q15-B-4	5(0.7%)	50(7.1%)	22(3.1%)	44(6.3%)	13(1.8%)	0(0.0%)	134(19.1%)
Q15-B-5	28(4.0%)	53(7.5%)	25(3.6%)	35(5.0%)	88(12.5%)	0(0.0%)	229(32.6%)
Q15-B-6	0(0.0%)	1(0.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(0.1%)	0(0.0%)	2(0.3%)
合 計	122(17.4%)	233(33.1%)	112(15.9%)	106(15.1%)	130(18.5%)	0(0.0%)	703(100%)

表16-S-3

	Q16-C-1	Q16-C-2	Q16-C-3	Q16-C-4	Q16-C-5	Q16-C-6	合 計
Q15-C-1	54(7.7%)	34(4.9%)	15(2.1%)	7(1.0%)	12(1.7%)	0(0.0%)	122(17.4%)
Q15-C-2	15(2.1%)	64(9.1%)	22(3.1%)	7(1.0%)	5(0.7%)	0(0.0%)	113(16.1%)
Q15-C-3	8(1.1%)	35(5.0%)	37(5.3%)	7(1.0%)	5(0.7%)	0(0.0%)	92(13.1%)
Q15-C-4	9(1.3%)	48(6.8%)	22(3.1%)	38(5.4%)	11(1.6%)	0(0.0%)	128(18.3%)
Q15-C-5	24(3.4%)	55(7.8%)	21(3.0%)	35(5.0%)	108(15.4%)	0(0.0%)	243(34.7%)
Q15-C-6	0(0.0%)	1(0.1%)	1(0.1%)	0(0.0%)	1(0.1%)	0(0.0%)	3(0.4%)
合 計	110(15.7%)	237(33.8%)	118(16.8%)	94(13.4%)	142(20.3%)	0(0.0%)	701(100%)

表16-T-1

	Q16-A-1	Q16-A-2	Q16-A-3	Q16-A-4	Q16-A-5	Q16-A-6	合 計
Q15-A-1	2(6.1%)	2(6.1%)	2(6.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	6(18.2%)
Q15-A-2	2(6.1%)	5(15.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	7(21.2%)
Q15-A-3	2(6.1%)	2(6.1%)	2(6.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	6(18.2%)
Q15-A-4	0(0.0%)	2(6.1%)	5(15.2%)	1(3.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	8(24.2%)
Q15-A-5	1(3.0%)	2(6.1%)	1(3.0%)	1(3.0%)	1(3.0%)	0(0.0%)	6(18.2%)
Q15-A-6	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	7(21.2%)	13(39.4%)	10(30.3%)	2(6.1%)	1(3.0%)	0(0.0%)	33(100%)

表16-T-2

	Q16-B-1	Q16-B-2	Q16-B-3	Q16-B-4	Q16-B-5	Q16-B-6	合 計
Q15-B-1	2(6.1%)	2(6.1%)	2(6.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	6(18.2%)
Q15-B-2	1(3.0%)	6(18.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	7(21.2%)
Q15-B-3	2(6.1%)	3(9.1%)	1(3.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	6(18.2%)
Q15-B-4	0(0.0%)	1(3.0%)	4(12.1%)	1(3.0%)	1(3.0%)	0(0.0%)	7(21.2%)
Q15-B-5	1(3.0%)	2(6.1%)	2(6.1%)	1(3.0%)	1(3.0%)	0(0.0%)	7(21.2%)
Q15-B-6	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	6(18.2%)	14(42.4%)	9(27.3%)	2(6.1%)	2(6.1%)	0(0.0%)	33(100%)

表16-T-3

	Q16-C-1	Q16-C-2	Q16-C-3	Q16-C-4	Q16-C-5	Q16-C-6	合 計
Q15-C-1	3(9.1%)	3(9.1%)	1(3.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	7(21.2%)
Q15-C-2	1(3.0%)	4(12.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	5(15.2%)
Q15-C-3	1(3.0%)	5(15.2%)	1(3.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	7(21.2%)
Q15-C-4	0(0.0%)	1(3.0%)	4(12.1%)	1(3.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	6(18.2%)
Q15-C-5	1(3.0%)	2(6.1%)	3(9.1%)	1(3.0%)	1(3.0%)	0(0.0%)	8(24.2%)
Q15-C-6	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	6(18.2%)	15(45.5%)	9(27.3%)	2(6.1%)	1(3.0%)	0(0.0%)	33(100%)

2-3 小結

まとめると、数値化できるような児童生徒数などについては格差を容認することが難しいといえる。数値化できない教育内容については、ある程度の多様性は容認することがわかる。ただ、一週間あたりの英語の時間数などのように数値化できる指標の場合には結果が異なると思われる。また学校や市町村段階での多様性・格差を認めるよりは都道府県段階でそれを認めることの方が容認されやすい。

3 財政制度

教育行政の特徴の一つとして、文部省から地方教育委員会へ多額の財政移転が行われている点がある。その結果として、教育行政の性格は集権的であるともいわれ批判的となっている。しかし補助金をめぐって地方教育委員会がどのような行動をするかはこれまで十分に問われてきたとはいえない。そこで、以下のような質問を行った。

3-1 単純集計

Q17からQ19では補助金制度について質問した。

Q17（表17参照）では補助金制度が特色ある事業を全国に広める機能（施策の全国化）をどの程度もつかについて質問した。この質問は負担金がナショナルミニマムを確保するために支出されるものであるのに対して、補助金はあくまで奨励的政策的なものであることを背景にしている。施策の全国化機能はこれまであまり問われなかった側面である。市町村では肯定回答が8割を越えた。これは補助金が地方に受け入れられていることを明確に示している。都道府県では、肯定回答が7割を越えており、否定回答は一県しかない。

表17

Q17. 特色ある先進的な事業を全国に広めるために、補助金が交付されています。これは有効な方法だと思いますか。

	市町村	都道府県
1. そう思う	306(43.5%)	9(26.5%)
2. どちらかといえばそう思う	261(37.1%)	16(47.1%)
3. どちらともいえない	77(11.0%)	8(23.5%)
4. どちらかといえばそう は思わない	31(4.4%)	1(2.9%)

5. 思わない	25(3.6%)	0(0.0%)
6. わからない	3(0.4%)	0(0.0%)
合計	703(100%)	34(100%)

Q18（表18参照）では獲得できなかった補助金事業と同様の事業を独自財源で行うことがあるかを質問した。かりに肯定回答が多ければ、補助事業を行う市町村以外にも文部省の政策意図が浸透することが明らかになる。これもある意味で全国化機能を持つことの証左となる。「1 頻繁にある」「2 ときどきある」「3 たまにある」を「肯定回答」とする。市町村では「肯定回答」は6割近くなる。また否定回答「4 ほとんどない」「5 ない」を回答したものが4割である。都道府県では肯定回答が4割近くあり、否定回答は5割を越えた。市町村と都道府県を通じて、申請したが獲得できなかった補助金については4割から6割の地方教育委員会が独自の財源で実施していることになる。

表18

Q18. 貴教育委員会で獲得できなかった国の補助金事業を参考にして、それと同種のを独自財源で行うことがありますか。

	市町村	都道府県
1. 頻繁にある	14(2.0%)	0(0.0%)
2. ときどきある	135(19.2%)	6(17.6%)
3. たまにある	259(36.9%)	7(20.6%)
4. ほとんどない	207(29.5%)	14(41.2%)
5. ない	79(11.3%)	5(14.7%)
6. わからない	8(1.1%)	2(5.9%)
合計	702(100%)	34(100%)

Q19（表19参照）では必要のない補助金事業を申請することがあるかを質問した。市町村では肯定回答は1割を越えた程度であった。しかし、「1 頻繁にある」や「2 ときどきある」を回答したのもサンプル数では38（5%）あったことは注目してよいと考える。都道府県では肯定回答が2割弱あったが、「1」「2」を選択した回答はなかった。

表19

Q19. 貴教育委員会にとって必要のないと思う国の補助金も申請することがありますか。

	市町村	都道府県
1. 頻繁にある	10(1.4%)	0(0.0%)
2. ときどきある	28(4.0%)	0(0.0%)

3. たまにある	56(8.0%)	6(17.6%)
4. ほとんどない	242(34.4%)	19(55.9%)
5. ない	359(51.1%)	9(26.5%)
6. わからない	8(1.1%)	0(0.0%)
合計	703(100%)	34(100%)

3-2 クロス分析

財政力別のクロス分析

Q19では肯定回答は少なかったが、財政力とのクロス分析(表20参照)を行うと、財政力が低い市町村の一部は必要のない補助金を申請する傾向が窺える。都道府県では必要度の低い補助金に申請すること自体見受けられないし、また財政力別での傾向もそれほどない。

表20-S

	Q19-1	Q19-2	Q19-3	Q19-4	Q19-5	Q19-6	合計
F17-1	0(0.0%)	1(0.2%)	3(0.5%)	3(0.5%)	9(1.4%)	0(0.0%)	16(2.5%)
F17-2	2(0.3%)	5(0.8%)	11(1.7%)	48(7.6%)	83(13.1%)	0(0.0%)	149(23.6%)
F17-3	2(0.3%)	7(1.1%)	10(1.6%)	34(5.4%)	66(10.4%)	2(0.3%)	121(19.1%)
F17-4	0(0.0%)	5(0.8%)	4(0.6%)	29(4.6%)	41(6.5%)	1(0.2%)	80(12.7%)
F17-5	0(0.0%)	1(0.2%)	7(1.1%)	29(4.6%)	28(4.4%)	0(0.0%)	65(10.3%)
F17-6	1(0.2%)	2(0.3%)	1(0.2%)	18(2.8%)	28(4.4%)	1(0.2%)	51(8.1%)
F17-7	2(0.3%)	1(0.2%)	3(0.5%)	15(2.4%)	22(3.5%)	0(0.0%)	43(6.8%)
F17-8	1(0.2%)	0(0.0%)	3(0.5%)	13(2.1%)	13(2.1%)	1(0.2%)	31(4.9%)
F17-9	0(0.0%)	0(0.0%)	3(0.5%)	4(0.6%)	8(1.3%)	1(0.2%)	16(2.5%)
F17-10	0(0.0%)	1(0.2%)	1(0.2%)	7(1.1%)	16(2.5%)	0(0.0%)	25(4.0%)
F17-11	0(0.0%)	0(0.0%)	4(0.6%)	14(2.2%)	16(2.5%)	1(0.2%)	35(5.5%)
合計	8(1.3%)	23(3.6%)	50(7.9%)	214(33.9%)	330(52.2%)	7(1.1%)	632(100%)

表20-T

	Q19-1	Q19-2	Q19-3	Q19-4	Q19-5	Q19-6	合計
F15-1	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
F15-2	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
F15-3	0(0.0%)	0(0.0%)	3(8.8%)	5(14.7%)	1(2.9%)	0(0.0%)	9(26.5%)
F15-4	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	5(14.7%)	1(2.9%)	0(0.0%)	6(17.6%)
F15-5	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.9%)	3(8.8%)	3(8.8%)	0(0.0%)	7(20.6%)
F15-6	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.9%)	3(8.8%)	2(5.9%)	0(0.0%)	6(17.6%)
F15-7	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.9%)	0(0.0%)	1(2.9%)
F15-8	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.9%)	2(5.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	3(8.8%)
F15-9	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
F15-10	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.9%)	0(0.0%)	1(2.9%)
F15-11	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.9%)
合計	0(0.0%)	0(0.0%)	6(17.6%)	19(55.9%)	9(26.5%)	0(0.0%)	34(100%)

Q17とQ18をクロスする(表21参照)と、補助金の全国化機能を認める市町村ほど、獲得できなかった補助事業を参考にして同種のを独自財源で行うことがわかる。逆に言えば、独自財源を使うほどに国の施策を参考

にしている市町村では、全国化機能を認めていると考えられる。都道府県ではそのような傾向はみられない。というのも、都道府県の回答では、全国化機能をほとんどが認めているからである。

表21

	Q18-1	Q18-2	Q18-3	Q18-4	Q18-5	Q18-6	合 計
Q17-1	10(1.4%)	77(11.0%)	96(13.7%)	74(10.5%)	43(6.1%)	5(0.7%)	305(43.4%)
Q17-2	2(0.3%)	37(5.3%)	113(16.1%)	84(12.0%)	23(3.3%)	2(0.3%)	261(37.2%)
Q17-3	0(0.0%)	11(1.6%)	33(4.7%)	30(4.3%)	2(0.3%)	1(0.1%)	77(11.0%)
Q17-4	0(0.0%)	5(0.7%)	7(1.0%)	12(1.7%)	7(1.0%)	0(0.0%)	31(4.4%)
Q17-5	2(0.3%)	5(0.7%)	8(1.1%)	7(1.0%)	3(0.4%)	0(0.0%)	25(3.6%)
Q17-6	0(0.0%)	0(0.0%)	2(0.3%)	0(0.0%)	1(0.1%)	0(0.0%)	3(0.4%)
合 計	14(2.0%)	135(19.2%)	259(36.9%)	207(29.5%)	79(11.3%)	8(1.1%)	702(100%)

3-3 小結

財政制度に関する質問をみると、文部省の影響力が大きいことがわかる。しかも、財政制度を通じても通じていなくてもその影響力が大きい。Q18の回答に顕著に現れているように、文部省の補助金は支出される市町村にだけ影響するものではない。そうではなくて、補助金事業が存在することで、全国の市町村にその事業の有効性を周知させるのである。つまり、文部省の補助金事業として取り上げられることでその事業内容に正当性が与えられるのである。見方を変えると、ある意味では文部省が立案した政策を地方が形式的には自主的に実施するという構図が浮かんでくる。つまり、補助金を受けない地方は、実際には補助事業そのものは行わないものの、事実上、補助事業者のような存在となるのである。もっとも、不必要などと思われる補助金事業を申請することは財政力のきわめて低い地方を除けば、それほどない。つまり、補助金を通じては、文部省が強権的に地方の行政需要を無視してある事業を地方に行わせるということはないと考えられる。

地方の行政需要を見越した補助事業を作ることのできる文部省の政策立案能力が、地方よりも上回っていることは確かである。ただ問題は、地方分権や補助金改革によって地方の自律的な政策立案が求められる今日において、地方の政策立案能力をどのように向上させるかという点である。

研究上の課題としては、こうした文部省の影響力が財政制度を背景としたものであって、補助金改革後にはその影響力が減少するのかどうかを検討したい。仮に文部省という存在自体に影響力の源泉があるのならば、今後補助金改革により文部省所管の補助金が減少した場合につきのような事態が考えられる。すなわち、文部省が実現を図りたい事業に関するパンフレットや手引き書等を地方に配布し、それを地方が参考にして見かけ上地方が

自律的に政策を実施するという事態である。そのような場合、依然として文部省の影響力が強いままであると見なせる。しかも、そうした文部省の行政手法は補助金からパンフレットや手引き書というよりソフトな手法となるのである。

4 人事交流

文部省と都道府県教育委員会、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の関係を形作るものとして人事交流がある。ここではそれぞれ前者から後へ管理職として派遣されるもの（いわゆる天下り）について質問した。

4-1 単純集計

Q20-Aでは人事交流の実態について質問した（表22参照）。市町村では1割が受け入れている。一方、都道府県では6割近くが受け入れている。

表22

Q20-A. 中央省庁・都道府県の職員が都道府県教委・市町村教委事務局へ管理職として派遣されることについておたずねします。貴事務局では貴殿の在職中に受け入れの実績がありますか。

	市町村	都道府県
1. ある	68(9.7%)	20(58.8%)
2. ない	635(90.3%)	14(41.2%)
合計	703(100%)	34(100%)

Q20-Bでは人事交流が事務局の行政能力の向上につながるかを質問した（表23参照）。市町村では肯定回答が5割近くあり、否定回答が2割弱であった。判断を留保した回答が3割あったことが注目される。都道府県では肯定回答が6割近くあった。否定回答が1割弱、判断

留保が2割であった。都道府県の方が肯定回答が多い。

表23

Q20-B. 中央省庁・都道府県の職員が都道府県教委・市町村教委事務局へ管理職として派遣されることについておたずねします。文部省や都道府県との人事交流が貴教育委員会事務局の行政能力の向上に繋がると思われますか。

	市町村	都道府県
1. そう思う	125(17.8%)	11(32.4%)
2. どちらかといえばそう思う	206(29.3%)	11(32.4%)
3. どちらともいえない	215(30.6%)	7(20.6%)
4. どちらかといえばそう は思わない	47(6.7%)	1(2.9%)
5. 思わない	85(12.1%)	2(5.9%)
6. わからない	24(3.4%)	2(5.9%)
合 計	702(100%)	34(100%)

4-2 クロス分析

人口規模別に人事交流の質問をクロス分析してみる(表24参照)と、ごく小規模とごく大規模の市町村では受け入れが少ない傾向であることがわかる。これはごく小規模な市町村では受け入れるほどの定員がない場合が

あったり、離島や山間部のために派遣されないことが考えられる。また、ごく大規模の市町村では行政能力の面で派遣されなくても十分に業務が行えるためにあまり派遣されないものと思われる。

Q20のAとBをクロスする(表25参照)と、受け入れ経験がある市町村は人事交流の意義を認めていることが明確に示される。

表24

	Q20-A-1	Q20-A-2	合 計
F15-1	2(0.3%)	11(1.6%)	13(1.9%)
F15-2	2(0.3%)	49(7.0%)	51(7.3%)
F15-3	1(0.1%)	78(11.2%)	79(11.3%)
F15-4	6(0.9%)	122(17.5%)	128(18.3%)
F15-5	15(2.1%)	136(19.5%)	151(21.6%)
F15-6	10(1.4%)	88(12.6%)	98(14.0%)
F15-7	9(1.3%)	42(6.0%)	51(7.3%)
F15-8	8(1.1%)	42(6.0%)	50(7.2%)
F15-9	8(1.1%)	37(5.3%)	45(6.4%)
F15-10	6(0.9%)	18(2.6%)	24(3.4%)
F15-11	1(0.1%)	8(1.1%)	9(1.3%)
合 計	68(9.7%)	631(90.3%)	699(100%)

表25-S

	Q20-B-1	Q20-B-2	Q20-B-3	Q20-B-4	Q20-B-5	Q20-B-6	合 計
Q20-A-1	34(4.9%)	20(2.9%)	8(1.1%)	1(0.1%)	5(0.7%)	0(0.0%)	68(9.7%)
Q20-A-2	91(13.0%)	185(26.4%)	207(29.5%)	46(6.6%)	80(11.4%)	24(3.4%)	633(90.3%)
合 計	125(17.8%)	205(29.2%)	215(30.7%)	47(6.7%)	85(12.1%)	24(3.4%)	701(100%)

表25-T

	Q20-B-1	Q20-B-2	Q20-B-3	Q20-B-4	Q20-B-5	Q20-B-6	合 計
Q20-A-1	10(29.4%)	6(17.6%)	3(8.8%)	1(2.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	20(58.8%)
Q20-A-2	1(2.9%)	5(14.7%)	4(11.8%)	0(0.0%)	2(5.9%)	2(5.9%)	14(41.2%)
合 計	11(32.4%)	11(32.4%)	7(20.6%)	1(2.9%)	2(5.9%)	2(5.9%)	34(100%)

4-3 小結

人事交流とはいえ、実際には管理職として中央省庁から都道府県教育委員会へ、都道府県から市町村教育委員会へ派遣される。都道府県への派遣数が多いことから、文部省と都道府県教育委員会は人材という要素を通じて、強い関係を構築していることがわかる。反対に都道府県

教育委員会と市町村教育委員会との間には人材面での関係がそれほど強くないことが明らかである。ここから都道府県教育委員会と市町村教育委員会との関係を構成している要素が人材の他にあるということが予想できる。

5 通達・通知

行政の公正性・透明性の確保のため、また行政効率の向上のために通達・通知の見直しが文部省で進められている。これは通達・通知による文部省の裁量的な行政運営が批判され、かつまたそれを受ける側の事務が煩雑となることが批判されてきたことをうけての改革である。では、実務を司る教育長は通達・通知の影響力・拘束力をどのように受け止めているのだろうか。

5-1 単純集計

Q21-26では文部省からの指導助言のひとつである通達・通知について質問した。これらの質問は、従来指導助言としてひとくくりに把握されていた行政手段を分節化して捉えようとするものである。

Q21では通達・通知が通常の業務に影響を及ぼしているかを質問した（表26参照）。市町村では8割以上が肯定回答である。都道府県では1県をのぞいてすべて肯定回答である。

表26

Q21. 文部省の通達・通知は貴教育委員会における通常の業務に強い影響を及ぼしていると思われませんか。

	市町村	都道府県
1. そう思う	294(41.8%)	16(47.1%)
2. どちらかといえばそう思う	304(43.2%)	17(50.0%)
3. どちらともいえない	79(11.2%)	1(2.9%)
4. どちらかといえばそう は思わない	20(2.8%)	0(0.0%)
5. 思わない	6(0.9%)	0(0.0%)
6. わからない	1(0.1%)	0(0.0%)
合計	704(100%)	34(100%)

Q22では通達のうち法令の解説を行う例規通達の拘束力について質問した（表27参照）。例規通達とは法令の解説や運用指針が掲載されているものであり、一般の通達とは異なるものとされているものである。7割以上が肯定回答であり、例規通達がほかの通達よりも拘束力が強いと認識している。つまり、たとえ通達といえども、例規通達は法令と同様に地方を拘束していることがわかる。都道府県では判断を保留しているものが3割ある。これは通達であれば拘束力には差がないという判断が含まれていると考えられる。

表27

Q22. 文部省の例規通達はそれ以外の通達等よりも拘束力があると思われませんか。

	市町村	都道府県
1. そう思う	202(28.7%)	7(20.6%)
2. どちらかといえばそう思う	329(46.8%)	14(41.2%)
3. どちらともいえない	131(18.6%)	10(29.4%)
4. どちらかといえばそう は思わない	23(3.3%)	1(2.9%)
5. 思わない	14(2.0%)	1(2.9%)
6. わからない	4(0.6%)	1(2.9%)
合計	703(100%)	34(100%)

Q23では例規通達以外の通達について、教育委員会が必ず守るべきものであるかを質問した（表28参照）。この質問ではいわゆる通達行政と呼ばれるように、通達がどれほど地方を拘束しているかを問うものである。7割近くが肯定回答を与えているが、3割が保留や否定回答を与えていることに注目したい。例規通達に比べて拘束力は低いように認識されている。都道府県でも同様の傾向がみられる。

表28

Q23. 例規通達以外の通達は地方教育委員会がかならず守るべきものだと思いますか。

	市町村	都道府県
1. そう思う	78(11.1%)	4(11.8%)
2. どちらかといえばそう思う	401(57.0%)	17(50.0%)
3. どちらともいえない	162(23.0%)	9(26.5%)
4. どちらかといえばそう は思わない	47(6.7%)	3(8.8%)
5. 思わない	13(1.8%)	1(2.9%)
6. わからない	3(0.4%)	0(0.0%)
合計	704(100%)	34(100%)

Q24では通達と通知のどちらか拘束力があるかを質問した（表29参照）。9割近くが通達の拘束力が強いと回答している。都道府県では8割近くが肯定回答をしている。しかし8県が判断を留保したり否定回答をしていることから、どちらの拘束力も同じだと考えているとも読める。また肯定回答がほとんどを占めていることから、通達と通知を実務においては異なる扱いをしていることが明らかになった。

表29

Q24. 通達は通知よりも拘束力があるとお考えでしょうか。

	市 町 村	都道府県
1. そう思う	326(46.4%)	10(29.4%)
2. どちらかといえばそう思う	292(41.5%)	16(47.1%)
3. どちらともいえない	69(9.8%)	6(17.6%)
4. どちらかといえばそう は思わない	7(1.0%)	0(0.0%)
5. 思わない	6(0.9%)	2(5.9%)
6. わからない	3(0.4%)	0(0.0%)
合 計	703(100%)	34(100%)

Q25では通知は必ず守るべきものかを質問した(表30参照)。7割近くが肯定回答をしている。ただ、3割が保留や否定回答をしていることに注目したい。例規通達以外の通達と同様の結果である。Q24では通達のほうが通知よりも拘束力強いという回答が示されたものの、実際には例規通達以外の通達と通知は同程度の拘束力を認識されていることになる。そのうえであえて比較をすると通達のほうがやや拘束力強いということになる。都道府県では、およそ6割強が肯定回答をしており、判断保留や否定回答が3割以上ある。いずれにしても通達・通知を問わず、影響力が大きいことがわかる。

表30

Q25. 通知はかならず守るべきものだとお考えでしょうか。

	市 町 村	都道府県
1. そう思う	68(9.7%)	2(5.9%)
2. どちらかといえばそう思う	406(57.8%)	21(61.8%)
3. どちらともいえない	160(22.8%)	8(23.5%)
4. どちらかといえばそう は思わない	47(6.7%)	1(2.9%)
5. 思わない	22(3.1%)	2(5.9%)

表32

	Q22-1	Q22-2	Q22-3	Q22-4	Q22-5	Q22-6	合 計
Q21-1	158(22.5%)	96(13.7%)	29(4.1%)	1(0.1%)	7(1.0%)	2(0.3%)	293(41.7%)
Q21-2	37(5.3%)	197(28.0%)	56(8.0%)	8(1.1%)	5(0.7%)	1(0.1%)	304(43.2%)
Q21-3	5(0.7%)	26(3.7%)	39(5.5%)	8(1.1%)	1(0.1%)	0(0.0%)	79(11.2%)
Q21-4	2(0.3%)	6(0.9%)	6(0.9%)	5(0.7%)	1(0.1%)	0(0.0%)	20(2.8%)
Q21-5	0(0.0%)	3(0.4%)	1(0.1%)	1(0.1%)	0(0.0%)	1(0.1%)	6(0.9%)
Q21-6	0(0.0%)	1(0.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(0.1%)
合 計	202(28.7%)	329(46.8%)	131(18.6%)	23(3.3%)	14(2.0%)	4(0.6%)	703(100%)

6. わからない	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	703(100%)	34(100%)

Q26では文部省の指導助言一般が地方教育委員会の裁量を制約するものかどうかを質問した(表31参照)。6割以上が肯定回答をしている。都道府県では7割以上が肯定回答をしている。

表31

Q26. 文部省の指導助言の内容は地方教育委員会の裁量を制約するものであるとお考えでしょうか。

	市 町 村	都道府県
1. そう思う	95(13.5%)	1(2.9%)
2. どちらかといえばそう思う	336(47.8%)	23(67.6%)
3. どちらともいえない	171(24.3%)	7(20.6%)
4. どちらかといえばそう は思わない	61(8.7%)	1(2.9%)
5. 思わない	36(5.1%)	2(5.9%)
6. わからない	4(0.6%)	0(0.0%)
合 計	703(100%)	34(100%)

5-2 クロス分析

市町村のQ21をQ22とQ24とそれぞれクロスしてみる(表32、33参照)。Q21で「1」と回答したものはQ22・Q24でも「1」と回答する傾向にある。Q22・Q24の結果は「2」が最も多いのであるが、Q21で「1」と回答したものはQ22・Q24で「2」を選ぶことは少ない。Q22とQ24は講学上の分類ととることができ、実態はそれぞれの市町村で異なると考えられるが、Q21で「1」を選ぶものはその講学上の分類に従って通達・通知を処理していると考えられる。なお、都道府県についてはクロス分析を省略する。というのも当該質問に対する都道府県の回答が肯定回答に大きく偏っているからである。

表33

	Q24-1	Q24-2	Q24-3	Q24-4	Q24-5	Q24-6	合 計
Q21-1	190(27.0%)	80(11.4%)	17(2.4%)	1(0.1%)	3(0.4%)	3(0.4%)	294(41.8%)
Q21-2	102(14.5%)	165(23.5%)	32(4.6%)	3(0.4%)	1(0.1%)	0(0.0%)	303(43.1%)
Q21-3	24(3.4%)	34(4.8%)	17(2.4%)	2(0.3%)	2(0.3%)	0(0.0%)	79(11.2%)
Q21-4	6(0.9%)	10(1.4%)	3(0.4%)	1(0.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	20(2.8%)
Q21-5	3(0.4%)	3(0.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	6(0.9%)
Q21-6	1(0.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(0.1%)
合 計	326(46.4%)	292(41.5%)	69(9.8%)	7(1.0%)	6(0.9%)	3(0.4%)	703(100%)

市町村のQ21をQ10とクロスする（表34参照）と、Q10で「1」と回答したものがQ21で「1」と回答する傾向にある。つまり、地方が多様性を発揮するよりは全国均一にサービスを提供することを重視する回答が、文部省からの通達・通知の影響力を認めているのである。つ

まり、文部省の通達・通知が全国的に均一なサービス提供に資するものであることが考えられる。なお、都道府県についてはクロス分析を省略する。というのも当該質問に対する都道府県の回答が肯定回答に大きく偏っているからである。

表34

	Q21-1	Q21-2	Q21-3	Q21-4	Q21-5	Q21-6	合 計
Q10-1	85(12.1%)	50(7.1%)	14(2.0%)	4(0.6%)	3(0.4%)	1(0.1%)	157(22.3%)
Q10-2	85(12.1%)	102(14.5%)	19(2.7%)	10(1.4%)	1(0.1%)	0(0.0%)	217(30.8%)
Q10-3	48(6.8%)	77(10.9%)	24(3.4%)	1(0.1%)	1(0.1%)	0(0.0%)	151(21.4%)
Q10-4	48(6.8%)	52(7.4%)	14(2.0%)	4(0.6%)	1(0.1%)	0(0.0%)	119(16.9%)
Q10-5	28(4.0%)	21(3.0%)	8(1.1%)	1(0.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	58(8.2%)
Q10-6	0(0.0%)	2(0.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(0.3%)
合 計	294(41.8%)	304(43.2%)	79(11.2%)	20(2.8%)	6(0.9%)	1(0.1%)	704(100%)

5-3 小結

通達・通知は法令ではないので、地方がそれに従わなくてもよいはずである。しかし、通達・通知の内容が地方を拘束していることが明らかとなった。この背景には、たとえば、通達・通知には補助金の申請に関する事項が記されていることがある。そのため、補助人を申請しようとするならば、かならずその記載内容に従う必要がある。補助金を申請しないのであれば、それに関する通達・通知に従わなくてもよいが、財政的に豊かな地方はそれほど多くはない。ゆえに実態の上では通達・通知によって地方が拘束されるのである。また、機関委任事務に関連した通達は、その性質上守らなければならない。上のような状況を反映しているためであろうか、回答からは通知・通達の影響力の強さが明らかとなった。課題としては、通達・通知の内容別に影響力がどのように異なるのか、また影響力の強い通達・通知が存在することで、

単独では影響力の弱い通達・通知の影響力をも高めているのかといった点を明らかにする必要がある。

まとめ

今回の調査では、教育行政における国と地方の関係について全般的な質問を行った。個別領域については新たに行う予定の別調査に譲りたい。質問によっては「どちらともいえない」という回答が多かったが、これは領域により状況が異なることを反映しているものと思われる。そのように考えられる一つの手がかりとして次の設問と回答をみてみよう（表35参照）。

表35

Q39. 中教審答申では、教育関係補助金等の統合・メニュー化、補助対象事業の範囲・基準等の弾力化等をすすめて、補助金執行・運用における地方裁量を拡大することを提

言っていますが、特にどのような領域でそうした地方裁量を拡大して欲しいとお考えですか。(1位)

1. 給与・手当関係	66(9.5%)
2. 教材設備	167(24.1%)
3. 就学奨励	12(1.7%)
4. へき地教育振興	54(7.8%)
5. 産業教育振興	2(0.3%)
6. 公立文教施設整備	290(41.8%)
7. 私立高等学校等経常費助成	0(0.0%)
8. 生涯学習・社会教育	98(14.1%)
9. 体育振興	1(0.1%)
10. 学校健康教育	2(0.3%)
11. その他	2(0.3%)
合計	694(100%)

このように、国と地方の関係において最も問題となる課題の一つである、地方裁量の拡大についての認識が領域によって事情が大きく異なるのである。当面は上で回答された公立文教施設整備、教材設備、生涯学習・社会教育についての個別研究を行う必要があるだろう。

今後は今回の質問紙には盛り込まれていないものの、国と地方の関係を構成する重要な要素である会合や手続きについても、先行調査・先行研究を踏まえて検討していきたい。そして国と地方の関係を、制度と政策実施過程の両面から総合的に捉えていきたい。

(文責 青木 栄一)

V 中教審答申の提言に対する評価

'98年9月21日、文部大臣に提出された答申「今後の地方教育行政の在り方について」(以下、中教審答申)の内容で、特に、今後の地方教育行政の運営に大きな影響を及ぼしそうな諸提言について都道府県及び市町村の教育長の意識をアンケート調査した。その意識調査の柱は、1. 「標準法」における諸基準の弾力的運用について、2. 都道府県と市町村との関係について、3. 教育委員選任への民意反映の工夫について、4. 市町村教育委員会の事務処理体制の充実について、5. 通学区域の弾力化について、6. 教職員人事の見直しについて、7. 学校評議員制度の創設について、となっている。以下、各柱ごとに都道府県及び市町村教育長の意識調査結果を概観していく。

1 「標準法」における諸基準の弾力的運用について

1-1 学級編制基準の弾力的運用

中教審答申では、「標準法」における学級編制標準や教職員配置の基準が、これまで国庫負担対象の教職員数を算定する基準と一体的に捉えられてきたことから学校や地域の実情や要請に応じた柔軟な学級編制や教職員配置が行われてこなかったことを反省し、「標準法」における標準・基準を国が給与負担する教職員数を算定するための性格のものであることをはっきりさせ、都道府県が学校や地域の要請や実情に応じて弾力的に運用できるようにすること、又、学級編制の標準の弾力化にあわせて、現行の学級編制の都道府県による認可制を事前協議制か届け出制に改めることなどを提言している。

この中教審答申の提言をめぐっては、学校や地域における教育活動の要望や実情に応じた弾力的な学級編制や教職員配置が可能となると歓迎する声も強いが、他方、学級編制基準を縮小するためにはそれに要する教員を独自に確保する必要が生じるため、都道府県や市町村の間の財政力格差を反映して大きな格差が生じてくるのではないかという危惧も関係者から表明されている。

設問「Q. 学級編制基準の弾力的運用をはかり、国の算定標準と異なる少人数の学級編制を検討することについてどうお考えでしょうか」に対する都道府県並びに市町村教育長の回答は、以下の通りである。

	都道府県	市町村
1. 財政の自己負担に無理があり、国の学級編制基準の見直しが図られるまで現状を維持する(市町村への質問では、「財政の自己負担に無理があり、国や都道府県の学級編制基準の見直しが図られるまで現状を維持する」)	12(36.4%)	424(60.4%)
2. 財政の自己負担をできるだけ少なくするために、教科外教員や非常勤講師等の活用で可能な学級編制の見直しを図りたい	4(12.1%)	116(16.5%)
3. 財政の自己負担をしてでも積極的に40人学級の解消を図りたい	1(3.0%)	16(2.3%)
4. 国の政策動向や他の都道府県(市町村)の動向をまって検討する	15(45.5%)	81(11.5%)

5. 今のところまだ何とも言えない	1(3.0%)	64(9.1%)
6. わからない	0(0.0%)	1(0.1%)
合計	33(100%)	702(100%)

都道府県では1/3強、市町村では60%が財政の自己負担が難しいという理由から自治体独自で学級編制基準の見直しをはかることには難色を示している。国の政策動向や他の自治体の動向をまって検討するとしている都道府県が約半数をしめるが、財政の負担をさけるため教科外教員や非常勤講師等の活用で可能な学級編制の見直しを図りたいとする都道府県、市町村はそれぞれに10%台存在している。なお、「3. 財政の自己負担をしてでも積極的に40人学級の解消を図りたい」とする16市町村の内訳をみると、規模・財政力と相関はない。

1-2 都道府県教育委員会の対処について

学級編制基準の弾力化の提言は、前述のように都道府県による学級編制基準の認可制を事前協議制か届け出制に改めることも伴うが、市町村に独自の学級編制基準の設定を認めるかどうかは都道府県下の市町村格差も絡んで悩ましい問題である。

設問「Q. 市町村における少人数学級編制については、都道府県教育委員会としてどう対処することが望ましいとお考えでしょうか」に対する都道府県教育長の回答は次のようになっている。

1. 都道府県としては、市町村の独自の学級編制を認めるべきではない	3(8.8%)
2. 都道府県の財政負担でなく、市町村の財政自己負担で学級編制基準を見直すのであれば市町村の申請どうり認めてよい	0(0.0%)
3. 都道府県の財政負担でなく、市町村の財政自己負担で学級編制基準を見直す場合でも、市町村格差を生まないようにするため都道府県としてなんらかの基準を設定することが望ましい	19(55.9%)
4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって検討する	11(32.4%)
5. 今のところはまだ何とも言えない	1(2.9%)
6. わからない	0(0.0%)
合計	34(100%)

国の政策動向や他の都道府県の動向をまって検討するという回答が1/3あるが、「1」、「2」にみるように市町村独自の学級編制を認めるという声はなく、市町村の

財政負担の場合でも市町村格差を生まないよう都道府県としてなんらかの基準を設定することが望ましいとする回答が半数〔19(55.9%)〕を超えている。そして、そのことは以下に見るように市町村教育長の調査においても同様である。学級編制基準の見直しは、都道府県が主体となって行うべき、市町村の財政負担でも都道府県がなんらかの基準をつくるべきという2つの回答の合計が75%になっている。

1. 市町村の財政自己負担で実施するのであれば市町村の申請どうり認めるべきである	97(13.8%)
2. 市町村の財政自己負担で実施する場合でも、市町村格差を生まないように都道府県はなんらかの基準をつくるべきである	239(34.0%)
3. 市町村格差を生じさせないため、市町村の財政自己負担でも自由に実施されるべきではなく、都道府県が主体となっておこなうべきものである	288(41.0%)
4. 今のところまだ何ともいえない	77(11.0%)
5. わからない	2(0.3%)
合計	703(100%)

1-3 学級編制基準の事前協議制か届け出制か

現行では市町村の学級編制は、国の学級編制基準を参考に定められる都道府県の学級編制基準に従い、市町村が決めるとされているが、その際には、都道府県の認可を受けなければならない。中教審答申では、学級編制基準設定という機関委任事務廃止に伴い、それを地方の自治事務化し都道府県の認可制を事前協議制か届け出制に改めると提案している。この改正の提案に対する都道府県・市町村教育長の回答が次に見るとおりである。

設問「Q. 市町村教育委員会の学級編制については都道府県教育委員会との事前協議制と届け出制のどちらが望ましいとお考えでしょうか。」

	都道府県	市町村
1. 都道府県の意向尊重や市町村格差を生じさせないためにも事前協議制が望ましい	25(73.5%)	464(66.0%)
2. 市町村の意見を尊重する立場から届け出制が望ましい	4(11.8%)	177(25.2%)
3. どちらとも言えない	5(14.7%)	55(7.8%)
4. 分からない	0(0.0%)	7(1.0%)
合計	34(100%)	703(100%)

都道府県並びに市町村とも、事前協議制を望む声が多数であるが、市町村では、届け出制を望む声が約25%もあることは看過できない（規模・財政力との相関はない）。こうした市町村からの届け出制への要望は、市町村間の格差を大きく生み出さないために工夫が求められる都道府県の基準や支援の在り方と関係するが、都道府県と市町村との間で学級編制基準の弾力的運用をどのようなしくみとして制度化していくかは地方教育行政の大きな課題であることは間違いない。

1-4 教職員配置の弾力化

学級編制の弾力化と連動して、教職員配置の弾力化の提言も地方教育行政にとっては同様に大きな問題を投げかけている。学校現場は現在さまざまな問題を抱えており、必要に応じた柔軟な教職員の配置・加配は学校現場では切実な要望となっている。そのため、国が給与負担する教職員数を算定する基準と地方が実際に運用する基準を区別するという中教審答申の提言は概ね地方には歓迎されているが、国の教職員配置基準を超えた配置・加配は都道府県独自の財政負担を伴うためその実行には困難も予想される。

都道府県教育長に対する設問「Q. 国の教職員定数算定基準である『標準法』と異なる弾力的な教職員配置の在り方を都道府県で検討することについてどうお考えでしょうか」に対する回答は、そうした予想を裏書きする結果となっている。

1. 都道府県の自己財源も加えて積極的に独自の教職員配置の在り方を工夫したい	2(5.9%)
2. 国の「標準法」で措置される教職員定数の枠内で可能な限り教職員配置の在り方を工夫したい	19(55.9%)
3. これまで通りの運用で保持していく	0(0.0%)
4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって検討したい	13(38.2%)
5. 今のところまだ何とも言えない	0(0.0%)
6. わからない	0(0.0%)
合計	34(100%)

やはり財政上の理由もあってか、「1」はわずか2(5.9%)にとどまり、国の「標準法」で配置される教職員定数の枠内で可能な弾力的配置を工夫したいとする割合が過半数〔19(55.9%)〕を超え、「4」が13(38.2%)と続いている。

2 都道府県と市町村との関係について

2-1 地教行法第49条廃止にかわる都道府県の代替措置の是非について

中教審答申では、国と地方との関係見直しほどドラスティックではないが、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との関係でも幾つかの重要な見直し提言を行っている。その一つが、地教行法第49条の廃止である。地方分権推進委員会勧告に基づく地方自治法が改正されるが、その改正点の一つが同法第2条6項の「義務教育等の水準の維持で・・・統一的な処理を必要とする事務」の削除である。つまり、都道府県の市町村に対する関与を廃止縮減するという趣旨から、これまで県域にわたる基準の設定など都道府県の担う役割とされてきた「統一的な処理を必要とする事務」が都道府県の役割から除外されることになり、それに該当する地教行法第49条が廃止されることになった。これは、県域にわたる統一した事務を処理し市町村格差を生まないようにするうえで根拠とされてきた重要な規定であるが、市町村教育委員会の学校・教育等の管理運営権の基本にかかわる問題だとして従来からも論議の対象ともなってきたものである。

それに関する設問「Q. 地教行法第49条の廃止に代わって、県内の市町村教育委員会・学校の組織編成等に関わる水準維持向上をはかる何らかの措置を検討することが必要であるとお考えでしょうか」に対する都道府県並びに市町村教育長の回答結果が次の表である。

	都道府県	市町村
1. 必要である	21(61.8%)	547(77.7%)
2. 必要でない	2(5.9%)	31(4.4%)
3. とちらとも言えない	2(5.9%)	47(6.7%)
4. 今のところまだ何とも言えない	9(26.5%)	70(9.9%)
5. 分からない	0(0.0%)	9(1.3%)
合計	34(100%)	704(100%)

都道府県、市町村ともに共通して「必要でない」が少なく、「必要である」とする回答率が高くなっているが、特に、市町村サイドから代替措置を要請する声が強いのが目立つ。

2-2 地教行法第48条の見直しに伴う指導助言の在り方等について

中教審答申において文部省一都道府県一市町村の関係見直しで論議となった一つは、教育行政に特有の行政手法である指導助言のあり方である（それについては、拙著『地方分権改革と学校・教育委員会』東洋館出版社1998年を参照のこと）。その指導助言の見直しに関する設問「Q. 地教行法第48条の規定の見直し等に基づいて、指導助言の在り方や指導通知等の在り方を変える必要があるとお考えでしょうか」に対する回答が以下の表である。これは、都道府県教育長に、①文部省の指導助言について、②自らの市町村への指導助言について、それぞれ聞いたものである。

	①文部省の都道府県・市町村に対する指導・助言について	②貴都道府県の市町村に対する指導・助言について
1. 大幅に変える必要がある	3(8.8%)	1(2.9%)
2. 多少変える必要がある	25(73.5%)	26(76.5%)
3. どちらとも言えない	4(11.8%)	4(11.8%)
4. あまり変える必要がない	1(2.9%)	2(5.9%)
5. これまで通りでよく、変える必要がない	1(2.9%)	1(2.9%)
6. 分からない	0(0.0%)	0(0.0%)
合 計	34(100%)	34(100%)

本アンケート調査では、その具体的な内容を尋ねていないのでどのような変更をイメージして回答したのかは確定はできないが、「多少変える必要がある」とする回答がともに70%を超えている。

文部省や都道府県の指導助言の見直しに関する設問に市町村教育長が答えたのが次の表である。

1. 大幅に変える必要がある	73(10.4%)
2. 多少変える必要がある	397(56.6%)
3. どちらとも言えない	122(17.4%)
4. あまり変える必要がない	88(12.5%)
5. これまで通りでよく、変える必要がない	16(2.3%)
6. 分からない	6(0.9%)
合 計	702(100%)

都道府県教育長と比較したとき、「あまり変える必要がない」「変える必要がない」の合計が約15%と高くなっているのが多少目につくが、ここでも「大幅に変える必要あり」10%、「多少変える必要がある」56.6%と高く

なっている。

2-3 市町村教育委員会の学校に対する指示・命令と指導・助言の区別をより明確化すること

中教審答申では、文部省一都道府県一市町村の間における指導助言の見直しとともに、教育委員会と学校との間の指示命令と指導助言がこれまで明確に区別されてこなかったとして、学校の自主性・自律性の確立の観点からそれらを明確に区別して運用していくことを提言している。それに関する市町村教育長への設問「Q. 中教審答申では、学校の責任の明確化と主体性を尊重する観点から、適正な事務処理を確保するためすべての学校が必ず従わなければならない指示・命令とそれ以外の指導・助言とを明確に区別して運用することを提言しておりますが、貴教育委員会では、そうした運用の見直しが必要であるとお考えでしょうか」に対する回答が次の表である。

	市 町 村
1. 大幅に変える必要がある	86(12.2%)
2. 多少変える必要がある	458(65.1%)
3. どちらとも言えない	68(9.7%)
4. あまり変える必要がない	75(10.7%)
5. これまで通りでよく、変える必要がない	13(1.8%)
6. わからない	4(0.6%)
合 計	704(100%)

文部省や都道府県の指導助言見直しに対する回答とほぼ同様といえるが、「多少変える必要がある」が10%程度増えている。

3. 教育委員選任への民意反映の工夫について

中教審答申では、分権化という改革の趣旨と住民の教育行政に対する関心・要望の多様化という観点から、教育行政への住民参加一意向の反映を拡大する一つの方策として、教育委員選任への民意反映と教育委員の数の増大・弾力化（都道府県・市教育委員会に限定）を提言している。

3-1 選任工夫の必要性

教育委員選任への民意反映に関する設問「Q. 中教審答申では、住民の教育行政に対する関心・要望の多様化

や民意のより以上の反映のために教育委員の選任について構成分野の拡大や推薦等の工夫や見直し等を提言していますが、貴教育委員会ではそうした教育委員選出の見直しや工夫が必要であるとお考えでしょうか」に対する都道府県及び市町村教育長の回答結果は次の通りである。

	都道府県	市町村
1. 強く感じている	0(0.0%)	51(7.3%)
2. どちらかと言えば感じている	10(29.4%)	255(36.3%)
3. どちらとも言えない	14(41.2%)	195(27.8%)
4. どちらかと言えば感じていない	6(17.6%)	136(19.4%)
5. 感じていない	3(8.8%)	62(8.8%)
6. わからない	1(2.9%)	3(0.4%)
合計	34(100%)	702(100%)

都道府県と市町村は、ほぼ同様の傾向といつてよいが、市町村で1、2の合計が約44%となっているのはやはり注目したい。都道府県の方が教育委員選出の見直しや工夫の必要性を感じるとする回答割合が低くなっているが、それは都道府県教育委員会の担っている役割・機能に起因するものと考えられる。

3-2 教育委員数の増員の必要性

都道府県及び市教育委員会では、教育委員の数を7名に増員できるとする中教審答申の提言については、都道府県と市ともにそれほどの必要を感じていないとする回答が多かった。

設問「Q. 中教審答申では、住民の教育行政に対する関心・要望の多様化等から、都道府県と市の教育委員数を7名に増員できるとしています。貴教育委員会では教育委員の数を増やす必要があるとお考えでしょうか。」

	都道府県	市
1. 増員の必要を感じている	0(0.0%)	10(2.7%)
2. どちらかと言えば必要を感じている	2(5.9%)	25(6.8%)
3. どちらとも言えない	14(41.2%)	50(13.6%)
4. どちらかと言えば増員の必要を感じない	11(32.4%)	121(32.9%)
5. 増員の必要を感じない	7(20.6%)	162(44.0%)
6. わからない	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	34(100%)	368(100%)

4. 市町村教育委員会の事務処理体制の充実について

4-1 教育行政の広域化の必要性について

地方教育行政において、これまでも懸案とされてきた改革課題の一つが小規模教育委員会の事務処理体制の充実である。今回の中教審答申においてもそのことはかわらず、市町村教育長の専任化、都道府県・教育事務所の市町村への支援・援助の充実等の方策とともに、新しい広域連合の創設など教育行政の広域化の促進も提言されている。教育行政の広域化をめぐることは、賛否両論の論議があることも事実であるが、地方分権の進展のなかで市町村教育委員会の当事者能力がこれまで以上に問われてくることから、これまで以上に教育行政の広域化をめぐる論議は高まることが予想される。

市町村教育長への設問「Q34-A. 中教審答申は市町村教育委員会の事務処理体制の充実のために、広域連合や事務組合教育委員会、共同設置教育委員会に指導主事等の派遣などの支援に努め、広域教育行政化の推進をはかることを提言しています。貴教育委員会では、現在、教育行政の広域化の必要性を感じておられますか」に対する回答は次のようである。

1. 非常に強く感じている	75(10.7%)
2. どちらかと言えば感じている	242(34.4%)
3. どちらとも言えない	133(18.9%)
4. どちらかと言えば感じていない	126(17.9%)
5. 感じていない	127(18.1%)
6. 分からない	0(0.0%)
合計	703(100%)

「1」、「2」の教育行政の広域化を必要を感じているとする割合が45.1%、「4」、「5」の必要性を感じていないとする割合が36%、「3. どちらとも言えない」が18.9%となっている。こうした教育行政の広域化の必要性に対する市町村教育長の回答を、市町村教育委員会の規模・財政力とクロス分析したのが以下の表である。

(因みに、市町村教育委員会の規模、並びに、財政力のランクかは次のようになっている。)

◆人口規模

1. 1,000人未満
2. 1,000人以上～ 3,000人未満
3. 3,000人以上～ 5,000人未満
4. 5,000人以上～ 8,000人未満
5. 8,000人以上～ 15,000人未満
6. 15,000人以上～ 30,000人未満
7. 30,000人以上～ 50,000人未満
8. 50,000人以上～100,000人未満
9. 100,000人以上～300,000人未満
10. 300,000人以上～500,000人未満
11. 500,000人以上

◆財政力指数(3年間の平均値)

1. 0.1未満
2. 0.1以上～0.2未満
3. 0.2以上～0.3未満
4. 0.3以上～0.4未満
5. 0.4以上～0.5未満
6. 0.5以上～0.6未満
7. 0.6以上～0.7未満
8. 0.7以上～0.8未満
9. 0.8以上～0.9未満
10. 0.9以上～1.0未満
11. 1.0以上

	Q34-A-1	Q34-A-2	Q34-A-3	Q34-A-4	Q34-A-5	Q34-A-6	合 計
F15-1	1(0.1%)	4(0.6%)	5(0.7%)	1(0.1%)	2(0.3%)	0(0.0%)	13(1.9%)
F15-2	7(1.0%)	17(2.4%)	6(0.9%)	10(1.4%)	11(1.6%)	0(0.0%)	51(7.3%)
F15-3	8(1.1%)	32(4.6%)	15(2.1%)	9(1.3%)	15(2.1%)	0(0.0%)	79(11.3%)
F15-4	18(2.6%)	40(5.7%)	23(3.3%)	28(4.0%)	18(2.6%)	0(0.0%)	127(18.2%)
F15-5	16(2.5%)	60(8.6%)	26(3.7%)	22(3.1%)	27(3.9%)	0(0.0%)	151(21.6%)
F15-6	12(1.7%)	36(5.2%)	17(2.4%)	20(2.9%)	14(2.0%)	0(0.0%)	99(14.2%)
F15-7	3(0.4%)	18(2.6%)	12(1.7%)	9(1.3%)	9(1.3%)	0(0.0%)	51(7.3%)
F15-8	7(1.0%)	13(1.9%)	13(1.9%)	9(1.3%)	8(1.1%)	0(0.0%)	50(7.2%)
F15-9	2(0.3%)	11(1.6%)	11(1.6%)	10(1.4%)	11(1.6%)	0(0.0%)	45(6.4%)
F15-10	1(0.1%)	6(0.9%)	4(0.6%)	4(0.6%)	9(1.3%)	0(0.0%)	24(3.4%)
F15-11	0(0.0%)	3(0.4%)	0(0.0%)	3(0.4%)	3(0.4%)	0(0.0%)	9(1.3%)
合 計	75(10.7%)	240(34.3%)	132(18.9%)	125(17.9%)	127(18.2%)	0(0.0%)	699(100%)

	Q34-A-1	Q34-A-2	Q34-A-3	Q34-A-4	Q34-A-5	Q34-A-6	合 計
F17-1	2(0.3%)	5(0.8%)	4(0.6%)	2(0.3%)	3(0.5%)	0(0.0%)	16(2.5%)
F17-2	18(2.8%)	54(8.5%)	25(4.0%)	23(3.6%)	29(4.6%)	0(0.0%)	149(23.6%)
F17-3	14(2.2%)	41(6.5%)	21(3.3%)	29(4.6%)	16(2.5%)	0(0.0%)	121(19.1%)
F17-4	6(0.9%)	33(5.2%)	14(2.2%)	17(2.7%)	10(1.6%)	0(0.0%)	80(12.7%)
F17-5	9(1.4%)	28(4.4%)	6(0.9%)	9(1.4%)	13(2.1%)	0(0.0%)	65(10.3%)
F17-6	4(0.6%)	14(2.2%)	15(2.4%)	13(2.1%)	5(0.8%)	0(0.0%)	51(8.1%)
F17-7	3(0.5%)	12(1.9%)	16(2.5%)	5(0.8%)	7(1.1%)	0(0.0%)	43(6.8%)
F17-8	0(0.0%)	14(2.2%)	5(0.8%)	3(0.5%)	9(1.4%)	0(0.0%)	31(4.9%)
F17-9	3(0.5%)	5(0.8%)	4(0.6%)	2(0.3%)	2(0.3%)	0(0.0%)	16(2.5%)
F17-10	2(0.3%)	6(0.9%)	5(0.8%)	5(0.8%)	7(1.1%)	0(0.0%)	25(4.0%)
F17-11	2(0.3%)	6(0.9%)	9(1.4%)	9(1.4%)	9(1.4%)	0(0.0%)	35(5.5%)
合 計	63(10.0%)	218(34.5%)	124(19.6%)	117(18.5%)	110(17.4%)	0(0.0%)	632(100%)

規模別ランクにおいては、規模3未満までは「1」「2」の必要性を感じるが相対的に高く、3万以上から「4」「5」の必要性を感じないとする割合が相対的に高くなる。財政力ランクでも0.5未満では、「1」「2」の

必要性を感じるの割合が相対的に高い。

上記設問で、教育行政の広域化の推進の必要性を「1. 非常に強く感じている」「2. どちらかと言えば感じている」と答えた市町村教育長に、「どのように教育行政

の広域化に取り組んでいくことが望ましい」と考えているかを聞いたのが以下の結果である。

- 1. 都道府県が広域化を促す誘導策を策定するなどのイニシアチブを発揮し教育行政の広域化を積極的に進めてほしい。 74(22.6%)
- 2. 市町村の自発的な取り組みを尊重し、都道府県はその取り組みを支援・援助することに徹し
て欲しい 211(64.5%)

- 3. 現段階ではまだ何とも言えない 39(11.9%)
 - 4. 分からない 3(0.9%)
- 合 計 327(100%)

1/3が「2」の市町村の自発的な取り組みを尊重することを望んでいるが、この回答を規模・財政力ランクとクロス分析したのが次の表である。

	Q34-B-1	Q34-B-2	Q34-B-3	Q34-B-4	合 計
F15-1	1(0.3%)	4(1.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	5(1.5%)
F15-2	10(3.1%)	13(4.0%)	1(0.3%)	0(0.0%)	24(7.4%)
F15-3	8(2.5%)	26(8.0%)	6(1.8%)	1(0.3%)	41(12.6%)
F15-4	14(4.3%)	41(12.6%)	5(1.5%)	0(0.0%)	60(18.5%)
F15-5	14(4.3%)	48(14.8%)	11(3.4%)	1(0.3%)	74(22.8%)
F15-6	14(4.3%)	32(9.8%)	5(1.5%)	0(0.0%)	51(15.7%)
F15-7	5(1.5%)	13(4.0%)	4(1.2%)	0(0.0%)	22(6.8%)
F15-8	5(1.5%)	15(4.6%)	2(0.6%)	0(0.0%)	22(6.8%)
F15-9	0(0.0%)	13(4.0%)	3(0.9%)	0(0.0%)	16(4.9%)
F15-10	2(0.6%)	3(0.9%)	1(0.3%)	1(0.3%)	7(2.2%)
F15-11	1(0.3%)	2(0.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)	3(0.9%)
合 計	74(22.8%)	210(64.6%)	38(11.7%)	3(0.9%)	325(100%)

	Q34-B-1	Q34-B-2	Q34-B-3	Q34-B-4	合 計
F17-1	2(0.7%)	5(1.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)	7(2.4%)
F17-2	19(6.5%)	46(15.7%)	8(2.7%)	0(0.0%)	73(24.9%)
F17-3	12(4.1%)	37(12.6%)	8(2.7%)	1(0.3%)	58(19.8%)
F17-4	11(3.8%)	25(8.5%)	4(1.4%)	0(0.0%)	40(13.7%)
F17-5	7(2.4%)	25(8.5%)	6(2.0%)	0(0.0%)	38(13.0%)
F17-6	3(1.0%)	15(5.1%)	3(1.0%)	0(0.0%)	21(7.2%)
F17-7	6(2.0%)	9(3.1%)	0(0.0%)	1(0.3%)	16(5.5%)
F17-8	2(0.7%)	10(3.4%)	3(1.0%)	0(0.0%)	15(5.1%)
F17-9	2(0.7%)	6(2.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	8(2.7%)
F17-10	1(0.3%)	7(2.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	8(2.7%)
F17-11	0(0.0%)	5(1.7%)	3(1.0%)	1(0.3%)	9(3.1%)
合 計	65(22.2%)	190(64.8%)	35(11.9%)	3(1.0%)	293(100%)

以上のような市町村教育長の調査に対して、都道府県教育長の意識はどのようになっているのだろうか。都道府県教育長への設問「Q. 中教審答申は市町村教育委員会の事務処理体制の充実のために、広域連合や事務組合教育委員会、共同設置教育委員会に指導主事等の派遣などの支援に努め、広域教育行政化の推進をはかることを提言しています。今後、都道府県下の教育行政の広域化についてはどのような対応が必要であるとお考えでしょうか。」に対する回答結果は次の通りである。

- 1. 地方分権の時代に対応して都道府県がイニシアチブをとって教育行政の広域化を積極的に進めていく必要がある 3(8.8%)
- 2. 積極的といわないまでも必要であると考えるので教育行政の広域化を考えていきたい 11(32.4%)
- 3. 都道府県としては教育行政の広域化を必要であると考えますが、市町村の自発的な動きを尊重するため、特段に都道府県がイニシアチブをとる必要はない 14(41.2%)

4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって考える	4(11.8%)
5. 今のところまだ何とも言えない	2(5.9%)
6. わからない	0(0.0%)
合 計	34(100%)

都道府県としては、教育行政の広域化を必要であると考えているが、都道府県が積極的なイニシアティブをとって推し進めていくというより、市町村の自発的な動きを尊重ないし促すような対応を基本としているように読みとることができる。

4-2 指導主事等の専門職員の充実方策について

分権改革によって、都道府県教育委員会の役割・機能はこれまで以上に高まることが予想される。なかでも、市町村教育委員会への専門的な支援・援助がその要ともいえるが、そうした都道府県教育委員会の機能を遂行していく上で指導主事等の専門職員の役割は重要となってくる。

都道府県教育長への設問「Q36. 市町村教育委員会への支援、学校への支援・援助等が要請されるなかで、指導主事等の専門職員を増員する何らかの方策をとることをお考えでしょうか」に対する回答は以下の通りであるが、「国の政策動向や他の都道府県の動向をまって考える」「今のところまだ何とも言えない」の両者で70%を超え、「都道府県独自で指導主事の増員を考えている」は9.4%にとどまり、市町村での指導主事配置を促す都道府県の補助金創設などはない。

1. 都道府県教育委員会独自で指導主事の増員を考えている	3(9.4%)
2. 市町村教育委員会の指導主事配置に都道府県の補助金交付を考えている	0(0.0%)
3. 国の教職員定数措置でおこなうべきものであり、都道府県としては特別な方策を考えていない	6(18.8%)
4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって考える	11(34.4%)
5. 今のところまだ何とも言えない	12(37.5%)
6. わからない	0(0.0%)
合 計	32(100%)

同様の設問を市町村教育長におこなった結果が以下の表である。

設問「Q. 市町村教育委員会の専門性や事務局の指導・支援的機能を高めていくために指導主事等の専門職員の充実が重要な課題となりますが、貴教育委員会では専門職員の充実に向けてどのような対応をお考えでしょうか」

1. 財政の自己負担では無理なため、国や都道府県の措置に期待せざるをえない	296(42.4%)
2. 財政の自己負担は厳しいものであるが、国や都道府県で何らかの補助金などあれば専門職員を配置したい	268(38.4%)
3. 財政の自己負担で単独の専門職員を配置したい	39(5.6%)
4. 隣接の市町村と共同して専門職員を配置したい	28(4.0%)
5. 国や都道府県の政策動向や他の市町村の動向をまって考える	32(4.6%)
6. 今のところまだ何とも言えない	35(5.0%)
7. わからない	0(0.0%)
合 計	698(100%)

地方分権改革によって、市町村教育委員会における専門職員の充実が課題として浮上してきているが、自己負担ないし隣接市町村との共同で配置したいとする回答が合計で9.6%にとどまっている。財政的理由から国や都道府県の措置に期待せざるを得ないとする回答が42.4%と一番高くなっているが、国や都道府県からの何らかの財政的支援があれば配置したいとする答えも38.4%となっていることは留意すべきであろう。

また、この設問の回答と規模・財政力とのクロス分析をしたものが、次の表である。

規模では、5000～8000人未満、8000～15000人未満の市町村を境に、「1」と「2」の回答率が逆転しているのが特徴であるし、財政力でも、財政力0.7以上～0.8未満を境に同様の傾向を読みとることができ、市町村教育委員会における専門職員の充実という課題に対する規模別・財政力別の対応の違いがある程度存在していることが了解される。

	Q35-1	Q35-2	Q35-3	Q35-4	Q35-5	Q35-6	Q35-7	合 計
F15-1	5(0.7%)	6(0.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(0.1%)	1(0.1%)	0(0.0%)	13(1.9%)
F15-2	33(4.8%)	8(1.2%)	0(0.0%)	2(0.3%)	4(0.6%)	4(0.6%)	0(0.0%)	51(7.3%)
F15-3	39(5.6%)	32(4.6%)	1(0.1%)	2(0.3%)	1(0.1%)	4(0.6%)	0(0.0%)	79(11.4%)
F15-4	63(9.1%)	42(6.1%)	5(0.7%)	5(0.7%)	6(0.9%)	6(0.9%)	0(0.0%)	127(18.3%)
F15-5	64(9.2%)	62(8.9%)	3(0.4%)	9(1.3%)	7(1.0%)	5(0.7%)	0(0.0%)	150(21.6%)
F15-6	39(5.6%)	39(5.6%)	5(0.7%)	5(0.7%)	5(0.7%)	4(0.6%)	0(0.0%)	97(14.0%)
F15-7	19(2.7%)	22(3.2%)	4(0.6%)	1(0.1%)	2(0.3%)	3(0.4%)	0(0.0%)	51(7.3%)
F15-8	16(2.3%)	24(3.5%)	5(0.7%)	2(0.3%)	3(0.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	50(7.2%)
F15-9	11(1.6%)	20(2.9%)	9(1.3%)	1(0.1%)	1(0.1%)	2(0.3%)	0(0.0%)	44(6.3%)
F15-10	4(0.6%)	10(1.4%)	4(0.6%)	0(0.0%)	2(0.3%)	3(0.4%)	0(0.0%)	23(3.3%)
F15-11	1(0.1%)	1(0.1%)	3(0.4%)	1(0.1%)	0(0.0%)	3(0.4%)	0(0.0%)	9(1.3%)
合 計	294(42.4%)	266(38.3%)	39(5.6%)	28(4.0%)	32(4.6%)	35(5.0%)	0(0.0%)	694(100%)

	Q35-1	Q35-2	Q35-3	Q35-4	Q35-5	Q35-6	Q35-7	合 計
F17-1	8(1.3%)	4(0.6%)	1(0.2%)	0(0.0%)	2(0.3%)	1(0.2%)	0(0.0%)	16(2.5%)
F17-2	79(12.6%)	51(8.1%)	0(0.0%)	5(0.8%)	6(1.0%)	8(1.3%)	0(0.0%)	149(23.7%)
F17-3	59(9.4%)	40(6.4%)	5(0.8%)	7(1.1%)	6(1.0%)	3(0.5%)	0(0.0%)	120(19.1%)
F17-4	37(5.9%)	30(4.8%)	5(0.8%)	2(0.3%)	3(0.5%)	3(0.5%)	0(0.0%)	80(12.7%)
F17-5	26(4.1%)	31(4.9%)	0(0.0%)	2(0.3%)	1(0.2%)	5(0.8%)	0(0.0%)	65(10.4%)
F17-6	22(3.5%)	18(2.9%)	3(0.5%)	3(0.5%)	3(0.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	49(7.8%)
F17-7	17(2.7%)	13(2.1%)	6(1.0%)	1(0.2%)	4(0.6%)	2(0.3%)	0(0.0%)	43(6.8%)
F17-8	7(1.1%)	17(2.7%)	5(0.8%)	0(0.0%)	1(0.2%)	1(0.2%)	0(0.0%)	31(4.9%)
F17-9	3(0.5%)	9(1.4%)	1(0.2%)	2(0.3%)	0(0.0%)	1(0.2%)	0(0.0%)	16(2.5%)
F17-10	7(1.1%)	10(1.6%)	4(0.6%)	1(0.2%)	2(0.3%)	1(0.2%)	0(0.0%)	25(4.0%)
F17-11	6(1.0%)	18(2.9%)	3(0.5%)	0(0.0%)	3(0.5%)	4(0.6%)	0(0.0%)	34(5.4%)
合 計	271(43.2%)	241(38.4%)	33(5.3%)	23(3.7%)	31(4.9%)	29(4.6%)	0(0.0%)	628(100%)

5 通学区域の弾力化について

通学区域の弾力化に関しては、地方分権推進委員会勧告や中教審答申の内容をその主体となる市町村の教育長に次のような設問で尋ねた。

設問「Q. 地方分権推進委員会「勧告」では就学事務を市町村の自治事務化し、又、中教審答申では市町村立学校の通学区の弾力化等が提言されています。通学区の弾力化ということに対して、今後、どのような対応をお考えでしょうか。」

1. 積極的にすすめたい	37(5.3%)
2. どちらかと言えばすすめる方向で検討したい	192(27.4%)
3. どちらとも言えない	81(11.5%)
4. どちらかといえば慎重に対応したい	332(47.3%)
5. 弾力化には反対である	32(4.6%)

6. 国や都道府県の政策動向と他市町村の動向をまって考える	23(3.3%)
7. 分からない	5(0.7%)
合 計	702(100%)

「積極的にすすめたい」5.3%、「反対」4.6%とあるように、弾力化に明確に賛成・反対を表明する回答は低い率になっているが、「どちらかといえば慎重に対応したい」が47.3%と一番高い。ただ、「どちらかといえばすすめる方向で検討したい」も27.4%と全体の1/4を超えている点は目をひく。なお、通学区の弾力化の対応については、市町村教育委員会規模別で大きな違いはない。

就学事務は市町村の自治事務となり、通学区域の弾力化も市町村の決定権限になることになるが、その市町村がこの問題で都道府県にどのような役割を期待しているのかを尋ねた設問「Q. 市町村における通学区の弾力化について、都道府県にどのような対応を望みますか。」に対する回答結果が以下の表である。

1. 都道府県として何らかの統一したルールや原則などを設定していただきたい	313(44.7%)
2. 各市町村の判断に任せていただきたい	334(47.7%)
3. どちらとも言えない	43(6.1%)
4. 分からない	10(1.4%)
合計	700(100%)

この設問については、回答が大きく二分されている。「各市町村の判断に任せる」が47.7%と一番高い割合を示しているが、「都道府県で統一したルールや原則を設定」することを望む声も44.7%と高い。

以上の市町村教育長の意識動向に対して、都道府県教育長の場合には、以下のようにになっている。

設問「Q. 地方分権推進委員会「勧告」では就学事務を市町村の自治事務化し、又、中教審答申では市町村立学校の通学区の弾力化等が提言されています。市町村の通学区の弾力化の動きに対して、都道府県教育委員会としてはどう対応することが望ましいとお考えでしょうか。」

1. 都道府県として何らかの統一したルール、原則などを設定したい	1(2.9%)
2. 通知等の指導助言や協議等で何らかの基本方針を市町村に示すことを考えている	4(11.8%)
3. 市町村の判断に任せたい	18(52.9%)
4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって考える	6(17.6%)
5. 今のところまだ何とも言えない	5(14.7%)
6. 分からない	0(0.0%)
合計	34(100%)

「市町村の判断に任せたい」が52.9%で一番高くなっているが、判断留保（「4」、「5」）も約1/3と多い。今の段階で、都道府県で統一したルール・原則を設定したいとするのが1都道府県、基本方針を通知や会議等でしめたいとするのが4都道府県にとどまっている。

6. 教職員人事の見直しについて

中教審答申では、学校の自主性・自律性の確立の観点から、教職員人事の見直しについても提言を行っている。本アンケートでは、その中から、①校長の意見具申権強化、②講師等の活用に関する校長の裁量権限拡大、③校長の各校での在職年数長期化、④教員の各校での在職年

数長期化や拠点校化、について、都道府県及び市町村教育長にそうした見直しが必要かどうか尋ねている。

都道府県教育長	①意見具申権の強化	②裁量権限の拡大	③在職年数の長期化	④長期化と拠点校化
1. そう思う	8(23.5%)	9(26.5%)	13(38.2%)	2(5.9%)
2. どちらかと言えば そう思う	15(44.1%)	19(55.9%)	13(38.2%)	3(8.8%)
3. どちらとも言えない	8(23.5%)	3(8.8%)	7(20.6%)	21(61.8%)
4. どちらかと言えばそ う思わない	2(5.9%)	2(5.9%)	0(0.0%)	6(17.6%)
5. 思わない	1(2.9%)	1(2.9%)	1(2.9%)	2(5.9%)
6. 分からない	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	34(100%)	34(100%)	34(100%)	34(100%)

校長の講師等の活用に関する裁量権限の拡大については、「1」「2」を合わせ82%強が肯定的であるのに対して、校長の意見具申権の強化については「1」「2」を合わせ67%強と低めになり、「3. どちらとも言えない」が23.5%の回答があるのが目をひく。ただ、この二つの人事見直し提言に高い賛成の回答があるのに対して、校長と教員の各校での在職年数長期化・拠点校化については明確に意見が二分されているのが注目される。校長の各校での在職年数長期化については、「1」「2」の合計で76.4%と肯定の回答率が高くなっているが、教員の在職年数長期化や拠点校化については、14.7%と低くなっている。それに対して、否定的な回答が23.5%、「どちらとも言えない」が61.8%と高くなっているのが目に付く。

同様の設問内容を市町村教育長に尋ねた結果が次の表である。

市町村教育長	①意見具申権の強化	②裁量権限の拡大	③在職年数の長期化	④長期化と拠点校化
1. そう思う	223(31.7%)	207(29.4%)	191(27.1%)	85(12.1%)
2. どちらかと言えば そう思う	305(43.3%)	297(42.2%)	231(32.8%)	162(23.0%)
3. どちらとも言えない	133(18.9%)	139(19.7%)	215(30.5%)	287(40.8%)
4. どちらかと言えば そう思わない	27(3.8%)	38(5.4%)	40(5.7%)	94(13.4%)
5. 思わない	15(2.1%)	23(3.3%)	27(3.8%)	72(10.2%)
6. 分からない	1(0.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	3(0.4%)
合計	704(100%)	704(100%)	704(100%)	703(100%)

都道府県教育長のそれと比較しながら見てみると、校長の講師等の活用に関する裁量権限の拡大については、市町村教育長の場合でも「1」「2」を合わせ71.6%と

高いが、都道府県の82%強より低い。逆に、校長の意見具申権の強化については「1」「2」を合わせ75%と高く都道府県の67%強より高めとなっている。この二つの人事見直し提言に対しては都道府県と同様に市町村でも高い賛成の回答がある。

校長と教員の一校での在職年数長期化・拠点校化については都道府県の場合と比べて明確な違いが出ている。市町村の場合、校長の一校での在職年数長期化については、「1」「2」の合計で59.9%と選択項目の中では一番高いが、都道府県の76.4%と比べて16.5%低くなっているし、「どちらとも言えない」も30.5%で都道府県の20.6%より高くなっている。教員の在職年数長期化や拠点校化については、「1」「2」の肯定の合計が35.1%で都道府県の14.7%より高く、「4」「5」の合計である否定的な回答が23.6%（都道府県23.5%）、「どちらとも言えない」が40.8%（都道府県61.8%）となっている。

教員の在職年数の長期化や拠点校化に対する都道府県と市町村との評価の違いは、都道府県と市町村の教職員人事における役割・機能の違いから当然のことかもしれない。

7. 学校評議員制度の創設について

7-1 地域における学校参加のしくみの有無

中教審答申が提言した「学校評議員」制度については賛否両論が聞かれるが、これまで保護者・地域住民等の学校参画が実定法上に明記されてこなかったことを考慮すれば、その制度化の意味は大きく、今後、さまざまな学校と家庭・地域社会との連携・協力の諸実践に資すると考えられる。本アンケートでは、まず、中教審答申で『学校評議員』制度が提唱される前から、それに類似した地域住民や保護者が学校に参加するようなしくみがあったかどうか尋ねた。

	都道府県	市町村
1. ある	7(20.6%)	64(9.1%)
2. ない	27(79.4%)	639(90.9%)
合計	34(100%)	703(100%)

具体的にどのような参加制度のしくみを尋ねていないため、その詳細は分からないが、類似のしくみが「1. ある」と答えた教育長が、都道府県で7(20.6%)、市町村で64(9.1%)となっている。この数値を高いと見るか低いと見るか評価は難しいが、中教審答申の「学校評議員」制度に先行する地域でのさまざまな試みが一定数存

在していることは注目されてよい。

7-2 「学校評議員」制度の創設について

今後、中教審答申の提言を受けて「学校評議員」制度を創設するかどうかの意向を、既存のしくみがあると答えた教育長と既存のしくみがないと答えた教育長に分けて尋ねた（次に表における市町村の回答数が7-1の回答数を違っているが、これは回答者の記入ミスであると思われるが、記入ミスをそのままにしている）。

(1) 既存の参加のしくみがあると回答した教育長への質問

	都道府県	市町村
1. 現行のしくみで十分と考えるため、現行のしくみをそのまま維持・発展させ、「学校評議員」制度はつくりたくない	3(42.9%)	20(21.7%)
2. 現行のしくみでは不十分であるため、現行のしくみを改組して「学校評議員」制度を改めてつくりたい	0(0.0%)	20(21.7%)
3. 現行のしくみでは不十分であるため、現行のしくみと並行して「学校評議員」制度も新しくつくりたい	0(0.0%)	9(9.8%)
4. 現行のしくみと「学校評議員」制度の趣旨が異なるため、現行のしくみを改組して「学校評議員」制度を改めてつくりたい	0(0.0%)	5(5.4%)
5. 現行のしくみと「学校評議員」制度の趣旨が異なるため、現行のしくみと並行して「学校評議員」制度も新しくつくりたい	2(28.6%)	7(7.6%)
6. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって考える	2(28.6%)	15(16.3%)
7. 今のところまだ何とも言えない	0(0.0%)	13(14.1%)
8. 分からない	0(0.0%)	3(3.3%)
合計	7(100%)	92(100%)

(2) 既存のしくみがないと回答した教育長への質問

都道府県	
1. 積極的に推進したいし、市町村に対しても推進するよう何らかの指針をつくったり、指導等を行いたい	2(7.7%)

2. 制度創設の必要や意義はあると思うが、市町村や学校の主体的な取り組みを尊重し、都道府県としてはとりたてて指針をつくったり指導等をするとはしない	9(34.6%)	7. 今のところまだ何とも言えない	49(7.9%)
3. どちらとも言えない	1(3.8%)	8. 分からない	4(0.6%)
4. 制度創設の必要や意義をあまり感じられないので都道府県としてはとりたてて指針をつくったり指導等をしないが、市町村や学校の自主的な取り組みがあればそれを尊重したい	3(11.5%)	合計	623(100%)
5. 制度創設の必要や意義を感じられないので都道府県としては指針をつくったり指導等をしないし、市町村や学校に創設の動きがあれば慎重に対処するよう指導等をおこないたい	1(3.8%)	政策動向をまっけて等の判断留保が都道府県と同様95(15.3%)となっているが、ここでも制度創設の必要や意義を評価する回答も「1」「2」併せて350(56.2%)と多い。教育委員会で積極的に推進したいとするものも72(11.6%)、教育委員会として指導等はせず各学校の自主性を尊重したいとするものが278(44.6%)となっている。その一方、制度創設の必要や意義を評価しない回答も「4」「5」併せて135(21.6%)ある。制度創設の必要や意義のどう評価するかにかかわらず、各学校の自主的な取り組みに任せるといふ点でみると、「2」「4」併せて391(62.7%)となっていることも目を引く。 (文責 小川 正人)	
6. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまっけて考える	5(19.2%)		
7. 今のところまだ何とも言えない	5(19.2%)		
8. 分からない	0(0.0%)		
合計	26(100%)		

政策動向をまっけて等の判断留保が10(38.4%)となっているが、制度創設の必要や意義を評価する回答も「1」「2」併せて11(42.3%)と多い。その中で、都道府県で積極的に推進したいとするものが2、都道府県として指導等はせず市町村や学校の自主性を尊重したいとするものが9となっている。

市町村

1. 積極的に推進したいし、各学校に対しても推進するよう何らかの指針をつくったり、指導等を行いたい	72(11.6%)
2. 制度創設の必要や意義はあると思うが、各学校の主体的な取り組みを尊重し、教育委員会としてはとりたてて指針をつくったり指導等をするとはしない	278(44.6%)
3. どちらとも言えない	39(6.3%)
4. 制度創設の必要や意義をあまり感じられないので教育委員会としてはとりたてて指針をつくったり指導等をしないが、各学校の自主的な取り組みがあればそれを尊重したい	113(18.1%)
5. 制度創設の必要や意義を感じられないので教育委員会としては指針をつくったり指導等をしないし、各学校に創設の動きがあれば慎重に対処するよう指導等をおこないたい	22(3.5%)
6. 国や都道府県の政策動向や他の市町村の動向をまっけて考える	46(7.4%)

おわりに

地方分権推進委員会勧告は、機関委任事務廃止を中心に国の地方に対する関与の縮減を図る分権改革の諸提言をおこなったが、地方自治体における改革の財政的基盤である財政制度の見直しには踏み込まなかった。国と地方を通じた財政制度のあり方は、ナショナルミニマムの設定の仕方やその遵守の有様を強く規定することもあって、今回の分権改革における財政制度改革の見送りは、教育行政制度の分権改革の動向や評価に大きな影響を及ぼすと考えてよいだろう。中教審答申の改革提言が出された直後に実施した今回の教育長意識調査にも、そのことは反映しているように思える。厳しい国と地方の財政状況を背景とした地方分権改革に対して、教育長の多くはナショナルミニマムの大綱化・弾力化と地方の裁量権限拡大は、地方間の格差拡大を招来するものであるという認識を示している。現行の教育行財政制度の形態・構造をそのまま肯定的に評価することにつながることはないが、しかし、ナショナルミニマムの保持と地方間格差の拡大を抑制するように機能している現行の教育行財政制度を基本的に評価していることがアンケート調査結果から伺うことができる。1999年通常国会において分権改革に関係する主要法令が改正された後、中教審答申の内容が実施されていく過程でそうしたナショナルミニマムと地方間格差をめぐる諸問題が地方段階でどう扱われ処理されていくのか、ナショナルミニマムに対して地方

間でそれを上回る多様な基準設定への取り組みが生み出されていくのかどうか一歩生み出されていなかった時はその理由は何か、逆に、生み出されていった場合、それを可能とさせたものは何か等、今回の調査に引き続いて明らかにされていかななくてはならない課題が多い。上記のナショナルミニマムに関係する以外の教育委員会や学校段階の裁量権限を拡大するという改革の基本的方針に対しては、おおよそ中教審答申の改革提言を肯定的に受けとめている様子を読みとることができる。その意味では、今期通常国会における地教行法等の改正の後、教育委員会や学校段階で多様な改革の動きが活発に展開され

ていくことが推測される。この点でも、全国的にどのような改革の取り組みが展開していくのか、各教育委員会・学校段階での改革戦略や改革内容の違いがどのように生じてくるのか、改革過程でどのような問題や新たな課題が浮き彫りにされてくるのか等、継続した調査研究が必要である。

本調査をそうしたこれからの調査研究の基礎的データとして更に分析作業を加えながら、次年度以降は、幾つかの自治体・教育委員会の事例調査研究と主要法令改正後における地方自治体の教育行政改革の取り組み状況や問題を析出するために更なる全国的調査を計画したい。

教育委員会制度と分権改革に関する調査票

－都道府県教育委員会用－

I. フェイスシートです。貴教育委員会と教育長ご自身についてお答え下さい。(平成10年11月現在でお答え下さい)

該当する番号・数字を回答用紙の回答欄にご記入ください。

(1) 教育長ご自身についてお尋ねいたします。

F 1. 性別

1. 男 2. 女

F 2. 年齢

1. 40歳未満
2. 40～44歳
3. 45～49歳
4. 50～54歳
5. 55～59歳
6. 60～64歳
7. 65歳以上

F 3. 教職の経験

1. あり 2. なし

F 4. 教育行政の経験

1. あり 2. なし

F 5. 一般行政の経験

1. あり 2. なし

F 6. 教育長としての在任期間

_____年

F 7. 直前の職歴

1. 教育長 2. 教職員 3. 教育委員会関係職員
4. 3以外の地方公務員 5. 国家公務員 6. その他()

F 8. あなたの勤務していらっしゃる自治体に何年住んでいらっしゃいますか。

1. _____年 2. 他自治体から通勤（0年の場合はこちらに記入下さい）

F 9. あなたの週当たりの勤務時間は何時間でしょうか。

_____時間

(2) 貴教育委員会および事務局についてお尋ねいたします。

F 10. 教育委員の研修をどの程度行っていますか。

- イ. 回数 _____回／1年
 ロ. 期間 _____日間程度／1回平均

F 11. 教育委員会の会議は年にどれほど行われていますか。

- イ. 定例会 _____回／1年
 ロ. 臨時会 _____回／1年
 ハ. 教育委員協議会等 _____回／1年

F 12. 貴教育委員会の事務局の本務職員数（総数）は何人ですか。

_____人

(3) 貴教育委員会が置かれている地方公共団体についてお尋ねします。

F 13. 貴自治体の人口は何人ですか。最新の数字を回答用紙に御記入下さい。

_____万人（平成____年____月現在）

F 14. 貴自治体の今年度の財政規模についてお尋ねします。次の当初予算額を回答用紙に御記入下さい。

- イ. 教育費 _____百万円
 ロ. 一般会計 _____百万円

F 15. 貴自治体の過去三年間の財政力指数についてお尋ねします。次の年度の財政力指数を回答用紙に御記入下さい。

平成8年度 _____
 平成7年度 _____
 平成6年度 _____

一B. 教育委員の職務遂行の資質に幅広い知識に明るいといったようなゼネラリストとしての識見が必要であると思われますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. そう思わない 6. わからない

一C. 上記A.Bの質問のうち、より必要と思われるのはどちらでしょうか。

1. 教育的な見地から意見を述べられるといったような教育に関する専門性
2. ゼネラリストとしての識見
3. どちらともいえない
4. 分からない

Q 6. 貴教育委員会における現在の教育委員の研修は不十分で、その内容を抜本的に改善すべきであるとお考えでしょうか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. そう思わない 6. わからない

Q 7. 貴教育委員会の会議は議論が活発に行われていると思われますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. そう思わない 6. わからない

Q 8. 教育委員の選任方法についてお尋ねいたします。

一A. 中教審答申では教育委員選任の在り方をもっと工夫するよう提言がなされていますが、教育委員の選任方法に関して公選制、準公選制、住民推薦制をどのように評価しますか。

	高く評価する	まあまあ評価する	あまり評価しない	まったく評価しない	わからない
イ. 公選制	1	2	3	4	5
ロ. 準公選制	1	2	3	4	5
ハ. 住民推薦制	1	2	3	4	5

一B. 上記のような選任方法の採用で直接的に住民の意思を取り入れることによって教育委員の職務に対する責任感が増すと思われますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. そう思わない 6. わからない

Q 9. 教育委員会の適正な設置単位についてお尋ねいたします。

一A. 現行制度下で教育委員会活動を円滑に行うにあたって適正な人口規模が存在すると思われますか。

1. 適正な人口規模が存在する。
2. 適正な人口規模など存在せず、どのような人口規模であっても関係者の努力次第で円滑に行うことができる。
3. わからない

- －B. 前の設問で「1. 適正な人口規模が存在する」とお答えになられた方にお尋ねします。教育委員会活動をより円滑に行うためにはどのくらいの人口規模が適当だと思いますか。その人口を回答用紙に御記入下さい。

_____万人

IV. 現在の国と地方の教育行政制度についてお尋ねします。

- Q 1 0. 一般的に言えば、教育行政を進める上で、地方は多様性を発揮するよりも全国的に大きな格差の無いように均一なサービスを提供することを心がけることが必要だと思われませんか

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない
5. 思わない
6. わからない

- Q 1 1. 文部省と地方教育委員会との関係は各省庁と首長部局との関係に比べて縦割り性が強いと思われませんか

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない
5. 思わない
6. わからない

- Q 1 2. 教育行政のしくみは集権的だといわれることがありますが、教育（行政）のナショナルミニマムを確保するためには必要であると思われませんか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない
5. 思わない
6. わからない

- Q 1 3. 機関委任事務や負担金は全国均一にサービスを提供するために有効に機能していると思われませんか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない
5. 思わない
6. わからない

- Q 1 4. 教育（行政）のナショナルミニマムを確保するためには機関委任事務や負担金を通じてではなく、国は基準を設定するだけでよいと思われませんか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない
5. 思わない
6. わからない

Q 1 5－A. 都道府県ごとに教職員 1 人当たりの児童生徒数が異なってもよいと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

－B. 市町村ごとに教職員 1 人当たり児童生徒数が異なってもよいと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

－C. 学校ごとに教職員 1 人当たり児童生徒数が異なってもよいと思いますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 1 6－A. 都道府県ごとに教育内容が多様であってもよいと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

－B. 市町村ごとに教育内容が多様であってもよいと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

－C. 学校ごとに教育内容が多様であってもよいと思いますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 1 7. 特色ある先進的な事業を全国に広めるために、補助金が交付されています。これは有効な方法だと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 1 8. 貴教育委員会で獲得できなかった国の補助金事業を参考にして、それと同種のものを独自財源で行うことがありますか。

1. 頻繁にある 2. ときどきある 3. たまにある 4. ほとんどない
5. ない 6. わからない

Q 1 9. 貴教育委員会にとって必要ないと思う国の補助金も申請することがありますか。

1. 頻繁にある 2. ときどきある 3. たまにある 4. ほとんどない

5. ない 6. わからない

Q 2 0. 中央省庁・都道府県の職員が都道府県教委・市町村教委事務局へ管理職として派遣されることについておたずねします。

一A. 貴事務局では貴殿の在職中に受け入れの実績がありますか

1. ある 2. ない

一B. 文部省との人事交流が貴教育委員会事務局の行政能力の向上に繋がると思われますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 2 1. 文部省の通達・通知は貴教育委員会における通常の業務に強い影響を及ぼしていると思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 2 2. 文部省の例規通達はそれ以外の通達等よりも拘束力があると思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 2 3. 例規通達以外の通達は地方教育委員会がかならず守るべきものだと思いますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 2 4. 通達は通知よりも拘束力があるとお考えでしょうか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 2 5. 通知はかならず守るものだと思いますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 2 6. 文部省の指導助言の内容は地方教育委員会の裁量を制約するものであるとお考えでしょうか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

V. 中教審答申における次のような提言内容に対する今後の取り組みに関係して、教育長ご自身のお考えをお尋ねいたします。

Q 2 7. 学級編制基準の弾力的運用をはかり、国の算定標準と異なる少人数の学級編制を検討することについてどうお考えでしょうか。

1. 財政の自己負担に無理があり、国の学級編制基準の見直しが図られるまで現状を維持する
2. 財政の自己負担をできるだけ少なくするために、教科外教員や非常勤講師等の活用で可能な学級編制の見直しを図りたい
3. 財政の自己負担をしてでも積極的に40人学級の解消を図りたい
4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって検討する
5. 今のところまだ何とも言えない
6. わからない

Q 2 8. 市町村における少人数学級編制については、都道府県教育委員会としてどう対処することが望ましいとお考えでしょうか。

1. 都道府県としては、市町村の独自の学級編制を認めるべきではない
2. 都道府県の財政負担でなく、市町村の財政自己負担で学級編制基準を見直すのであれば市町村の申請どおり認めてよい
3. 都道府県の財政負担でなく、市町村の財政自己負担で学級編制基準を見直す場合でも、市町村格差を生まないようにするため都道府県としてなんらかの基準を設定することが望ましい
4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって検討する
5. 今のところまだ何とも言えない
6. わからない

Q 2 9. 市町村教育委員会の学級編制については都道府県教育委員会との事前協議制と届出制のどちらが望ましいとお考えでしょうか。

1. 都道府県の意向尊重や市町村格差を生じさせないためにも事前協議制が望ましい
2. 市町村の意向を尊重する立場から届け出制が望ましい
3. どちらとも言えない
4. 分からない

Q 3 0. 国の教職員定数算定基準である「標準法」と異なる弾力的な教職員配置の在り方を都道府県で検討することについてどうお考えでしょうか。

1. 都道府県の自己財源も加えて積極的に独自の教職員配置の在り方を工夫したい
2. 国の「標準法」で措置される教職員定数の枠内で可能な限り教職員配置の在り方を工夫したい
3. これまで通りの運用を保持していく
4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって検討したい
5. 今のところまだ何とも言えない

6. わからない

Q 3 1. 地教行法第 4 9 条の廃止に代わって、県内の市町村教育委員会・学校の組織編成等に関わる水準維持向上をはかる何らかの措置を検討することが必要であるとお考えでしょうか。

1. 必要である
2. 必要でない
3. どちらとも言えない
4. 今のところまだ何とも言えない
5. 分からない

Q 3 2. 地教行法第 4 8 条の規定の見直し等に基づいて、指導助言の在り方や指導通知等の在り方を変える必要があるとお考えでしょうか。

一 A 文部省の都道府県や市町村に対する指導・助言について

1. 大幅に変える必要がある
2. 多少変える必要がある
3. どちらとも言えない
4. あまり変える必要がない
5. これまで通りでよく、変える必要がない
6. 分からない

一 B 貴都道府県の市町村に対する指導・助言について

1. 大幅に変える必要がある
2. 多少変える必要がある
3. どちらとも言えない
4. あまり変える必要がない
5. これまで通りでよく、変える必要がない
6. 分からない

Q 3 3. 中教審答申では、住民の教育行政に対する関心・要望の多様化や民意のより以上の反映のために教育委員の選任について構成分野の拡大や推薦等の工夫や見直し等を提言していますが、貴教育委員会ではそうした教育委員選出の見直しや工夫が必要であるとお考えでしょうか。

1. 強く感じている
2. どちらかと言えば感じている
3. どちらとも言えない
4. どちらかと言えば感じていない
5. 感じていない
6. わからない

Q 3 4. 中教審答申では、住民の教育行政に対する関心・要望の多様化等から、都道府県と市の教育委員数を7名に増員できるとしています。貴教育委員会では教育委員の数を増やす必要があるとお考えでしょうか。

1. 増員の必要を感じている
2. どちらかと言えば必要を感じている
3. どちらとも言えない
4. どちらかと言えば増員の必要を感じない
5. 増員の必要を感じない
6. わからない

Q 3 5. 中教審答申は市町村教育委員会の事務処理体制の充実のために、広域連合や事務組合教育委員会、共同設置教育委員会に指導主事等の派遣などの支援に努め、広域教育行政化の推進をはかることを提言しています。

今後、都道府県下の教育行政の広域化についてはどのような対応が必要であるとお考えでしょうか。

1. 地方分権の時代に対応して都道府県がイニシアティブをとって教育行政の広域化を積極的に進めていく必要がある
2. 積極的といわないまでも必要であると考えるので教育行政の広域化を考えていきたい
3. 都道府県としては教育行政の広域化を必要であると考えますが、市町村の自発的な動きを尊重するため、特段に都道府県がイニシアティブをとる必要はない
4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって考える
5. 今のところまだ何とも言えない
6. わからない

Q 3 6. 市町村教育委員会への支援、学校への支援・援助等が要請されるなかで、指導主事等の専門職員を増員する何らかの方策をとることをお考えでしょうか。

1. 都道府県教育委員会独自で指導主事の増員を考えている
2. 市町村教育委員会の指導主事配置に都道府県の補助金交付を考えている
3. 国の教職員定数措置でおこなうべきものであり、都道府県としては特別な方策を考えていない
4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって考える
5. 今のところまだ何とも言えない
6. 分からない

Q 3 7. 地方分権推進委員会「勧告」では就学事務を市町村の自治事務化し、又、中教審答申では市町村立学校の通学区の弾力化等が提言されています。市町村の通学区の弾力化の動きに対して、都道府県教育委員会としてはどう対応することが望ましいとお考えでしょうか。

1. 都道府県として何らかの統一したルール、原則などを設定したい
2. 通知等の指導助言や協議等で何らかの基本方針を市町村に示すことを考えている
3. 市町村の判断に任せたい

4. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって考える
5. 今のところまだ何とも言えない
6. 分からない

Q 3 8. 中教審答申では、広範囲にわたる教職員人事の見直しを提言していますが、そうした人事の見直しが必要であるとお考えですか。

	そう 思う	ど ち ら か と 言 え ば そ う 思 う	ど ち ら と も 言 え な い	ど ち ら か と 言 え ば ど ち ら か と 思 わ な い	思 わ な い	分 か ら な い
A 校長の意見具申権の強化	1	2	3	4	5	6
B 産休代替教員等の採用試験によらずに任用される教員や社会人特別非常勤講師等の活用に校長の裁量権限をもたせる	1	2	3	4	5	6
C 校長の一枚当たり在職年数をこれまで以上に長くする	1	2	3	4	5	6
D 教員の一枚当たりの在職年数を長くしたり、拠点的な勤務校を設ける	1	2	3	4	5	6

Q 3 9. 中教審答申では、地域の実情に応じて「学校評議員」制度を設けることができるよう、法令上の位置づけも含めて検討すると提言しています。これに関連し、以下の設問にお答え下さい。

一A 中教審答申で「学校評議員」制度が提唱される前から、貴都道府県にはそれに類似した地域住民や保護者が学校に参画するようなくみがありましたか。

1. ある
2. ない

一B Aの質問に「1. ある」とお答えいただいた方にお尋ねします。こうした中教審答申の提言する「学校評議員」制度の創設に対してどのような対応をお考えでしょうか。

1. 現行のしくみで十分と考えるため、現行のしくみをそのまま維持・発展させ、「学校評議員」制度はつくらない
2. 現行のしくみでは不十分であるため、現行のしくみを改組して「学校評議員」制度を改めてつくりたい
3. 現行のしくみでは不十分であるため、現行のしくみと並行して「学校評議員」制度も新しくつくりたい

4. 現行のしくみと「学校評議員」制度の趣旨が異なるため、現行のしくみを改組して「学校評議員」制度を改めてつくりたい
5. 現行のしくみと「学校評議員」制度の趣旨が異なるため、現行のしくみと並行して「学校評議員」制度も新しくつくりたい
6. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって考える
7. 今のところまだ何とも言えない
8. 分からない

一C Aの質問に「2.ない」とお答えいただいた方にお尋ねします。こうした中教審答申の提言する「学校評議員」制度の創設に対してどのような対応をお考えでしょうか。

1. 積極的に推進したいし、市町村に対しても推進するよう何らかの指針をつくったり、指導等を行いたい
2. 制度創設の必要や意義はあると思うが、市町村や学校の主体的な取り組みを尊重し、都道府県としてはとりたてて指針をつくったり指導等をするのはしない
3. どちらとも言えない
4. 制度創設の必要や意義をあまり感じられないので都道府県としてはとりたてて指針をつくったり指導等をしないが、市町村や学校の自主的な取り組みがあればそれを尊重したい
5. 制度創設の必要や意義を感じられないので都道府県としては指針をつくったり指導等をしないし、市町村や学校に創設の動きがあれば慎重に対処するよう指導等をおこないたくない
6. 国の政策動向や他の都道府県の動向をまって考える
7. 今のところまだ何とも言えない
8. 分からない

Q40. 中教審答申では、教育関係補助金等の統合・メニュー化、補助対象事業の範囲・基準等の弾力化等をすすめて、補助金執行・運用における地方裁量を拡大することを提言していますが、特に、どのような領域でそうした地方裁量を拡大して欲しいとお考えですか。

以下の項目の中から、希望の強い順に上位5つを選んで下さい。

1. 給与・手当関係
2. 教材設備
3. 就学奨励
4. へき地教育振興
5. 産業教育振興
6. 公立文教施設整備
7. 私立高等学校等経常費助成
8. 生涯学習・社会教育
9. 体育振興
10. 学校健康教育
11. その他 ()

VI. 自由記述欄

（「回答用紙」に自由記述欄を設けてあります。教育委員会制度や中教審答申の改革等についてご意見がございましたらご自由にお書き下さい。）

以上で終わります。長時間のご協力をありがとうございました。

教育委員会制度と分権改革に関する調査票

－市町村教育委員会用－

I. フェイスシートです。貴教育委員会と教育長ご自身についてお答え下さい（平成10年11月現在でお答え下さい）。

該当する番号・数字を回答用紙の回答欄にご記入ください。

(1) 教育長ご自身についてお尋ねいたします。

F 1. 性別

1. 男 2. 女

F 2. 年齢

1. 40歳未満
2. 40～44歳
3. 45～49歳
4. 50～54歳
5. 55～59歳
6. 60～64歳
7. 65歳以上

F 3. 教職の経験

1. あり 2. なし

F 4. 教育行政の経験

1. あり 2. なし

F 5. 一般行政の経験

1. あり 2. なし

F 6. 教育長としての在任期間

_____年

F 7. 直前の職歴

1. 教育長 2. 教職員 3. 教育委員会関係職員
4. 3以外の地方公務員 5. 国家公務員 6. その他()

F 8. あなたの勤務していらっしゃる自治体に何年住んでいらっしゃいますか。

1. _____年 2. 他自治体から通勤（0年の場合はこちらに記入下さい）

F 9. あなたの週当たりの勤務時間は何時間ですか。

_____時間

（2）貴教育委員会および事務局についてお尋ねいたします。

F 10. 貴教育委員会の組織は次のいずれですか。

1. 教育委員5人制 2. 教育委員3人制

F 11. 教育委員の研修をどの程度行っていますか。

- イ. 回数 _____回／1年
ロ. 期間 _____日間程度／1回平均

F 12. 教育委員会の会議は年にどれほど行われていますか。

- イ. 定例会 _____回／1年
ロ. 臨時会 _____回／1年
ハ. 教育委員協議会等 _____回／1年

F 13. 貴教育委員会の事務局の本務職員数（総数）は何人ですか。

_____人

F 14. 指導主事は配置しておりますか。

1. 指導主事を配置している 2. 指導主事を配置していない

（3）貴教育委員会が置かれている地方公共団体についてお尋ねします。

F 15. 貴自治体の人口は何人ですか。最新の数字を回答用紙に御記入下さい。

_____万人（平成____年____月現在）

F 16. 貴自治体の財政規模についてお尋ねします。次の当初予算額を回答用紙に御記入下さい。

- イ. 教育費 _____百万円
ロ. 一般会計 _____百万円

Ⅲ. 教育委員の選任等についてお尋ねいたします。教育委員について教育長ご自身がどうお考えになっているか、以下の設問についてお答え下さい。

Q 5. 教育委員の職務遂行に必要な資質についてお尋ねいたします。

一A. 教育委員の職務遂行に教育的な見地から意見を述べられるといったような教育に関する専門性は必要だと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. そう思わない 6. わからない

一B. 教育委員の職務遂行の資質に幅広い知識に明るいといったようなゼネラリストとしての識見が必要であると思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. そう思わない 6. わからない

一C. 上記A.Bの質問のうち、より必要と思われるのはどちらでしょうか。

1. 教育的な見地から意見を述べられるといったような教育に関する専門性
2. ゼネラリストとしての識見
3. どちらともいえない
4. 分からない

Q 6. 貴教育委員会における現在の教育委員の研修は不十分で、その内容を抜本的に改善すべきであるとお考えでしょうか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. そう思わない 6. わからない

Q 7. 貴教育委員会の会議は議論が活発に行われていると思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. そう思わない 6. わからない

Q 8. 教育委員の選任方法についてお尋ねいたします。

一A. 中教審答申では教育委員選任の在り方をもっと工夫するよう提言がなされていますが、教育委員の選任方法に関して公選制、準公選制、住民推薦制をどのように評価しますか。

	高く評価する	まあまあ評価する	あまり評価しない	まったく評価しない	わからない
イ. 公選制	1	2	3	4	5
ロ. 準公選制	1	2	3	4	5
ハ. 住民推薦制	1	2	3	4	5

一B. 上記のような選任方法の採用で直接的に住民の意思を取り入れることによって教育委員の職務に対する責任感は増すと思われますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. そう思わない 6. わからない

Q 9. 教育委員会の適正な設置単位についてお尋ねいたします。

一A. 現行制度下で教育委員会活動を円滑に行うにあたって適正な人口規模が存在すると思われますか。

1. 適正な人口規模が存在する。
2. 適正な人口規模など存在せず、どのような人口規模であっても関係者の努力次第で円滑に行うことができる。
3. わからない

一B. 前の設問で「1. 適正な人口規模が存在する」とお答えになられた方にお尋ねします。教育委員会活動をより円滑に行うためにはどのくらいの人口規模が適当だと思えますか。その人口を回答用紙に御記入下さい。

_____万人

IV. 現在の国と地方の教育行政制度についてお尋ねします。

Q 10. 一般的に言えば、教育行政を進める上で、地方は多様性を発揮するよりも全国的に大きな格差の無いように均一なサービスを提供することを心がけることが必要だと思えますか

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 11. 文部省と地方教育委員会との関係は各省庁と首長部局との関係に比べて縦割り性が強いと思えますか

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 12. 教育行政のしくみは集権的だといわれることがありますが、教育（行政）のナショナルミニマムを確保するためには必要であると思えますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 1 3. 機関委任事務や負担金は全国均一にサービスを提供するために有効に機能していると思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 1 4. 教育（行政）のナショナルミニマムを確保するためには機関委任事務や負担金を通じてではなく、国は基準を設定するだけでよいと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 1 5 - A. 都道府県ごとに教職員 1 人当たりの児童生徒数が異なってもよいと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

- B. 市町村ごとに教職員 1 人当たり児童生徒数が異なってもよいと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

- C. 学校ごとに教職員 1 人当たり児童生徒数が異なってもよいと思いませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 1 6 - A. 都道府県ごとに教育内容が多様であってもよいと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

- B. 市町村ごとに教育内容が多様であってもよいと思われませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

- C. 学校ごとに教育内容が多様であってもよいと思いませんか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 1 7. 特色ある先進的な事業を全国に広めるために、補助金が交付されています。これは有効な方法だと思われますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 1 8. 貴教育委員会で獲得できなかった国の補助金事業を参考にして、それと同種のを独自財源で行うことがありますか。

1. 頻繁にある 2. ときどきある 3. たまにある 4. ほとんどない
5. ない 6. わからない

Q 1 9. 貴教育委員会にとって必要ないと思う国の補助金も申請することがありますか。

1. 頻繁にある 2. ときどきある 3. たまにある 4. ほとんどない
5. ない 6. わからない

Q 2 0. 中央省庁・都道府県の職員が都道府県教委・市町村教委事務局へ管理職として派遣されることについておたずねします。

—A. 貴事務局では貴殿の在職中に受け入れの実績がありますか

1. ある 2. ない

—B. 文部省や都道府県との人事交流が貴教育委員会事務局の行政能力の向上に繋がると思われますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 2 1. 文部省の通達・通知は貴教育委員会における通常の業務に強い影響を及ぼしていると思われますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 2 2. 文部省の例規通達はそれ以外の通達等よりも拘束力があると思われますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 2 3. 例規通達以外の通達は地方教育委員会がかならず守るべきものだと思われますか。

1. そう思う 2. どちらかといえばそう思う 3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない 5. 思わない 6. わからない

Q 2 4. 通達は通知よりも拘束力があるとお考えでしょうか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない
5. 思わない
6. わからない

Q 2 5. 通知はかならず守るものだとお考えでしょうか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない
5. 思わない
6. わからない

Q 2 6. 文部省の指導助言の内容は地方教育委員会の裁量を制約するものであるとお考えでしょうか。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらともいえない
4. どちらかといえばそうは思わない
5. 思わない
6. わからない

V. 中教審答申における次のような提言内容に対する取り組みに関係して教育長ご自身のお考えをお尋ねいたします。

Q 2 7. 学級編制基準の弾力的運用をはかり、国の算定標準と異なる少人数の学級編制を検討することについてどうお考えでしょうか。

1. 財政の自己負担に無理があり、国や都道府県の学級編制基準の見直しが図られるまで現状を維持する
2. 財政の自己負担をできるだけ少なくするために、教科外教員や非常勤講師等の活用で可能な学級編制の見直しを図りたい
3. 財政の自己負担をしてでも積極的に40人学級の解消を図りたい
4. 国と都道府県の政策動向や他の市町村の動きをまって検討する
5. 今のところまだ何とも言えない
6. 分からない

Q 2 8. 市町村における学級編制基準の弾力化、少人数学級の実施について、都道府県教育委員会の対応はどうあるべきだとお考えでしょうか。

1. 市町村の財政自己負担で実施するのであれば市町村の申請どおり認めるべきである
2. 市町村の財政自己負担で実施する場合でも、市町村格差を生まないように都道府県はなんらかの基準をつくるべきである
3. 市町村格差を生じさせないため、市町村の財政自己負担でも自由に実施されるべきではなく、都道府県が主体となっておこなうべきものである
4. 今のところまだ何ともいえない
5. 分からない

Q 2 9. 市町村教育委員会の学級編制については都道府県教育委員会との事前協議制と届出制のどちらが望ましいとお考えでしょうか。

1. 都道府県の意向尊重や市町村格差を生じさせないためにも事前協議制が望ましい
2. 市町村の意向を尊重する立場から届け出制が望ましい
3. どちらとも言えない
4. 分からない

Q 3 0. 中教審答申では、市町村立学校の組織編制等に関する基準を都道府県が設定できていた地教行法第49条を廃止すると提言していますが、都道府県の基準設定に代わって、県内の市町村教育委員会・学校の組織編成等に関わる水準維持向上をはかるため都道府県レベルにおいて何らかの措置を検討することが必要であるとお考えでしょうか。

1. 必要である
2. 必要でない
3. どちらとも言えない
4. 今のところまだ何とも言えない
5. 分からない

Q 3 1. 地教行法第48条の規定の見直し等に基づいて、文部省や都道府県の市町村に対する指導助言の在り方や指導通知等の在り方を変える必要があるとお考えでしょうか。

1. 大幅に変える必要がある
2. 多少変える必要がある
3. どちらとも言えない
4. あまり変える必要がない
5. これまで通りでよく、変える必要がない
6. 分からない

Q 3 2. 中教審答申では、学校の責任の明確化と主体性を尊重する観点から、適正な事務処理を確保するためすべての学校が必ず従わなければならない指示・命令とそれ以外の指導・助言とを明確に区別して運用することを提言しておりますが、貴教育委員会では、そうした運用の見直しが必要であるとお考えでしょうか。

1. 大幅に変える必要がある
2. 多少変える必要がある
3. どちらとも言えない
4. あまり変える必要がない
5. これまで通りでよく、変える必要がない
6. 分からない

Q 3 3. 中教審答申では、住民の教育行政に対する関心・要望の多様化や民意のより以上の反映のために教育委員の選任について構成分野の拡大や推薦等の工夫や見直し等を提言していますが、貴教育委員会ではそうした教育委員選出の見直しや工夫が必要であるとお考えでしょうか。

1. 強く感じている
2. どちらかといえば感じている
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば感じていない
5. 感じていない
6. 分からない

Q 3 4 - A. 中教審答申は市町村教育委員会の事務処理体制の充実のために、広域連合や事務組合教育委員会、共同設置教育委員会に指導主事等の派遣などの支援に努め、広域教育行政化の推進をはかることを提言しています。

貴教育委員会では、現在、教育行政の広域化の必要性を感じておられますか。

1. 非常に強く感じている
2. どちらかと言えば感じている
3. どちらとも言えない
4. どちらかと言えば感じていない
5. 感じていない
6. 分からない

一 B. 上記 A の設問に対して、「1. 非常に強く感じている」「2. どちらかと言えば感じている」とお答えになった方にお尋ねします。どのように教育行政の広域化に取り組んでいくことが望ましいとお考えでしょうか。

1. 都道府県が広域化を促す誘導策を策定するなどのイニシアチブを発揮し教育行政の広域化を積極的に進めてほしい
2. 市町村の自発的な取り組みを尊重し、都道府県はその取り組みを支援・援助することに徹して欲しい
3. 現段階ではまだ何とも言えない
4. 分からない

Q 3 5. 市町村教育委員会の専門性や事務局の指導・支援的機能を高めていくために指導主事等の専門職員の充実が重要な課題となりますが、貴教育委員会では専門職員の充実に向けてどのような対応をお考えでしょうか。

1. 財政の自己負担では無理なため、国や都道府県の措置に期待せざるをえない
2. 財政の自己負担は厳しいものがあるが、国や都道府県で何らかの補助金などあれば専門職員を配置したい
3. 財政の自己負担で単独の専門職員を配置したい
4. 隣接の市町村と共同して専門職員を配置したい
5. 国や都道府県の政策動向や他の市町村の動向をまって考える
6. 今のところまだ何とも言えない
7. 分からない

Q 3 6 - A. 地方分権推進委員会「勧告」では就学事務を市町村の自治事務化し、又、中教審答申では市町村立学校の通学区の弾力化等が提言されています。通学区の弾力化ということに対して、今後、どのような対応をお考えでしょうか。

1. 積極的にすすめたい
2. どちらかと言えばすすめる方向で検討したい
3. どちらとも言えない
4. どちらかといえば慎重に対応したい
5. 弾力化には反対である
6. 国や都道府県の政策動向と他市町村の動向をまっけて考える
7. 分からない

- B. 市町村における通学区の弾力化について、都道府県にどのような対応を望みますか。

1. 都道府県として何らかの統一したルールや原則などを設定していただきたい
2. 各市町村の判断に任せていただきたい
3. どちらとも言えない
4. 分からない

Q 3 7. 中教審答申では、広範囲にわたる教職員人事の見直しを提言していますが、そうした人事の見直しが必要であるとお考えですか。

	そう 思う	ど ち ら か と 言 え ば そ う 思 う	ど ち ら か と も 言 え な い	ど ち ら か と 言 え ば そ う 思 わ な い	思 わ な い	分 か ら な い
A 校長の意見具申権の強化	1	2	3	4	5	6
B 産休代替教員等の採用試験によらずに任用される教員や社会人特別非常勤講師等の活用に校長の裁量権限をもたせる	1	2	3	4	5	6
C 校長の1校当たり在職年数をこれまで以上に長くする	1	2	3	4	5	6
D 教員の1校当たりの在職年数を長くしたり、拠点的な勤務校を設ける	1	2	3	4	5	6

Q38. 中教審答申では、地域の実情に応じて「学校評議員」制度を設けることができるよう、法令上の位置づけも含めて検討すると提言しています。これに関連し、以下の設問にお答え下さい。

一A 中教審答申で「学校評議員」制度が提唱される前から、貴市町村にはそれに類似した地域住民や保護者が学校に参画するようなくみがありましたか。

1. ある
2. ない

一B Aの質問に「1. ある」とお答えいただいた方にお尋ねします。こうした中教審答申の提言する「学校評議員」制度の創設に対してどのような対応をお考えでしょうか。

1. 現行のしくみで十分と考えるため、現行のしくみをそのまま維持・発展させ、「学校評議員」制度はつぐらない
2. 現行のしくみでは不十分であるため、現行のしくみを改組して「学校評議員」制度を改めてつくりたい
3. 現行のしくみでは不十分であるため、現行のしくみと並行して「学校評議員」制度も新しくつくりたい
4. 現行のしくみと「学校評議員」制度の趣旨が異なるため、現行のしくみを改組して「学校評議員」制度を改めてつくりたい
5. 現行のしくみと「学校評議員」制度の趣旨が異なるため、現行のしくみと並行して「学校評議員」制度も新しくつくりたい
6. 国と都道府県の政策動向や他の市町村の動向をまって考える
7. 今のところまだ何とも言えない
8. 分からない

一C Aの質問に「2. ない」とお答えいただいた方にお尋ねします。こうした中教審答申の提言する「学校評議員」制度の創設に対してどのような対応をお考えでしょうか。

1. 積極的に推進したいし、各学校に対しても推進するよう何らかの指針をつくったり、指導等を行いたい
2. 制度創設の必要や意義はあると思うが、各学校の主体的な取り組みを尊重し、教育委員会としてはとりたてて指針をつくったり指導等をするのはしない
3. どちらとも言えない
4. 制度創設の必要や意義をあまり感じられないので教育委員会としてはとりたてて指針をつくったり指導等をしないが、各学校の自主的な取り組みがあればそれを尊重したい
5. 制度創設の必要や意義を感じられないので教育委員会としては指針をつくったり指導等をしないし、各学校に創設の動きがあれば慎重に対処するよう指導等をおこないたい
6. 国や都道府県の政策動向や他の市町村の動向をまって考える
7. 今のところまだ何とも言えない
8. 分からない

Q39. 中教審答申では、教育関係補助金等の統合・メニュー化、補助対象事業の範囲・基準等の弾力化等をすすめて、補助金執行・運用における地方裁量を拡大することを提言していますが、特に、どのような領域でそうした地方裁量を拡大して欲しいとお考えですか。以下の項目の中から、希望の強い順に上位5つを選んで下さい。

1. 給与・手当関係
2. 教材設備
3. 就学奨励
4. へき地教育振興
5. 産業教育振興
6. 公立文教施設整備
7. 私立高等学校等経常費助成
8. 生涯学習・社会教育
9. 体育振興
10. 学校健康教育
11. その他（ ）

Q40. 市教育委員会の教育長のみにお尋ねをします。

中教審答申では、住民の教育行政に対する関心・要望の多様化等から、都道府県と市の教育委員数を7名に増員できるとしています。貴教育委員会ではそうした教育委員の数を増やす必要があるとお考えでしょうか。

1. 増員の必要を感じている
2. どちらかと言えば必要を感じている
3. どちらとも言えない
4. どちらかと言えば増員の必要を感じない
5. 増員の必要を感じない
6. 分からない

VI. 自由記述欄

（「回答用紙」に自由記述欄を設けてあります。教育委員会制度や中教審答申の改革等についてご意見がございましたらご自由にお書き下さい。）

以上で終わります。長時間のご協力をありがとうございました。